

長野県地域防災計画

風水害対策編

令和4年度修正(案)

新旧対照表

新	旧	修正理由・備考																																				
<p style="text-align: center;">第3節 防災上重要な機関の実施責任と 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>5 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="181 451 1273 863"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(3)日本貨物鉄道(株) (関東支社長野支店)</td> <td>災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(4)電気通信事業者</td> <td>(東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDD I(株)、ソフトバンク(株)、<u>楽天モバイル(株)</u>) ア 電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 指定地方公共機関</p> <table border="1" data-bbox="181 953 1273 1318"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(6)放送事業者</td> <td>(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ(株)、(株)テレビ松本ケーブルビジョン、(株)上田ケーブルテレビジョン、<u>(株)Goolight</u>) 気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	(3)日本貨物鉄道(株) (関東支社長野支店)	災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関すること。	(4)電気通信事業者	(東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDD I(株)、ソフトバンク(株)、 <u>楽天モバイル(株)</u>) ア 電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること。	(略)	(略)	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	(6)放送事業者	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ(株)、(株)テレビ松本ケーブルビジョン、(株)上田ケーブルテレビジョン、 <u>(株)Goolight</u>) 気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。	(略)	(略)	<p style="text-align: center;">第3節 防災上重要な機関の実施責任と 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第2 処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>5 指定公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1368 451 2466 819"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(3)日本貨物鉄道(株) (関東支社長野支店)</td> <td>災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(4)電気通信事業者</td> <td>(東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDD I(株)、ソフトバンク(株)) ア 電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table> <p>6 指定地方公共機関</p> <table border="1" data-bbox="1368 953 2466 1318"> <thead> <tr> <th>機関の名称</th> <th>処理すべき事務又は業務の大綱</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> <tr> <td>(6)放送事業者</td> <td>(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ(株)、(株)テレビ松本ケーブルビジョン、(株)上田ケーブルテレビジョン、<u>須高ケーブルテレビ(株)</u>) 気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。</td> </tr> <tr> <td>(略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	(3)日本貨物鉄道(株) (関東支社長野支店)	災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関すること。	(4)電気通信事業者	(東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDD I(株)、ソフトバンク(株)) ア 電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること。	(略)	(略)	機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱	(略)	(略)	(6)放送事業者	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ(株)、(株)テレビ松本ケーブルビジョン、(株)上田ケーブルテレビジョン、 <u>須高ケーブルテレビ(株)</u>) 気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。	(略)	(略)	<p>脱字の修正</p> <p>事業者の追加</p> <p>事業者名の修正</p>
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																																					
(略)	(略)																																					
(3)日本貨物鉄道(株) (関東支社長野支店)	災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関すること。																																					
(4)電気通信事業者	(東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDD I(株)、ソフトバンク(株)、 <u>楽天モバイル(株)</u>) ア 電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること。																																					
(略)	(略)																																					
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																																					
(略)	(略)																																					
(6)放送事業者	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ(株)、(株)テレビ松本ケーブルビジョン、(株)上田ケーブルテレビジョン、 <u>(株)Goolight</u>) 気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。																																					
(略)	(略)																																					
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																																					
(略)	(略)																																					
(3)日本貨物鉄道(株) (関東支社長野支店)	災害時における鉄道貨物による救助物資等の輸送の協力に関すること。																																					
(4)電気通信事業者	(東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDD I(株)、ソフトバンク(株)) ア 電気通信設備の保全に関すること。 イ 災害非常通話の確保及び気象通報の伝達に関すること。																																					
(略)	(略)																																					
機関の名称	処理すべき事務又は業務の大綱																																					
(略)	(略)																																					
(6)放送事業者	(信越放送(株)、(株)長野放送、(株)テレビ信州、長野朝日放送(株)、長野エフエム放送(株)、(株)インフォメーション・ネットワーク・コミュニティ、エルシーブイ(株)、(株)テレビ松本ケーブルビジョン、(株)上田ケーブルテレビジョン、 <u>須高ケーブルテレビ(株)</u>) 気象予報及び警報、災害情報等広報に関すること。																																					
(略)	(略)																																					

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第1節 風水害に強い県づくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 風水害に強い県土づくり</p> <p>(2)実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（全部局）</p> <p>(エ) 風水害に強い県土の形成を図るため、下記の事項に配慮しつつ、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道等の事業を総合的、計画的に推進する。</p> <p>c 台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する<u>治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策を一体的に推進する。</u>また、山地災害の発生を防止するため、<u>森林の整備・保全を推進する。</u></p> <p>(略)</p> <p>(カ) <u>気候変動による影響を踏まえ、</u>社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国〔国土交通大臣〕及び都道府県知事が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「都道府県大規模氾濫減災協議会」、「<u>流域治水協議会</u>」、「総合土砂災害対策推進連絡会」等を活用し、国、市町村、河川管理者、水防管理者等の<u>集水域を含めた流域全体のあらゆる関係者が協働し、「流域治水」の取組を推進するための密接な連携体制を構築するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(2)実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（全部局）</p> <p>(ア) 風水害に強いまちの形成</p> <p>a 治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。<u>特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。</u>また、<u>これらの評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>d 危険な盛土が確認された場合は、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、その内容について、市町村と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図るものとする。</u></p> <p><u>e 広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点を経て、各指定避難所への支援物資を届けるための緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な拠点と高規格道路等のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路防災対策等を通じて、強靱</u></p>	<p style="text-align: center;">第1節 風水害に強い県づくり</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 風水害に強い県土づくり</p> <p>(2)実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（全部局）</p> <p>(エ) 風水害に強い県土の形成を図るため、下記の事項に配慮しつつ、治山、治水、急傾斜地崩壊対策、農地防災、下水道等の事業を総合的、計画的に推進する。</p> <p>c 台風、集中豪雨等に伴う山地災害に対処する<u>山地治山、地すべり防止施設等の整備を推進する。</u>また、山地災害の発生を防止するため森林の<u>造成及び維持を図る。</u></p> <p>(略)</p> <p>(カ) <u>複合的な災害にも多層的に備え、</u>社会全体で被害を防止・軽減させるためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的として、国〔国土交通大臣〕及び都道府県知事が組織する「大規模氾濫減災協議会」、「都道府県大規模氾濫減災協議会」、「総合土砂災害対策推進連絡会」等を活用し、国、市町村、河川管理者、水防管理者等の<u>多様な関係者で、密接な連携体制を構築するものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>2 風水害に強いまちづくり</p> <p>(2)実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】（全部局）</p> <p>(ア) 風水害に強いまちの形成</p> <p>a 治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。また、<u>前述</u>の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>d 広域物資輸送拠点、地域内輸送拠点を経て、各指定避難所への支援物資を届けるための緊急輸送ルートの確保を早期に確実に図るため、主要な市街地等と高速道路のアクセス強化、ネットワーク機能の向上、道路情報ネットワークシステ</u></p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

<p><u>で</u>信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、<u>国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図る。</u></p> <p><u>f</u> 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成する。</p> <p>(n) <u>山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、</u>山地災害危険地区の総合的な山地災害対策を推進</p> <p>特に、<u>尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進</u></p> <p>また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検を実施</p> <p>(略)</p> <p>(エ) 災害応急対策等への備え</p> <p><u>g</u> <u>他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</u></p> <p><u>h</u> 災害時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ市町村と救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。</p> <p><u>i</u> 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。</p> <p><u>j</u> 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</p> <p><u>k</u> 電気事業者と協力し、大規模停電発生時に電源車の配備等の円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。</p>	<p><u>ム、</u>道路防災対策等を通じて<u>安全性、</u>信頼性の高い道路網の整備を図る。また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図る。</p> <p><u>e</u> 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。</p> <p>(n) <u>山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備及び</u>山地災害危険地区の<u>周知等</u>の総合的な山地災害対策の推進</p> <p>特に、<u>流木災害が発生するおそれのある森林については、流木捕捉式治山ダム</u>の設置や間伐等の森林整備などの対策を推進</p> <p>また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検を実施</p> <p>(略)</p> <p>(エ) 災害応急対策等への備え</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>g</u> 災害時の迅速かつ円滑な救助の実施体制の構築に向けて、あらかじめ市町村と救助に必要な施設、設備、人員等について意見交換を行うとともに、事務委任制度や救助実施市制度の積極的な活用により役割分担を明確化するなど、調整を行っておくものとする。</p> <p><u>h</u> 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。</p> <p><u>i</u> 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</p> <p><u>j</u> 電気事業者と協力し、大規模停電発生時に電源車の配備等の円滑な支援を受けられるよう、あらかじめ、病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設及び災害応急対策に係る機関が保有する施設の非常用電源の設置状況等を収集・整理し、リスト化を行うよう努めるものとする。</p>	
---	--	--

<p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 風水害に強いまちの形成</p> <p>a 治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。<u>特に、豪雨や洪水のリスク評価に際しては、浸水深や発生頻度等を踏まえて検討するよう努めるものとする。</u>また、<u>これら</u>の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>h 危険な盛土が確認された場合は、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行う。また、その内容について、県と情報共有を行うとともに、必要に応じて住民への周知を図るものとする。</u></p> <p><u>i 道路防災対策等を通じて、強靱で信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。</u>また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、<u>国が促進する一般送配電事業者、電気通信事業者における無電柱化の取組と連携しつつ、無電柱化の促進を図るものとする。</u></p> <p><u>j 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。</u></p> <p>(n) <u>山地災害危険地区等における治山施設の整備等のハード対策と、山地災害危険地区に係る監視体制の強化、情報提供等のソフト対策の一体的な実施や、地域の避難体制との連携による減災効果の向上を図るとともに、森林の整備・保全の推進により、山地災害危険地区の総合的な山地災害対策を推進</u></p> <p>特に、<u>尾根部からの崩落等による土砂流出量の増大、流木災害の激甚化、広域にわたる河川氾濫など、災害の発生形態の変化等に対応するため、流域治水の取組と連携しつつ、土砂流出の抑制、森林土壌の保全強化、流木対策等を推進</u></p> <p>また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検を実施</p> <p>(略)</p> <p>(エ) 災害応急対策等への備え</p> <p><u>g 他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。</u>また、<u>災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</u></p> <p><u>h 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。</u></p>	<p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(ア) 風水害に強いまちの形成</p> <p>a 治水・防災・まちづくり・建築を担当する各部局の連携の下、有識者の意見を踏まえ、豪雨、洪水、土砂災害等に対するリスクの評価について検討するものとする。また、<u>前述</u>の評価を踏まえ、防災・減災目標を設定するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>h 道路情報ネットワークシステム、道路防災対策等を通じて安全性、信頼性の高い道路網の整備を図るものとする。</u>また、避難路、緊急輸送路など防災上重要な経路を構成する道路について、災害時の交通の確保を図るため、必要に応じて、区域を指定して道路の占用の禁止又は制限を行うとともに、無電柱化の促進を図るものとする。</p> <p><u>i 以下の事項を重点として総合的な風水害対策を推進することにより、風水害に強いまちを形成するものとする。</u></p> <p>(n) <u>山地災害危険地区、地すべり危険箇所等における山地治山、防災林造成、地すべり防止施設の整備及び山地災害危険地区の周知等の総合的な山地災害対策の推進</u></p> <p>特に、<u>流木災害が発生するおそれのある森林については、流木捕捉式治山ダム</u><u>の設置や間伐等の森林整備などの対策を推進</u></p> <p>また、脆弱な地質地帯における山腹崩壊等対策や巨石・流木対策などを複合的に組み合わせた治山対策を推進するとともに、住民等と連携した山地災害危険地区等の定期点検を実施</p> <p>(略)</p> <p>(エ) 災害応急対策等への備え</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>g 随意契約の活用による速やかな災害応急対策ができるよう、建設業団体等との災害協定の締結を推進するものとする。</u></p>	
--	---	--

<p><u>i</u> 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</p> <p><u>i</u> 平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】</p> <p>(ウ) 災害応急対策等への備え</p> <p><u>g</u> <u>他の関係機関と連携の上、災害時に発生する状況を予め想定し、災害対応を時系列で整理した防災行動計画（タイムライン）を作成するよう努めるものとする。また、災害対応の検証等を踏まえ、必要に応じて同計画の見直しを行うとともに、平時から訓練や研修等を実施し、同計画の効果的な運用に努めるものとする。</u></p> <p><u>h</u> 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。</p>	<p><u>h</u> 災害応急対策への協力が期待される建設業団体等の担い手の確保・育成に取り組むものとする。</p> <p><u>i</u> 平常時より、災害による被害が予測される空家等の状況の確認に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】</p> <p>(ウ) 災害応急対策等への備え</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>g</u> 病院、要配慮者に関わる社会福祉施設等の人命に関わる重要施設の管理者は、発災後72時間の事業継続が可能となる非常用電源を確保するよう努めるものとする。</p>	
--	---	--

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第3節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(2)実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p><u>(サ) 発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）等の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合に備え、市町村等と連携の上、あらかじめ一連の手続等について整理し、明確にしておくものとする。（危機管理部）</u></p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p><u>(キ) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求められること</u> ができる仕組みの構築に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 通信手段の確保</p> <p>(2)実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(オ) 衛星携帯電話、携帯電話、MCA移動無線、<u>公共安全LTE（PS-LTE）</u>等の移動系の応急対策機器の整備を図る。（危機管理部、警察本部）</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(オ) 衛星携帯電話、MCA移動無線、<u>公共安全LTE（PS-LTE）</u>等の移動系の応急対策機器の整備を図るものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第3節 情報の収集・連絡体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 情報の収集・連絡体制の整備</p> <p>(2)実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p><u>(ク) 災害対策本部等に意見聴取・連絡調整のため、関係機関等の出席を求められること</u> ができる仕組みの構築に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 通信手段の確保</p> <p>(2)実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(オ) 衛星携帯電話、携帯電話、MCA移動無線等の移動系の応急対策機器の整備を図る。（危機管理部、警察本部）</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(オ) 衛星携帯電話、MCA移動無線等の移動系の応急対策機器の整備を図るものとする。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>誤字の修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第4節 活動体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 防災中枢機能等の確保</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。</p> <p>また、<u>再生可能エネルギー等</u>の代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備、LPガス災害用バルク等の燃料貯蔵設備の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信の整備等非常用通信手段の確保が必要である。</p> <p>さらに、施設の点検、補強等を実施する他、施設使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。</p>	<p style="text-align: center;">第4節 活動体制計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 防災中枢機能等の確保</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害時に応急対策の中心的役割を果たす各機関の施設、設備については、災害に対する安全性の確保等に努める必要がある。</p> <p>また、代替エネルギーシステムや電動車の活用を含めた自家発電設備、LPガス災害用バルク等の燃料貯蔵設備の整備や、通信途絶時に備えた衛星通信の整備等非常用通信手段の確保が必要である。</p> <p>さらに、施設の点検、補強等を実施する他、施設使用不能時に応急対策の中心となる代替施設の確保を図る必要がある。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第5節 広域相互応援計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 県内全市町村間の相互応援協定</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>県内77市町村間において相互応援を行う「長野県市町村災害時相互応援協定」が締結されている。</p> <p>このほか県内市町村が、他の地方公共団体と相互応援等の協定を締結しているのは、<u>令和4年9月1日</u>現在、<u>215</u>協定である。</p> <p>今後は、これらの協定に基づき平常時から連携強化を図り、相互応援体制を確立する必要がある。</p>	<p style="text-align: center;">第5節 広域相互応援計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 県内全市町村間の相互応援協定</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>県内77市町村間において相互応援を行う「長野県市町村災害時相互応援協定」が締結されている。</p> <p>このほか県内市町村が、他の地方公共団体と相互応援等の協定を締結しているのは、<u>令和2年3月1日</u>現在、<u>208</u>協定である。</p> <p>今後は、これらの協定に基づき平常時から連携強化を図り、相互応援体制を確立する必要がある。</p>	<p>時点修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第6節 救助・救急・医療計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 医療用資機材等の備蓄</p> <p>(1)現状及び課題</p> <p>災害等緊急時に必要とされる医療用資機材、医療品等については、長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会において、初期治療用医薬品等43品目を県下13箇所に、衛生材料24品目を県下6箇所に常時備蓄するとともに、同組合及び同協会と県が平成30年3月新たに協定を結び、連携体制の強化を図ったところである。また、(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部との協定に基づき、医療ガスの確保を図っている。さらには日本赤十字社長野県支部、(一社)長野県医師会、(一社)長野県歯科医師会、(一社)長野県薬剤師会等の関係機関においても備蓄を行い、災害時に備えている。</p> <p>また、血清・ワクチンについては関係機関に常時保管しており、輸血用血液については、県下2箇所の血液センターに常時備蓄している。このほか市町村においては、これらの備蓄、調達計画の樹立に努めている。</p> <p>このような中で、災害時における医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制、医薬品等の搬送体制、保管・管理体制の整備が必要となるとともに、地域での中心的な役割を果たす病院における備蓄体制の強化について、災害医療体制全体の中での位置づけが必要となる。</p> <p>(略)</p> <p>3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備</p> <p>(2)実施計画</p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】</p> <p>(ウ) 災害派遣医療チーム(DMAT)が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、災害派遣医療チーム(DMAT)から中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンの確保に努めるものとする。また、慢性疾患患者の広域搬送についても、関係機関との合同訓練を通じて、円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第6節 救助・救急・医療計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 医療用資機材等の備蓄</p> <p>(1)現状及び課題</p> <p>災害等緊急時に必要とされる医療用資機材、医療品等については、長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会において、初期治療用医薬品等43品目を県下13箇所に、衛生材料24品目を県下6箇所に常時備蓄するとともに、同組合及び同協会と県が平成30年3月新たに協定を結び、連携体制の強化を図ったところである。また、(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部との協定に基づき、医療ガスの確保を図っている。さらには日本赤十字社長野県支部、(一社)長野県医師会、(一社)長野県歯科医師会、(一社)長野県薬剤師会等の関係機関においても備蓄を行い、災害時に備えている。</p> <p>また、血清・ワクチンについては関係機関に常時保管しており、輸血用血液については、県下3箇所の血液センターに常時備蓄している。このほか市町村においては、これらの備蓄、調達計画の樹立に努めている。</p> <p>このような中で、災害時における医薬品等の供給に関する情報収集及び連絡体制、医薬品等の搬送体制、保管・管理体制の整備が必要となるとともに、地域での中心的な役割を果たす病院における備蓄体制の強化について、災害医療体制全体の中での位置づけが必要となる。</p> <p>(略)</p> <p>3 災害拠点病院を中心とした災害医療支援体制の整備</p> <p>(2)実施計画</p> <p>ウ【関係機関が実施する計画】</p> <p>(ウ) 災害派遣医療チーム(DMAT)が中期的にも活動を展開できる体制の確立や、災害派遣医療チーム(DMAT)から中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため、災害医療コーディネーター及び災害時小児周産期リエゾンに努めるものとする。また、慢性疾患患者の広域搬送についても、関係機関との合同訓練を通じて、円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。</p>	<p>施設の統合に伴う修正</p> <p>脱字の修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第7節 消防・水防活動計画</p> <p>第3 計画の内容 2 水防計画 (2) 実施計画 イ【市町村が実施する計画】 (ス) (コ)～(シ)に該当する施設の洪水予報等の伝達体制の整備 なお、指定水防管理団体においては、上記に加えて次の <u>(セ)～(ツ)の</u> 事項を実施するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第7節 消防・水防活動計画</p> <p>第3 計画の内容 2 水防計画 (2) 実施計画 イ【市町村が実施する計画】 (ス) (コ)～(シ)に該当する施設の洪水予報等の伝達体制の整備 なお、指定水防管理団体においては、上記に加えて次の事項を実施するも のとする。</p>	<p>文言の修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第11節 避難の受入活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(2)実施計画</p> <p>ア【県（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）及び市町村が実施する計画】</p> <p>(カ) <u>県及び市町村は、予め住民に対し、ホームページ、広報誌等の様々な媒体により、親戚・知人宅等への分散避難や、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の災害時の対応に関する問い合わせ窓口等の情報を提供するものとする。</u></p> <p>(キ) 保健所（<u>長野県健康観察センター</u>）は、<u>陽性判定時又は</u>自宅療養等開始時に、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するものとする。</p> <p>(ク) 自宅療養者等の避難の確保を図るため、市町村は、突発災害時等にも自宅療養者等がすぐに避難できるよう、自宅療養者等の避難先として、<u>避難所の専用スペース等（自宅療養者等のための避難所で、一般の避難所とは別の建物をいう。又は同一建物の場合では、他の避難者と分けられた部屋、動線、専用トイレ等をいう。以下同じ。）</u>の確保に努めるものとする。</p> <p><u>また、保健所</u>は、事前に風水害などが予想される場合は、感染拡大防止のため、可能な限り宿泊療養施設で自宅療養者等を受け入れられるよう調整に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>ウ【市町村が実施する計画】</p> <p>(イ) 避難計画の作成</p> <p>h 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項</p> <p>(a) 平常時における広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行 ○ 住民に対する巡回指導 ○ 防災訓練等 <p>(b) 災害時における広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 広報車による周知 ○ 避難誘導員による現地広報 ○ 住民組織を通じた広報 <p>なお市町村は、避難指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第11節 避難の受入活動計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 避難計画の策定等</p> <p>(2)実施計画</p> <p>ア【県（危機管理部、県民文化部、健康福祉部、農政部、林務部、建設部、教育委員会）及び市町村が実施する計画】</p> <p>(カ) <u>地域振興局及び市町村は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の自宅療養者等の被災に備えて、保健所との連携の下、ハザードマップ等に基づき、自宅療養者等が危険エリアに居住しているか確認を行うよう努めるものとする。</u></p> <p>(キ) 保健所は、自宅療養等開始時に、自宅療養者等に対し、避難の確保に向けた情報を提供するものとする。</p> <p>(ク) 自宅療養者等の避難の確保を図るため、市町村は、突発災害時等にも自宅療養者等がすぐに避難できるよう、自宅療養者等の避難先の確保に努めるものとする。<u>県</u>は、事前に風水害などが予想される場合には、感染拡大防止のため、可能な限り宿泊療養施設で自宅療養者等を受け入れられるよう調整に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>ウ【市町村が実施する計画】</p> <p>(イ) 避難計画の作成</p> <p>h 避難の心得、知識の普及啓発に関する事項</p> <p>(a) 平常時における広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行 ○ 住民に対する巡回指導 ○ 防災訓練等 <p>(b) 災害時における広報</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 広報車による周知 ○ 避難誘導員による現地広報 ○ 住民組織を通じた広報 <p>なお市町村は、避難指示等を行う際に、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくなど、必要な準備を整えておくものとする。</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の陽性者の全数届出の見直し等に伴う修正</p>

<p>また避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、<u>緊急安全確保を講ず</u>べきことにも留意するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 避難場所の確保</p> <p>(2)実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(エ) 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 避難所の確保</p> <p>(2)実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 市町村の避難所運営の参考となるよう「長野県避難所運営マニュアル策定指針」(令和4年3月改定)について新たな知見、近年発生した災害の教訓を踏まえ適切な見直しに努めるとともに、良好な環境の確保のため、特にトイレ(衛生)、キッチン(食事)、ベッド等(睡眠)については、水準目標(以下「長野県避難所TKBスタンダード」という。)を示すよう努めるものとする。(危機管理部)</p> <p>(略)</p> <p><u>(カ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備、要配慮者への配慮について支援を行うものとする。また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギーの活用を含めた非常用発電設備等の整備の支援を行うものとする。</u></p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(イ) 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者、<u>医療的ケアを必要とする者</u>等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。<u>特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等の必要な配慮をするよう努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(サ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮するものとする。<u>また、停電時においても、施設・設備の機能が確保されるよう、再生可能エネルギー</u></p>	<p>また避難時の周囲の状況等により、屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは、<u>屋内安全確保等安全措置をとる</u>べきことにも留意するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>2 避難場所の確保</p> <p>(2)実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(エ) 指定緊急避難場所については、他の市町村からの被災住民を受け入れることができるよう配慮するものとする。</p> <p>(略)</p> <p>3 避難所の確保</p> <p>(2)実施計画</p> <p>ア【県が実施する計画】</p> <p>(ア) 市町村の避難所運営の参考となるよう「長野県避難所運営マニュアル策定指針」(令和2年7月改定)について新たな知見、近年発生した災害の教訓を踏まえ適切な見直しに努めるとともに、良好な環境の確保のため、特にトイレ(衛生)、キッチン(食事)、ベッド等(睡眠)については、水準目標(以下「長野県避難所TKBスタンダード」という。)を示すよう努めるものとする。(危機管理部)</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>イ【市町村が実施する計画】</p> <p>(イ) 指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障がい者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(サ) 指定避難所における備蓄倉庫、貯水槽、井戸、仮設トイレ、マンホールトイレ、マット、非常用電源、衛星携帯電話等の通信機器のほか、空調、洋式トイレ等避難の実施に必要な施設・設備の整備に努め、要配慮者にも配慮するものとする。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>脱字の修正</p> <p>時点修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>
---	---	--

<p><u>一の活用を含めた非常用発電設備等の整備に努めるものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>(チ) 「長野県避難所運営マニュアル策定指針」(令和4年3月改定)、長野県避難所TKBスタンダード等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(ヌ) 市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、<u>NPO・ボランティア</u>等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p>	<p>(略)</p> <p>(チ) 「長野県避難所運営マニュアル策定指針」(令和2年7月改定)、長野県避難所TKBスタンダード等を参考として、各避難所の運営マニュアル等の整備に努めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>(ヌ) 市町村及び各指定避難所の運営者は、指定避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家等との定期的な情報交換に努めるものとする。</p>	<p>時点修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>
--	--	------------------------------------

新	旧	修正理由・備考												
<p style="text-align: center;">第12節 孤立防止対策</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 通信手段の確保</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>NTT回線以外の情報伝達手段が確保されている市町村は次のとおりであり今後、市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。以下同じ。）等の整備に努める必要がある。</p> <table border="1" data-bbox="281 583 920 724"> <thead> <tr> <th>方式別</th> <th>令和3年度末市町村数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同報系（一斉通報）</td> <td>69（89.6%）</td> </tr> <tr> <td>移動系（移動局）</td> <td><u>53（68.8%）</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※複数種類を整備している市町村は、複数計上。</p> <p>(略)</p> <p>4 自主防災組織の育成</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>県内の自主防災組織は、県全体で令和3年4月1日現在95.1%の組織率（活動カバー率）である。</p> <p>大規模災害時には、多くの場所で同時に救急、救助事案が発生し、消火・救助機関がただちに現場へ到着することが困難な状況にならざるを得ず、特に孤立地域では、到着までに相当の時間が必要になるものと予想される。</p> <p>人命救助や初期消火活動は一刻を争うものであり、住民による可能な範囲での自主防災活動が極めて重要である。</p>	方式別	令和3年度末市町村数	同報系（一斉通報）	69（89.6%）	移動系（移動局）	<u>53（68.8%）</u>	<p style="text-align: center;">第12節 孤立防止対策</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 通信手段の確保</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>NTT回線以外の情報伝達手段が確保されている市町村は次のとおりであり今後、市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。以下同じ。）等の整備に努める必要がある。</p> <table border="1" data-bbox="1469 583 2107 724"> <thead> <tr> <th>方式別</th> <th>令和2年度末市町村数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同報系（一斉通報）</td> <td>69（89.6%）</td> </tr> <tr> <td>移動系（移動局）</td> <td><u>63（81.8%）</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※複数種類を整備している市町村は、複数計上。</p> <p>(略)</p> <p>4 自主防災組織の育成</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>県内の自主防災組織は、県全体で令和2年4月1日現在94.8%の組織率（活動カバー率）である。</p> <p>大規模災害時には、多くの場所で同時に救急、救助事案が発生し、消火・救助機関がただちに現場へ到着することが困難な状況にならざるを得ず、特に孤立地域では、到着までに相当の時間が必要になるものと予想される。</p> <p>人命救助や初期消火活動は一刻を争うものであり、住民による可能な範囲での自主防災活動が極めて重要である。</p>	方式別	令和2年度末市町村数	同報系（一斉通報）	69（89.6%）	移動系（移動局）	<u>63（81.8%）</u>	<p>時点修正</p>
方式別	令和3年度末市町村数													
同報系（一斉通報）	69（89.6%）													
移動系（移動局）	<u>53（68.8%）</u>													
方式別	令和2年度末市町村数													
同報系（一斉通報）	69（89.6%）													
移動系（移動局）	<u>63（81.8%）</u>													

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第14節 給水計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 飲料水等の備蓄・調達体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【水道事業者等が実施する計画】</p> <p>(ア) 県企業局が実施する計画</p> <p>a 1,000m³以上の配水池に緊急遮断弁を設置する。</p> <p>b 病院や避難所等の重要給水施設（20箇所）へ災害の後でも使用可能な「安心の蛇口」の整備を行うと共に、組立式応急給水栓を配置する。</p> <p>c ボトルウォーター「川中島の水」・<u>「千曲川の水」</u>を制作・備蓄し災害時に提供を行う。</p> <p>d 予備水源、予備電源の確保を行う。</p>	<p style="text-align: center;">第14節 給水計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 飲料水等の備蓄・調達体制の整備</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【水道事業者等が実施する計画】</p> <p>(ア) 県企業局が実施する計画</p> <p>a 1,000m³以上の配水池に緊急遮断弁を設置する。</p> <p>b 病院や避難所等の重要給水施設（20箇所）へ災害の後でも使用可能な「安心の蛇口」の整備を行うと共に、組立式応急給水栓を配置する。</p> <p>c ボトルウォーター「川中島の水」を制作・備蓄し災害時に提供を行う。</p> <p>d 予備水源、予備電源の確保を行う。</p>	<p>新たに製造したため追加</p>

新	旧	修正理由・備考												
<p style="text-align: center;">第21節 通信・放送施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 市町村防災行政無線通信施設災害予防</p> <p>(1) 現状および課題</p> <p>市町村と住民および防災関連機関への災害時における情報の収集伝達に有効である市町村防災行政無線の整備については、<u>令和3年度末</u>現在次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="341 535 1113 682"> <thead> <tr> <th>方式別</th> <th>令和3年度末市町村数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同報系（一斉通報）</td> <td>69 (89.6%)</td> </tr> <tr> <td>移動系（移動局）</td> <td><u>53 (68.8%)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※複数種類を整備している市町村は、複数計上。</p> <p>(略)</p> <p>4 電気通信施設災害予防</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ【東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、<u>楽天モバイル(株)</u>が実施する計画】</p> <p>(略)</p> <p>6 警察無線通信施設災害予防</p> <p>(1) 現状および課題</p> <p>風水害による長期停電に備え、警察本部、各警察署<u>及び</u>主要無線中継所には、発動発電機が整備されている。また浸水による機器損傷を回避するため、通信施設は建物上層階に設置している<u>ほか、機器が老朽化した際は更新して信頼性を保っている。</u></p> <p>無線多重回線については、2ルート化<u>及びグループ化</u>を完了し、信頼性の向上を図っている。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【警察本部が実施する計画】</p> <p>イ 被災現場における情報収集体制を強化するため、ヘリコプターテレビシステムの<u>効果的な運用を推進する。</u></p> <p>ウ 災害に強い情報収集並びに連絡体制の強化を図るため、衛星通信<u>設備</u>の整備を行う。</p>	方式別	令和3年度末市町村数	同報系（一斉通報）	69 (89.6%)	移動系（移動局）	<u>53 (68.8%)</u>	<p style="text-align: center;">第21節 通信・放送施設災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 市町村防災行政無線通信施設災害予防</p> <p>(1) 現状および課題</p> <p>市町村と住民および防災関連機関への災害時における情報の収集伝達に有効である市町村防災行政無線の整備については、<u>令和2年度末</u>現在次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="1528 535 2300 682"> <thead> <tr> <th>方式別</th> <th>令和2年度末市町村数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>同報系（一斉通報）</td> <td>69 (89.6%)</td> </tr> <tr> <td>移動系（移動局）</td> <td><u>63 (81.8%)</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※複数種類を整備している市町村は、複数計上。</p> <p>(略)</p> <p>4 電気通信施設災害予防</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ウ【東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)が実施する計画】</p> <p>(略)</p> <p>6 警察無線通信施設災害予防</p> <p>(1) 現状および課題</p> <p>風水害による長期停電に備え、警察本部、各警察署<u>および</u>主要無線中継所には、発動発電機が整備されている。また浸水による機器損傷を回避するため、通信施設は建物上階に設置している。</p> <p>無線多重回線については、<u>平成5年度に2ルート化の工事</u>を完了し、信頼性の向上を図っている。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【警察本部が実施する計画】</p> <p>イ 被災現場における情報収集体制を強化するため、ヘリコプターテレビシステムの<u>整備を行う。</u></p> <p>ウ 災害に強い情報収集並びに連絡体制の強化を図るため、衛星通信<u>固定局</u>の整備を行う。</p>	方式別	令和2年度末市町村数	同報系（一斉通報）	69 (89.6%)	移動系（移動局）	<u>63 (81.8%)</u>	<p>時点修正</p> <p>事業者の追加</p> <p>警察本部による修正</p> <p>第3節の文言に合わせて修正</p> <p>警察本部による修正</p>
方式別	令和3年度末市町村数													
同報系（一斉通報）	69 (89.6%)													
移動系（移動局）	<u>53 (68.8%)</u>													
方式別	令和2年度末市町村数													
同報系（一斉通報）	69 (89.6%)													
移動系（移動局）	<u>63 (81.8%)</u>													

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第24節 土砂災害等の災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 地すべり対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>本県は複雑な地質構造を有しており、特に県中北部の第三紀層地帯、及び南部の結晶片岩地帯を中心に全国屈指の地すべり地帯が分布している。令和4年4月1日現在、地すべり危険箇所は、1,973箇所（建設部所管1,241箇所、林務部所管412箇所、農政部所管320箇所）ある。</p> <p>(略)</p> <p>2 山地災害危険地対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、令和4年4月1日現在、山腹崩壊危険地区3,727箇所、崩壊土砂流出危険地区4,645箇所である。</p> <p>(略)</p> <p>7 土砂災害警戒区域の対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>本県では、令和4年6月30日現在で27,109区域が土砂災害警戒区域に指定されている。</p> <p>また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は21,411区域あり、区域内には住宅もある。このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供に留意する必要がある。</p>	<p style="text-align: center;">第24節 土砂災害等の災害予防計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 地すべり対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>本県は複雑な地質構造を有しており、特に県中北部の第三紀層地帯、及び南部の結晶片岩地帯を中心に全国屈指の地すべり地帯が分布している。令和3年4月1日現在、地すべり危険箇所は、1,973箇所（建設部所管1,241箇所、林務部所管412箇所、農政部所管320箇所）ある。</p> <p>(略)</p> <p>2 山地災害危険地対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>山腹崩壊、土砂流出のおそれのある山地災害危険地区については、令和3年4月1日現在、山腹崩壊危険地区3,727箇所、崩壊土砂流出危険地区4,635箇所である。</p> <p>(略)</p> <p>7 土砂災害警戒区域の対策</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>本県では、令和3年8月31日現在で27,104区域が土砂災害警戒区域に指定されている。</p> <p>また、土砂災害警戒区域のうち、土砂災害特別警戒区域は21,409区域あり、区域内には住宅もある。このため、開発行為等に対する規制及び適切な指導、あるいは住民への情報の提供に留意する必要がある。</p>	<p>時点修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第3 2 節 防災知識普及計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 学校における防災教育の推進</p> <p>(2)実施計画</p> <p>【県及び市町村が実施する計画】（県民文化部、教育委員会）</p> <p><u>(イ) 消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進に努めるものとする。</u></p> <p><u>(ウ)</u> 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養うものとする。</p> <p>a 防災知識一般</p> <p>b 避難の際の留意事項</p> <p>c 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法</p> <p>d 具体的な危険箇所</p> <p>e 要配慮者に対する配慮</p> <p><u>(エ)</u> 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承</p> <p>(2)実施計画</p> <p>ア【県及び市町村が実施する計画】（危機管理部）</p> <p>過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。</p> <p><u>また、国土地理院と連携して、自然災害伝承碑（災害に関する石碑やモニュメント等）の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努めるものとする。</u></p> <p><u>さらに</u>、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第3 2 節 防災知識普及計画</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 学校における防災教育の推進</p> <p>(2)実施計画</p> <p><u>ア【県及び市町村が実施する計画】（県民文化部、教育委員会）</u></p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(イ)</u> 児童生徒等の発達段階に応じて、防災教育用教材やパンフレット等を活用して以下の事項等について指導を行い、自らの安全を確保するための行動及び他の人や集団、地域の安全に役立つことができる態度や能力を養うものとする。</p> <p>a 防災知識一般</p> <p>b 避難の際の留意事項</p> <p>c 登下校中、在宅中に災害が発生した場合の対処の方法</p> <p>d 具体的な危険箇所</p> <p>e 要配慮者に対する配慮</p> <p><u>(ウ)</u> 教職員向けの指導資料の活用や研修会の実施等により、教職員の安全・防災意識の高揚を図るものとする。</p> <p>(略)</p> <p>5 大規模災害の教訓や災害文化の伝承</p> <p>(2)実施計画</p> <p>ア【県及び市町村が実施する計画】（危機管理部）</p> <p>過去に起こった大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、<u>大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため</u>、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料をアーカイブとして広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般の人々が閲覧できるよう地図情報その他の方法により公開に努めるものとする。</p> <p><u>また</u>、災害教訓の伝承の重要性について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援するものとする。</p>	<p>誤字の削除 国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>誤字の修正</p> <p>国土地理院との連携について記載</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第35節 自主防災組織等の育成に関する計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p><u>災害時</u>に、被害の防止又は、軽減のために、住民の自主的な防災活動が自治体や防災関係機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止や、初期消火、要配慮者に対する対応における役割は非常に重要である。</p> <p>地域における自主防災組織の組織的な活動により、出火防止や、初期消火、要配慮者に対する対応等が期待される。</p> <p>また、自主防災組織の日常の活動を通じて地域の連帯感の強化が期待される等、自主防災組織が今日的な社会環境の中で果たす役割は大きなものとなっている。</p> <p>今後、積極的に自主防災組織の強化育成を図っていくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 地域住民等の自主防災組織の育成</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>長野県内における令和3年4月1日現在の組織数は3,871であり、組織されている地域の世帯数を全世帯数で除した組織率（活動カバー率）は95.1%となっている。また、地震防災対策強化地域内での組織率（活動カバー率）は95.3%となっている。しかし、役員の高齢化や担い手不足、住民意識の変化等により継続的な活動ができていない組織も多い。</p> <p>現在組織化が遅れている市町村、特に未組織の市町村を中心に組織化の促進、自主防災意識の醸成を図っていくこと、また、組織化されていても十分な活動ができない自主防災組織の活性化に向けた支援、助言が今後の課題である。</p> <p>また、学校、病院等の施設、事業所等においても自主防災組織の組織化を促進する必要がある。さらに、様々な防災活動団体との連携を図っていくほか、防災活動を通じて要配慮者等に対する避難体制の整備、支援策の充実を図る必要がある。</p> <p>(略)</p> <p>3 組織の活性化</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害時に活発に行動ができる自主防災組織にするためには、組織をいかに活性化していくかが課題となる。組織の活性化を図るため、リーダー等に対する教育、研修等を実施する必要がある。また、災害対応においては、救助・救援、医療及び消火活動、復旧・復興等の担い手として、多くの女性が活躍しているが、意思決定の場への女性の参画は少ないことから、災害対応における女性が果たす役割が大きいことを認識し、リーダーとしての活躍や女性の意思決定の場への参画を推進する必要がある。</p> <p>加えて、若者・障がい者・高齢者等の多様な主体が参画した組織づくりも併せて進めていく必要がある。</p>	<p style="text-align: center;">第35節 自主防災組織等の育成に関する計画</p> <p>第1 基本方針</p> <p><u>災害発生時</u>に、被害の防止又は、軽減のために、住民の自主的な防災活動が自治体や防災関係機関の活動と並んで必要であり、特に出火防止や、初期消火、要配慮者に対する対応における役割は非常に重要である。</p> <p>地域における自主防災組織の組織的な活動により、出火防止や、初期消火、要配慮者に対する対応等が期待される。</p> <p>また、自主防災組織の日常の活動を通じて地域の連帯感の強化が期待される等、自主防災組織が今日的な社会環境の中で果たす役割は大きなものとなっている。</p> <p>今後、積極的に自主防災組織の強化育成を図っていくものとする。</p> <p>(略)</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>1 地域住民等の自主防災組織の育成</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>長野県内における令和2年4月1日現在の組織数は3,867であり、組織されている地域の世帯数を全世帯数で除した組織率（活動カバー率）は94.8%となっている。また、地震防災対策強化地域内での組織率（活動カバー率）は95.7%となっている。しかし、役員の高齢化や担い手不足、住民意識の変化等により継続的な活動ができていない組織も多い。</p> <p>現在組織化が遅れている市町村、特に未組織の市町村を中心に組織化の促進、自主防災意識の醸成を図っていくこと、また、組織化されていても十分な活動ができない自主防災組織の活性化に向けた支援、助言が今後の課題である。</p> <p>また、学校、病院等の施設、事業所等においても自主防災組織の組織化を促進する必要がある。さらに、様々な防災活動団体との連携を図っていくほか、防災活動を通じて要配慮者等に対する避難体制の整備、支援策の充実を図る必要がある。</p> <p>(略)</p> <p>3 組織の活性化</p> <p>(1) 現状及び課題</p> <p>災害時に活発に行動ができる自主防災組織にするためには、組織をいかに活性化していくかが課題となる。組織の活性化を図るため、リーダー等に対する教育、研修等を実施する必要がある。また、災害対応においては、救助・救援、医療及び消火活動、復旧・復興等の担い手として、多くの女性が活躍しているが、意思決定の場への女性の参画は少ないことから、災害対応における女性が果たす役割が大きいことを認識し、リーダーとしての活躍や女性の意思決定の場への参画を推進する必要がある。</p> <p>加えて、若者・障がい者・高齢者等の多様な主体が参画した組織づくりも併せて進めて行く必要がある。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>時点修正</p> <p>誤字の修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第37節 ボランティア活動の環境整備</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 ボランティア活動の環境整備</p> <p>(2) 実施計画【県（危機管理部・健康福祉部）及び市町村が実施する計画】</p> <p>イ 防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、<u>ボランティア活動や避難所運営等に関する</u>研修や訓練の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者のボランティアニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第37節 ボランティア活動の環境整備</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>2 ボランティア活動の環境整備</p> <p>(2) 実施計画【県（危機管理部・健康福祉部）及び市町村が実施する計画】</p> <p>イ 防災ボランティアの活動環境として、行政・NPO・ボランティア等の三者で連携し、平常時の登録、研修や訓練の制度、災害時におけるボランティア活動の受入れや調整を行う体制、ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保、被災者のボランティアニーズ等の情報提供方策等について整備を推進するとともに、そのための意見交換を行う情報共有会議の整備・強化を、研修や訓練を通じて推進するものとする。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第1節 災害直前活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 住民の避難誘導対策</p> <p>(2)実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(エ) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。</p> <p>(オ) 市町村は、災害時または災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し住民等に対して周知徹底を図るものとする。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とするものとする。</p> <p>(カ) 住民に対する高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達に当たっては、関係事業者の協力を得つつ、市町村防災行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。</p> <p>(キ) 情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、高齢者、身体障がい者その他歩行が困難な者等から優先的に行う等、避難行動要支援者に対して配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(ク) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在等、避難に資する必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載など必要な措置をとるものとする。</p> <p>(ケ) 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難を解除する場合には、十分に安全性の確認に努めるものとする。</p> <p>(コ) 地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p> <p>(サ) 市町村は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第1節 災害直前活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 住民の避難誘導対策</p> <p>(2)実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p><u>(エ) 災害の状況に応じて避難指示等が発令した上で、避難時の周囲の状況等により、「近隣の安全な場所」への避難や、「屋内安全確保」といった適切な避難行動を住民がとれるように努めるものとする。</u></p> <p>(オ) 避難指示等が発令された場合の避難行動としては、指定緊急避難場所や安全な親戚・知人宅、ホテル・旅館等への避難を基本とするものの、ハザードマップ等を踏まえ、自宅等で身の安全を確保することができる場合は、住民自らの判断で「屋内安全確保」を行うことや、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所等への避難がかえって危険を伴う場合は、「緊急安全確保」を行うべきことについて、住民等への周知徹底に努める。</p> <p>(カ) 市町村は、災害時または災害が発生するおそれのある場合には、必要に応じ指定緊急避難場所及び指定避難所を開設し住民等に対して周知徹底を図るものとする。また、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、必要がある場合は管理者の同意を得て避難所とするものとする。</p> <p>(キ) 住民に対する高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の伝達に当たっては、関係事業者の協力を得つつ、市町村防災行政無線、Ｌアラート（災害情報共有システム）、広報車、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、ワンセグ放送等あらゆる広報手段を通じて、対象地域の住民に対する迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。</p> <p>(ク) 情報の伝達、避難誘導の実施に当たっては、高齢者、身体障がい者その他歩行が困難な者等から優先的に行う等、避難行動要支援者に対して配慮するよう努めるものとする。</p> <p>(ケ) 指定緊急避難場所、指定避難所及び避難路の所在、浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の所在等、避難に資する必要な事項を住民に周知するため、これらの事項を記載した印刷物の配布、ホームページでの掲載など必要な措置をとるものとする。</p> <p>(コ) 緊急安全確保、避難指示、高齢者等避難を解除する場合には、十分に安全性の確認に努めるものとする。</p> <p>(サ) 地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には、必要に応じ、住民等が避難するための施設を開放し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。</p> <p>(シ) 市町村は、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努めるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて削除</p>

(シ) 市町村は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

(ス) 市町村は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

(略)

第4 警報等の種類及び発表基準

1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報

(1) 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速等の予測値が時間帯ごとに示され、市町村ごとに発表される。長野地方気象台では、気象特性に基づき79の区域に分け発表している。

特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪より、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生または切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。

(ス) 市町村は、指定避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル・旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。特に、要配慮者に配慮して、被災地域外の地域にあるものを含め、ホテル・旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努めるものとする。

(セ) 市町村は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

(略)

第4 警報等の種類及び発表基準

1 気象業務法に基づく特別警報・警報・注意報

(1) 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風速等の予測値が時間帯ごとに明示して、市町村ごとに発表される。長野地方気象台では、気象特性に基づき79の区域に分け発表している。

特別警報・警報・注意報の概要

種類	概要
特別警報	大雨、大雪、暴風、暴風雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに、その旨を警告して行う予報
警報	大雨、洪水、大雪、暴風、暴風雪より、重大な災害が発生するおそれがあるときに、その旨を警告して行う予報
注意報	大雨、洪水、大雪、強風、風雪等により、災害が発生するおそれがあるときに、その旨を注意して行う予報

特別警報・警報・注意報の種類と概要（長野地方気象台が発表するもの）

特別警報・警報・注意報の種類		概要
特別警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生または切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重

長野地方気象台による修正

			る。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。				大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。
警報	大雨警報		大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。	警報	大雨警報		大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報（土砂災害）は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報		河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。		洪水警報		河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、 大雨、長雨、融雪等などにより河川が増水し 、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報		大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		大雪警報		大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報		暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		暴風警報		暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報		雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒が呼びかけられる。		暴風雪警報		雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒 警戒 が呼びかけられる。
注意報	大雨注意報		大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。	注意報	大雨注意報		大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報		河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。		洪水注意報		河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報		大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		大雪注意報		大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報		強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		強風注意報		強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	風雪注意報		雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。		風雪注意報		雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意が呼びかけられる。
	濃霧注意報		濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。		濃霧注意報		濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雷注意報		落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。		雷注意報		落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
	乾燥注意報		空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。		乾燥注意報		空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
	なだれ注意報		「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。				

着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあると発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあると発表される。

なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が <u>が</u> 発生するおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等の災害が発生するおそれがあると発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあると発表される。

特別警報基準

種類	発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(注) 発表に当たっては、指数(土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数)、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等について過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

(1) 雨を要因とする特別警報の指標

ア 大雨特別警報(浸水害)

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する表面雨量指数及び流域雨量指数の基準値を地域毎に設定し、以下の(ア)又は(イ)を満たすと予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨(1時間に概ね30mm以上の雨)がさらに降り続けると予想される市町村等に大雨特別警報(浸水害)を発表。

(ア) 表面雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね30個以上まとまって出現。

(イ) 流域雨量指数として定める基準値以上となる1km格子が概ね20個以上まとまって出現。

特別警報基準

種類	発表基準
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合
暴風	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(注) 発表に当たっては、降水量、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等などについて過去の災害事例に照らして算出した客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて判断する。

(1) 雨を要因とする特別警報の指標

以下ア又はイいずれかを満たすと予想され、かつ、更に雨が降り続けると予想される地域の中で、大雨警報(浸水害)の危険度分布(浸水キキクル)又は洪水警報の危険度分布(洪水キキクル)で5段階のうち最大の危険度(イの場合は、大雨警報(浸水害)の危険度分布又は洪水警報の危険度分布)が出現している市町村等に大雨特別警報を発表する。

ア 48時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に50格子以上まとまって出現。

イ 3時間降水量及び土壌雨量指数において、50年に一度の値以上となった5km格子が、共に10格子以上まとまって出現(ただし、3時間降水量が150mm以上となった格子のみをカウント対象とする)。

イ 大雨特別警報（土砂災害）

過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10個以上まとまって出現すると予想される状況において、当該格子が存在し、かつ、激しい雨（1時間に概ね30mm以上の雨）がさらに降り続けると予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表。

（削除）

(2) 台風等を要因とする特別警報の指標

（略）

(3) 雪を要因とする特別警報の指標

（略）

(4) 雪に関する観測地点毎50年に一度の値一覧（令和4年11月21日現在）

府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深 (cm)	既往最深積雪深 (cm)
長野県	長野	66	80
長野県	松本	57	78
長野県	諏訪	58	69
長野県	軽井沢	77	99
長野県	飯田	46 *	81
長野県	野沢温泉	387	353
長野県	信濃町	206	176
長野県	飯山	291	257
長野県	小谷	288	251
長野県	白馬	195	187
長野県	大町	116	117
長野県	菅平	158	152
長野県	開田高原	140	115

注1) “*” が付いている地点は、積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いため、参考値として扱う。

注2) 50年に一度の値は過去の観測データから推定した値。

注3) 大雪特別警報は、府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に発表される。個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報が発表されるわけではないことに留意。

警報・注意報発表基準一覧表（令和4年5月26日現在）

（略）

ウ 過去の多大な被害をもたらした現象に相当する土壌雨量指数の基準値を地域毎に設定し、この基準値以上となる1km格子が概ね10個以上まとまって出現すると予想され、かつ、さらに雨が降り続けると予想される場合、その格子が出現している市町村等に大雨特別警報（土砂災害）を発表。

(2) 雨に関する各市町村の50年に一度の値一覧（令和3年3月25日現在）

（略）

(3) 台風等を要因とする特別警報の指標

（略）

(4) 雪を要因とする特別警報の指標

（略）

(5) 雪に関する観測地点毎50年に一度の値一覧（令和3年10月28日現在）

府県予報区	地点名	50年に一度の積雪深 (cm)	既往最深積雪深 (cm)
長野県	長野	66	80
長野県	松本	58	78
長野県	諏訪	58	69
長野県	軽井沢	77	99
長野県	飯田	46 *	81
長野県	野沢温泉	382	353
長野県	信濃町	202	176
長野県	飯山	285	257
長野県	小谷	286	251
長野県	白馬	196	187
長野県	大町	117	117
長野県	菅平	157	152
長野県	開田高原	139	115

注1) “*” が付いている地点は、積雪深ゼロの年もあり、50年に一度の値の信頼性が低いため、参考値として扱う。

注2) 50年に一度の値は過去の観測データから推定した値。

注3) 大雪特別警報は、府県程度の広がりをもって50年に一度の積雪深となり、かつ、その後も警報級の降雪が丸一日程度以上続くと予想される場合に発表される。個々の地点で50年に一度の値となることのみで特別警報が発表されるわけではないことに留意。

警報・注意報発表基準一覧表（令和3年6月8日現在）

（略）

別表1 大雨警報基準（令和4年5月26日現在）

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数 基準	土壌雨量指数 基準
(中略)			
木曽地域	木曽町	9	113

別表2 洪水警報基準（令和4年5月26日現在）

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
長野地域	長野市	犀川流域=65.4, 浅川流域=11.9, 岡田川流域=4.7, 聖川流域=7.9, 蛭川流域=10.1, 赤野田川流域=4.1, 保科川流域=8.1, 土民川流域=16.3, 鳥居川流域=14.1, 桶川流域=8.9, 小川流域=10.4, 太田川流域=6.6, 当信川流域=5.5, 裾花川流域=1.9	犀川流域=(5, 55.5), 岡田川流域=(7, 4.2), 鳥居川流域=(5, 12.6), 当信川流域=(5, 4.9), 裾花川流域=(5, 17.1), 千曲川流域=(5, 84.6)	千曲川[杭瀬下・立ヶ花], 犀川[小市], 信濃川水系裾花川[岡田]
	須坂市	松川流域=16.7, 八木沢川流域=8.5, 鮎川流域=16.8, 百々川流域=13.3, 仙仁川流域=7.1	千曲川流域=(7, 85)	千曲川[杭瀬下・立ヶ花]
	千曲市	沢山川流域=8.1, 佐野川流域=6.7, 更級川流域=5.3, 女沢川流域=5.6	更級川流域=(5, 4.7), 千曲川流域=(7, 40)	千曲川[生田・杭瀬下]
	坂城町	日名沢川流域=6.2, 谷川流域=5.4	-	千曲川[生田・杭瀬下]
	小布施町	松川流域=18.6, 八木沢川流域=8.6, 篠井川流域=8.7, 浅川流域=11.9	千曲川流域=(7, 85.2)	千曲川[立ヶ花]
	高山村	松川流域=16.6, 八木沢川流域=5.1	-	-
	信濃町	鳥居川流域=8.4, 古海川流域=5.9, 関川流域=26.6, 赤川流域=7.5	-	-
	小川村	土尻川流域=13.6, 小川川流域=9.2	-	-
	飯綱町	鳥居川流域=12.3, 八蛇川流域=5.8, 斑尾川流域=6.2	鳥居川流域=(5, 11)	-
	中野飯山地域	中野市	夜間瀬川流域=18.5, 斑尾川流域=9.7, 斑川流域=5.4, 篠井川流域=5.2, 江部川流域=6.1	篠井川流域=(5, 5.2), 千曲川流域=(5, 46.8)
飯山市		桑名川流域=4.6, 出川流域=4.1, 広井川流域=5.3, 日光川流域=4.1, 樽川流域=16.6	千曲川流域=(5, 52.8)	千曲川[立ヶ花]
山ノ内町		夜間瀬川流域=15.4, 伊沢川流域=7	-	-
木島平村		馬曲川流域=7.3, 樽川流域=15.2	-	千曲川[立ヶ花]
野沢温泉村		千曲川流域=100.1, 池の沢川流域=5.1, 湯沢川流域=4.2, 赤滝川流域=4.8	-	千曲川[立ヶ花]
栄村		千曲川流域=111.3, 志久見川流域=17.2, 北野川流域=12.2, 小箕作川流域=4.5, 中津川流域=29.4	-	-
大町市		犀川流域=64.9, 金熊川流域=5.8, 高瀬川流域=30.5, 農具川流域=8.4, 稲尾沢川流域=5, 鹿島川流域=13.3, 土尻川流域=7.3	犀川流域=(5, 64.4), 金熊川流域=(5, 5.2), 農具川流域=(5, 7.5)	-
大北地域	池田町	高瀬川流域=30.8	-	-
	松川村	高瀬川流域=30.6, 乳川流域=12.4, 芦間川流域=7.3	-	-
	白馬村	姫川流域=13.7, 桶川流域=8, 松川流域=14.4, 大樽川流域=5.2	姫川流域=(7, 12.3)	-
	小谷村	姫川流域=24.2, 中谷川流域=18.3	姫川流域=(6, 21.7)	-
	上田市	浦野川流域=16.7, 室賀川流域=9.3, 阿鳥川流域=4.8, 産川流域=11.5, 湯川流域=6.9, 尾根川流域=4.1, 矢出沢川流域=7.9, 神川流域=19, 大沢川流域=5, 洗馬川流域=13.6, 傍陽川流域=7.7, 角間川流域=5.7, 瀬沢川流域=3.6, 依田川流域=30, 内村川流域=13.8, 武石川流域=14.6	湯川流域=(5, 6.2), 矢出沢川流域=(5, 7.1), 神川流域=(5, 17.1), 依田川流域=(5, 27), 内村川流域=(5, 12.4), 千曲川流域=(5, 62.1)	千曲川[生田], 信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]
	東御市	金原川流域=4.7, 求女川流域=4.6, 所沢川流域=3.7, 鹿曲川流域=22.2, 小相沢川流域=4.9, 大石沢川流域=4.6, 西沢川流域=3.1, 成沢川流域=5.1, 西川流域=2.2	所沢川流域=(5, 3.3), 西沢川流域=(5, 2.7)	信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]
青木村	浦野川流域=13.3, 阿鳥川流域=4.7	-	-	
長和町	依田川流域=20, 五十鈴川流域=4.2, 大門川流域=12.8, 追川流域=7.1	-	-	

別表1 大雨警報基準（令和2年8月6日現在）

市町村等を まとめた地域	市町村等	表面雨量指数 基準	土壌雨量指数 基準
(中略)			
木曽地域	木曽町	10	113

別表2 洪水警報基準（令和3年6月8日現在）

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
長野地域	長野市	犀川流域=52.3, 浅川流域=9.5, 岡田川流域=3.7, 聖川流域=6.3, 蛭川流域=6, 赤野田川流域=3.2, 保科川流域=6.4, 土尻川流域=13, 鳥居川流域=11.2, 桶川流域=7.1, 小川流域=8.3, 太田川流域=5.2, 当信川流域=4.4, 裾花川流域=15.2	犀川流域=(5, 50), 岡田川流域=(6, 3), 聖川流域=(5, 6.3), 蛭川流域=(6, 6.4), 鳥居川流域=(5, 11.2), 太田川流域=(6, 4.2), 当信川流域=(5, 4.4), 裾花川流域=(5, 12.2)	千曲川[杭瀬下・立ヶ花], 犀川[小市], 信濃川水系裾花川[岡田]
	須坂市	松川流域=13.3, 八木沢川流域=6.8, 鮎川流域=13.4, 百々川流域=10.6, 仙仁川流域=5.6	八木沢川流域=(5, 5.6), 千曲川流域=(5, 74)	千曲川[立ヶ花]
	千曲市	沢山川流域=6.4, 佐野川流域=5.3, 更級川流域=4.2, 女沢川流域=4.4	更級川流域=(5, 3.9), 千曲川流域=(5, 35.5)	千曲川[杭瀬下]
	坂城町	日名沢川流域=4.9, 谷川流域=4.3	-	千曲川[生田・杭瀬下]
	小布施町	松川流域=14.8, 八木沢川流域=6.8, 篠井川流域=6.9, 浅川流域=9.5	千曲川流域=(5, 45)	千曲川[立ヶ花]
	高山村	松川流域=13.2, 八木沢川流域=4	-	-
	信濃町	鳥居川流域=6.7, 古海川流域=4.7, 関川流域=21.2, 赤川流域=6	鳥居川流域=(6, 5.4)	-
	小川村	土尻川流域=10.8, 小川川流域=7.3	-	-
	飯綱町	鳥居川流域=9.8, 八蛇川流域=4.6, 斑尾川流域=4.9	鳥居川流域=(5, 9.8)	-
	中野飯山地域	中野市	夜間瀬川流域=14.1, 斑尾川流域=7.1, 斑川流域=4.3, 篠井川流域=4.1, 江部川流域=4.8	斑尾川流域=(5, 5.7), 篠井川流域=(5, 4), 江部川流域=(5, 3.8), 千曲川流域=(5, 41.9)
飯山市		桑名川流域=3.6, 出川流域=3.2, 広井川流域=4.2, 日光川流域=3.2, 樽川流域=13.2	千曲川流域=(5, 47.3)	千曲川[立ヶ花]
山ノ内町		夜間瀬川流域=12.3, 二沢川流域=5.6	-	-
木島平村		馬曲川流域=5.8, 樽川流域=12.1	樽川流域=(6, 9.7)	千曲川[立ヶ花]
野沢温泉村		千曲川流域=80, 池の沢川流域=4, 湯沢川流域=3.3, 赤滝川流域=3.8	千曲川流域=(5, 80), 池の沢川流域=(5, 3.2), 湯沢川流域=(5, 2.6)	千曲川[立ヶ花]
栄村		千曲川流域=80.3, 志久見川流域=13.7, 北野川流域=9.7, 小箕作川流域=3.8, 中津川流域=23.5	千曲川流域=(5, 80.3)	-
大町市		犀川流域=51.9, 金熊川流域=4.6, 高瀬川流域=24.4, 農具川流域=6.7, 稲尾沢川流域=4, 鹿島川流域=10.6, 土尻川流域=5.8	犀川流域=(5, 51.9), 金熊川流域=(5, 4.6), 農具川流域=(5, 6.7), 稲尾沢川流域=(5, 3.2)	-
大北地域	池田町	高瀬川流域=24.6	-	-
	松川村	高瀬川流域=24.4, 乳川流域=9.9, 芦間川流域=5.8	-	-
	白馬村	姫川流域=10.9, 桶川流域=6.4, 松川流域=11.5, 大樽川流域=4.1	姫川流域=(7, 10.9)	-
	小谷村	姫川流域=19.3, 中谷川流域=14.6	姫川流域=(6, 15.4)	-
	上田市	浦野川流域=13.3, 室賀川流域=6.5, 阿鳥川流域=3.8, 産川流域=9.2, 湯川流域=5.5, 尾根川流域=3.2, 矢出沢川流域=6.3, 神川流域=15.6, 大沢川流域=4, 洗馬川流域=10.8, 傍陽川流域=5.6, 角間川流域=4.5, 瀬沢川流域=2.8, 依田川流域=23.4, 内村川流域=10.5, 武石川流域=11.6	室賀川流域=(5, 5.9), 産川流域=(5, 8.5), 湯川流域=(5, 4.4), 尾根川流域=(5, 2.6), 矢出沢川流域=(5, 6.3), 傍陽川流域=(5, 3.5), 千曲川流域=(5, 42.8)	千曲川[生田], 信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]
	東御市	金原川流域=2.4, 求女川流域=3.6, 所沢川流域=2.8, 鹿曲川流域=15.2, 小相沢川流域=3.9, 大石沢川流域=2.3, 西沢川流域=2.4, 西川流域=3.5	金原川流域=(5, 2.2), 所沢川流域=(5, 2.8), 大石沢川流域=(5, 1.8), 西沢川流域=(5, 2.4), 西川流域=(5, 3.1)	信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]
青木村	浦野川流域=10.6, 阿鳥川流域=3.7	-	-	
長和町	依田川流域=16, 五十鈴川流域=3.3, 大門川流域=10.2, 追川流域=5.6	-	-	

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準**1	指定河川洪水予報による基準
佐久地域	小諸市	深沢川流域=5.1, 中沢川流域=5.6, 蛇堀川流域=6.4, 鎌矢川流域=9.5, 湧玉川流域=4.5	—	信濃川水系千曲川上流〔下越・塩名田〕
	佐久市	布施川流域=7.1, 湯川流域=6.4, 湯川流域=22.4, 中沢川流域=4.5, 片貝川流域=7.2, 滑津川流域=19.4, 志賀川流域=13, 雨川流域=9.8, 谷川流域=5.9, 鹿曲川流域=15.1, 細小路川流域=7.9, 八丁地川流域=11	布施川流域=(7, 7), 湯川流域=(5, 20.1), 中沢川流域=(7, 4), 片貝川流域=(7, 7.1), 滑津川流域=(5, 19.2), 志賀川流域=(5, 12.8), 雨川流域=(5, 8.8), 谷川流域=(5, 5.9), 鹿曲川流域=(7, 12.9), 千曲川流域=(7, 37.1)	信濃川水系千曲川上流〔下越・塩名田〕
	小海町	千曲川流域=37.2, 本間川流域=7.4, 相木川流域=21.6, 大月川流域=7.9	相木川流域=(6, 19.4)	—
	川上村	千曲川流域=23.6, 黒沢川流域=9.3, 金峰山川流域=13.1, 板橋川流域=10.4	—	—
	南牧村	千曲川流域=28.9, 柚添川流域=5.7, 板橋川流域=5.3	—	—
	南相木村	南相木川流域=13.9, 栗生川流域=8.1	南相木川流域=(5, 12.5)	—
	北相木村	相木川流域=11.3	—	—
	佐久穂町	千曲川流域=44.5, 北沢川流域=4.7, 抜井川流域=15.1, 余地川流域=7.7, 大石川流域=12.2, 石堂川流域=7, 入堂川流域=5.1	千曲川流域=(6, 40), 北沢川流域=(8, 4.2), 抜井川流域=(6, 15.1)	—
	軽井沢町	湯川流域=12.4, 茂沢川流域=5.7, 発地川流域=6.5, 泥川流域=12.2, 湯川流域=4.4	—	—
	御代田町	鎌矢川流域=7.1, 湯川流域=5.5, 湯川流域=21.4	湯川流域=(6, 19.2)	—
	立科町	番屋川流域=9.2, 芦田川流域=6.7	芦田川流域=(5, 6)	—
	松本地域	松本	会田川流域=13.7, 梓川流域=34.2, 大門沢川流域=4.8, 女鳥羽川流域=12.6, 田川流域=16.9, 薄川流域=11.2, 和泉川流域=5.3, 塩沢川流域=4.9, 鎮川流域=14.2, 牛伏川流域=6.6	和泉川流域=(5, 4.7), 鎮川流域=(5, 12.7)
塩尻		田川流域=11.4, 矢沢川流域=5.3, 小曾部川流域=6.6	矢沢川流域=(6, 4.7), 奈良井川流域=(6, 16.7)	信濃川水系奈良井川〔琵琶橋・新橋〕
安曇野市		犀川流域=45.1, 潮沢川流域=6.6, 会田川流域=14.7, 濁沢川流域=6.3, 高瀬川流域=30.9, 穂高川流域=26.3, 乳川流域=20.2, 天満沢川流域=6, 烏川流域=15.7, 万水川流域=11, 黒沢川流域=5.8, 梓川流域=34.3	犀川流域=(5, 40.5), 潮沢川流域=(5, 6.3), 会田川流域=(5, 13.2), 万水川流域=(5, 9.9)	—
麻績村		麻績川流域=12.4	—	—
生坂村		犀川流域=62.9, 麻績川流域=19, 金熊川流域=11.3	—	—
山形村		三間沢川流域=5.6, 唐沢川流域=5.7	—	—
朝日村		鎮川流域=12.1	—	—
筑北村		麻績川流域=17.7, 別所川流域=7.8, 東条川流域=7.7, 安坂川流域=8.7	—	—
乗鞍上高地		梓川流域=26.4, 鳥々谷川流域=14.5, 奈川流域=12.2, 黒川流域=6.7	—	—

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準**1	指定河川洪水予報による基準
佐久地域	小諸市	深沢川流域=4, 中沢川流域=4.4, 蛇堀川流域=5.1, 鎌矢川流域=7.6, 湧玉川流域=3.6	深沢川流域=(5, 3.2), 中沢川流域=(5, 4.4), 千曲川流域=(5, 43.4)	信濃川水系千曲川上流〔下越・塩名田〕
	佐久市	布施川流域=5.6, 湯川流域=5.1, 湯川流域=17.9, 中沢川流域=3.6, 片貝川流域=5.7, 滑津川流域=14, 志賀川流域=9.5, 雨川流域=7.8, 谷川流域=4.7, 鹿曲川流域=12, 細小路川流域=6.3, 八丁地川流域=8.8	布施川流域=(5, 5.5), 湯川流域=(5, 14.3), 中沢川流域=(5, 2.9), 片貝川流域=(5, 4.6), 滑津川流域=(5, 14), 志賀川流域=(5, 9.5), 雨川流域=(5, 7.8), 谷川流域=(5, 3.8), 鹿曲川流域=(5, 9.6), 細小路川流域=(5, 5), 千曲川流域=(5, 33.4)	信濃川水系千曲川上流〔下越・塩名田〕
	小海町	千曲川流域=29.7, 本間川流域=5.9, 相木川流域=16.8, 大月川流域=6.3	相木川流域=(5, 16.8)	—
	川上村	千曲川流域=18.8, 黒沢川流域=7.4, 金峰山川流域=10.4, 西川流域=8.3	—	—
	南牧村	千曲川流域=23.1, 柚添川流域=4.5, 板橋川流域=4.2	—	—
	南相木村	南相木川流域=11.3, 栗生川流域=6.4	南相木川流域=(5, 11.3)	—
	北相木村	相木川流域=9	相木川流域=(5, 9)	—
	佐久穂町	千曲川流域=33.5, 北沢川流域=3.7, 抜井川流域=12, 余地川流域=6.1, 大石川流域=9.7, 石堂川流域=5.6, 入堂川流域=4	千曲川流域=(5, 33.5), 北沢川流域=(7, 3.7), 抜井川流域=(6, 9.6)	—
	軽井沢町	湯川流域=9.9, 茂沢川流域=4.5, 発地川流域=4.9, 泥川流域=9.7, 湯川流域=3.5	—	—
	御代田町	鎌矢川流域=5.6, 湯川流域=4.4, 湯川流域=17.1	湯川流域=(6, 17.1)	—
	立科町	番屋川流域=6, 芦田川流域=5.2	—	—
	松本地域	松本	会田川流域=10.9, 梓川流域=27.3, 大門沢川流域=3.8, 女鳥羽川流域=10, 田川流域=13.5, 薄川流域=8.9, 和泉川流域=4.2, 塩沢川流域=4, 鎮川流域=11.3, 牛伏川流域=5.2	大門沢川流域=(6, 3.8), 田川流域=(5, 13.5), 薄川流域=(6, 7.1), 和泉川流域=(5, 4.2), 鎮川流域=(5, 9), 奈良井川流域=(6, 22.1)
塩尻		田川流域=9.1, 樽形川流域=2.6, 矢沢川流域=4.2, 小曾部川流域=5.2	矢沢川流域=(6, 4.2), 奈良井川流域=(5, 14.8)	信濃川水系奈良井川〔琵琶橋・新橋〕
安曇野市		犀川流域=36, 潮沢川流域=5.2, 会田川流域=11.7, 濁沢川流域=5, 高瀬川流域=24.7, 穂高川流域=2.1, 乳川流域=16.1, 天満沢川流域=4.8, 烏川流域=12.5, 万水川流域=8.8, 黒沢川流域=4.6, 梓川流域=27.4	犀川流域=(5, 36), 潮沢川流域=(5, 5.2), 会田川流域=(5, 11.7), 烏川流域=(6, 10), 万水川流域=(5, 8.8)	—
麻績村		麻績川流域=9.9	—	—
生坂村		犀川流域=50.3, 麻績川流域=15.2, 金熊川流域=9	犀川流域=(5, 40.2), 麻績川流域=(5, 15.2)	—
山形村		三間沢川流域=4.4, 唐沢川流域=4.5	—	—
朝日村		鎮川流域=9.6	—	—
筑北村		麻績川流域=14.1, 別所川流域=6.2, 東条川流域=6.1, 安坂川流域=6.9	麻績川流域=(5, 11.3)	—
乗鞍上高地		梓川流域=21.1, 鳥々谷川流域=11.6, 奈川流域=9.7, 黒川流域=5.3	梓川流域=(7, 16.9)	—

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ^{*1}	指定河川洪水予報による基準	
諏訪地域	岡谷市	十四瀬川流域=5.5, 横河川流域=7.3, 塚間川流域=5.2, 天竜川流域=31.2	十四瀬川流域=(7, 4.5), 塚間川流域=(7, 3.9)	天竜川水系諏訪湖[釜口水門]	
	諏訪市	新川流域=5.3, 宮川流域=15.3, 上川流域=21.1, 角間川流域=5.7, 沢川流域=5.8	新川流域=(5, 5.3), 角間川流域=(5, 4.5)	天竜川水系諏訪湖[釜口水門]	
	茅野市	上川流域=21, 柳川流域=11.6, 宮川流域=14.9, 渋川流域=9.5, 滝ノ湯川流域=8.2	-	-	
	下諏訪町	承知川流域=4.6, 砥川流域=11.4, 十四瀬川流域=5.3	承知川流域=(7, 4.1)	天竜川水系諏訪湖[釜口水門]	
	富士見町	宮川流域=5.4, 釜無川流域=22.2, 乙貝川流域=3.4, 立場川流域=10.3	-	-	
	原村	弓振川流域=5.1, 小早川流域=2.6, 阿久川流域=5.3, 道祖神川流域=2.2	-	-	
上伊那地域	伊那市	瀬沢川流域=4.5, 瀬沢川流域=7.4, 戸谷川流域=4.3, 小沢川流域=8.9, 小黒川流域=6.8, 大田切川流域=5.5, 猪ノ沢川流域=3.8, 大沢川流域=5.1, 三峰川流域=32.3, 新山川流域=5.6, 藤沢川流域=12.2, 松倉川流域=5.7, 山室川流域=8.7, 黒川流域=17.1, 大清水川流域=5, 栗沢川流域=4.7	戸谷川流域=(5, 3.8), 小黒川流域=(5, 6.1), 猪ノ沢川流域=(5, 3.4), 大沢川流域=(5, 4.5)	天竜川上流[伊那富・沢渡]	
	駒ヶ根市	太田切川流域=15.2, 塩田川流域=3.6, 大曾倉川流域=5.2, 下間川流域=4, 田沢川流域=3.9, 上穂沢川流域=6.2, 中田切川流域=8.9	-	天竜川上流[沢渡]	
	辰野町	上野川流域=5.2, 横川流域=10.8, 小横川流域=6.8, 小野川流域=8.5, 沢底川流域=5.7	上野川流域=(5, 4.6), 小野川流域=(5, 7.6)	天竜川上流[伊那富]	
	箕輪町	桑沢川流域=4.4, 沢川流域=10.6, 深沢川流域=5.3, 帯無川流域=6.1	-	天竜川上流[伊那富]	
	飯島町	中田切川流域=8.4, 郷沢川流域=6.2, 与田切川流域=12.2, 子生沢川流域=3.9	-	天竜川上流[沢渡]	
	南箕輪村	大泉川流域=5.6, 大清水川流域=5.7	-	天竜川上流[伊那富]	
	中川村	子生沢川流域=4.7, 前沢川流域=8.6, 小沢川流域=29.9	-	天竜川上流[沢渡]	
	宮田村	大沢川流域=4.4, 太田切川流域=15.2	-	天竜川上流[沢渡]	
	木曾地域	楢川	奈良井川流域=12.8	-	-
		上松町	木曾川流域=55.2, 滑川流域=9.4, 小川流域=15.1, 十王沢川流域=5.5	-	-
南木曾町		木曾川流域=63.6, 埴川流域=9.6, 蘭川流域=18.7, 柿其川流域=12.8	-	-	
木祖村		木曾川流域=17.5, 菅川流域=5.3, 笹川流域=10.6	-	-	
王滝村		王滝川流域=22.9, 大又川流域=5.6, 溝口川流域=5.5, 鈴ヶ沢流域=7.2	-	-	
大桑村		木曾川流域=57, 殿小川流域=9.1, 伊那川流域=21.2	-	-	
木曾町		木曾川流域=28.2, 王滝川流域=44.4, 中沢川流域=5.1, 本洞川流域=7.3, 西野川流域=10.6, 白川流域=10, 湯川流域=7.5, 末川流域=11.1, 把之沢川流域=5.6, 懸沢川流域=5.7, 八沢川流域=6.9, 黒川流域=13.7, 西洞川流域=6.6, 正沢川流域=8.9	木曾川流域=(6, 26.3), 八沢川流域=(6, 5.7), 黒川流域=(6, 11.9)	-	

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ^{*1}	指定河川洪水予報による基準	
諏訪地域	岡谷市	十四瀬川流域=4.4, 横河川流域=5.8, 塚間川流域=4.1, 天竜川流域=24.9	-	天竜川水系諏訪湖[釜口水門]	
	諏訪市	新川流域=4.2, 宮川流域=12.2, 上川流域=18.8, 角間川流域=4.5, 沢川流域=4.8	-	天竜川水系諏訪湖[釜口水門]	
	茅野市	上川流域=13.4, 柳川流域=9.2, 宮川流域=11.9, 渋川流域=7.8, 滝ノ湯川流域=8.3	-	-	
	下諏訪町	承知川流域=3.8, 砥川流域=9.1, 十四瀬川流域=4.2	-	天竜川水系諏訪湖[釜口水門]	
	富士見町	宮川流域=4.3, 釜無川流域=17.7, 乙貝川流域=2.7, 立場川流域=8.2	-	-	
	原村	弓振川流域=4, 小早川流域=2, 阿久川流域=4.2, 道祖神川流域=1.7	-	-	
上伊那地域	伊那市	瀬沢川流域=3.8, 瀬沢川流域=5.9, 戸谷川流域=3.4, 小沢川流域=7.1, 小黒川流域=3.4, 大田切川流域=4.4, 猪ノ沢川流域=3, 大沢川流域=4, 三峰川流域=25.8, 新山川流域=4.4, 藤沢川流域=9.7, 松倉川流域=4.3, 山室川流域=8.9, 黒川流域=13.8, 大清水川流域=4, 栗沢川流域=3.7	-	天竜川上流[伊那富・沢渡]	
	駒ヶ根市	太田切川流域=12.1, 塩田川流域=2.8, 大曾倉川流域=4.1, 下間川流域=3.2, 田沢川流域=3.1, 上穂沢川流域=4.9, 中田切川流域=7.1	-	天竜川上流[沢渡]	
	辰野町	上野川流域=4.1, 横川流域=8.8, 小横川流域=3.4, 小野川流域=8.8, 沢底川流域=4.3	-	天竜川上流[伊那富]	
	箕輪町	桑沢川流域=3.3, 沢川流域=8.4, 深沢川流域=4.2, 帯無川流域=4.8	-	天竜川上流[伊那富]	
	飯島町	中田切川流域=8.7, 郷沢川流域=4.9, 与田切川流域=9.7, 子生沢川流域=3.1	-	天竜川上流[沢渡]	
	南箕輪村	大泉川流域=4.4, 大清水川流域=4.5	-	天竜川上流[伊那富]	
	中川村	子生沢川流域=3.7, 前沢川流域=8.8, 小沢川流域=23.9	-	天竜川上流[沢渡]	
	宮田村	大沢川流域=3.3, 太田切川流域=12.1	-	天竜川上流[沢渡]	
	木曾地域	楢川	奈良井川流域=10.2	-	-
		上松町	木曾川流域=44.1, 滑川流域=7.3, 小川流域=12, 十王沢川流域=4.4	-	-
南木曾町		木曾川流域=42.5, 埴川流域=7.8, 蘭川流域=14.9, 柿其川流域=10.2	-	-	
木祖村		木曾川流域=14, 菅川流域=4.2, 笹川流域=8.4	-	-	
王滝村		王滝川流域=18.3, 大又川流域=4.4, 溝口川流域=4.4, 鈴ヶ沢流域=3.7	-	-	
大桑村		木曾川流域=45.8, 殿小川流域=7.2, 伊那川流域=18.9	-	-	
木曾町		木曾川流域=22.5, 王滝川流域=33.3, 中沢川流域=4, 本洞川流域=5.8, 西野川流域=8.4, 白川流域=8, 湯川流域=8, 末川流域=4.4, 把之沢川流域=4.3, 懸沢川流域=4.3, 八沢川流域=3.3, 黒川流域=10.9, 西洞川流域=3.2, 正沢川流域=7.1	-	-	

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ^{*1}	指定河川洪水予報による基準
下伊那地域	飯田市	土曾川流域=4.2, 松川流域=20.1, 野底川流域=7.8, 富田沢川流域=4.7, 新川流域=4.8, 弟川流域=4.8, 遠山川流域=38.8, 上村川流域=15.2	—	天竜川上流〔市田・天竜峡〕
	松川町	福沢川流域=4	—	天竜川上流〔沢渡・市田〕
	高森町	田沢川流域=4.2, 胡麻目川流域=5.5, 大島川流域=6.8, 江戸ヶ沢川流域=3.6	—	天竜川上流〔市田〕
	阿南町	門原川流域=8.5, 和知野川流域=31, 壳木川流域=20.1, 早木戸川流域=9.2, 天竜川流域=74.1	—	—
	阿智村	阿智川流域=26.1, 河内川流域=7.3, 大沢川流域=11.6, 本谷川流域=16.7, 清内路川流域=8.4, 和知野川流域=15.1	阿智川流域=(7, 23.4), 本谷川流域=(7, 15)	—
	平谷村	上村川流域=13.3, 平谷川流域=19.1	平谷川流域=(7, 17.1)	—
	根羽村	矢作川流域=24.9, 小川川流域=12	—	—
	下條村	白又川流域=6.9, 牛ヶ爪川流域=6.6, 天竜川流域=73.3	—	—
	壳木村	壳木川流域=7.7, 軒川流域=9.3	—	—
	天龍村	天竜川流域=86.7, 遠山川流域=40.7, 早木戸川流域=14.5	—	—
	泰阜村	矢筈川流域=5, 左京川流域=4.8, 天竜川流域=74.1	—	—
	喬木村	壬生沢川流域=3.9, 加々須川流域=8.2, 小川川流域=11.2	—	天竜川上流〔市田〕
	豊丘村	寺沢川流域=4, 蛇川流域=9.7, 壬生沢川流域=4.1	—	天竜川上流〔市田〕
	大鹿村	小洪川流域=27.7, 鹿塩川流域=15.5, 塩川流域=10.6	—	—

*1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

別表3 大雨注意報基準 (令和元年5月29日現在)
(略)

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準 ^{*1}	指定河川洪水予報による基準
下伊那地域	飯田市	土曾川流域=3.3, 松川流域=16, 野底川流域=6.2, 富田沢川流域=3.7, 新川流域=3.8, 弟川流域=3.8, 遠山川流域=31, 上村川流域=12.1	弟川流域=(5, 3.8)	天竜川上流〔市田・天竜峡〕
	松川町	福沢川流域=3.2	—	天竜川上流〔沢渡・市田〕
	高森町	田沢川流域=3.3, 胡麻目川流域=4.4, 大島川流域=5.4, 江戸ヶ沢川流域=2.8	—	天竜川上流〔市田〕
	阿南町	門原川流域=6.8, 和知野川流域=24.8, 壳木川流域=16, 早木戸川流域=7.3, 天竜川流域=59.2	門原川流域=(7, 5.4), 壳木川流域=(7, 12.8), 早木戸川流域=(5, 7.3)	—
	阿智村	阿智川流域=20.8, 河内川流域=5.8, 大沢川流域=9.2, 本谷川流域=13.3, 清内路川流域=6.7, 和知野川流域=12	阿智川流域=(7, 16.8), 河内川流域=(7, 4.6), 本谷川流域=(7, 10.6)	—
	平谷村	上村川流域=10.6, 平谷川流域=15.2	平谷川流域=(5, 15.2)	—
	根羽村	矢作川流域=19.9, 小川川流域=9.6	小川川流域=(5, 9.6)	—
	下條村	白又川流域=5.5, 牛ヶ爪川流域=5.2, 天竜川流域=58.6	牛ヶ爪川流域=(5, 4.7)	—
	壳木村	壳木川流域=6.1, 軒川流域=7.4	壳木川流域=(7, 6.1)	—
	天龍村	天竜川流域=69.3, 遠山川流域=32.5, 早木戸川流域=11.6	—	—
	泰阜村	矢筈川流域=4, 左京川流域=3.8, 天竜川流域=59.2	—	—
	喬木村	壬生沢川流域=3.1, 加々須川流域=6.5, 小川川流域=8.9	加々須川流域=(5, 5.2), 小川川流域=(5, 7.1)	天竜川上流〔市田・天竜峡〕
	豊丘村	寺沢川流域=3.2, 蛇川流域=7.7, 壬生沢川流域=3.2	—	天竜川上流〔市田〕
	大鹿村	小洪川流域=22.1, 鹿塩川流域=12.4, 塩川流域=8.4	—	—

*1 (表面雨量指数、流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

別表3 大雨注意報基準 (令和元年5月29日現在)
(略)

別表4 洪水注意報基準（令和4年5月26日現在）

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
長野地域	長野市	犀川流域=52.3, 浅川流域=9.5, 岡田川流域=3.7, 聖川流域=6.3, 蛭川流域=8, 赤野田川流域=3.2, 保科川流域=6.4, 土尻川流域=13, 鳥居川流域=11.2, 楠川流域=7.1, 小川流域=8.3, 太田川流域=5.2, 当信川流域=4.4, 裾花川流域=15.2	犀川流域=(5, 50), 岡田川流域=(6, 3), 聖川流域=(5, 6.3), 蛭川流域=(6, 6.4), 鳥居川流域=(5, 11.2), 太田川流域=(6, 4.2), 当信川流域=(5, 4.4), 裾花川流域=(5, 12.2), 千曲川流域=(5, 60.2)	千曲川[杭瀬下・立ヶ花], 犀川[小市], 信濃川水系裾花川[岡田]
	須坂市	松川流域=13.3, 八木沢川流域=6.8, 鮎川流域=13.4, 百々川流域=10.6, 仙仁川流域=5.6	八木沢川流域=(5, 5.6), 千曲川流域=(5, 73.5)	千曲川[立ヶ花]
	千曲市	沢山川流域=6.4, 佐野川流域=5.3, 更級川流域=4.2, 女沢川流域=4.4	更級川流域=(5, 3.9), 千曲川流域=(5, 36)	千曲川[杭瀬下]
	坂城町	日名沢川流域=4.9, 谷川流域=4.3	—	千曲川[生田・杭瀬下]
	小布施町	松川流域=14.8, 八木沢川流域=6.8, 篠井川流域=6.9, 浅川流域=9.5	千曲川流域=(5, 44.7)	千曲川[立ヶ花]
	高山村	松川流域=13.2, 八木沢川流域=4	—	—
	信濃町	鳥居川流域=6.7, 古海川流域=4.7, 関川流域=21.2, 赤川流域=6	鳥居川流域=(6, 5.4)	—
	小川村	土尻川流域=10.8, 小川川流域=7.3	—	—
	飯綱町	鳥居川流域=9.8, 八蛇川流域=4.6, 斑尾川流域=4.9	鳥居川流域=(5, 9.8)	—
	中野飯山地域	中野市	夜間瀬川流域=14.8, 斑尾川流域=7.1, 斑川流域=4.3, 篠井川流域=4.1, 江部川流域=4.8	夜間瀬川流域=(5, 14.8), 斑尾川流域=(5, 5.7), 篠井川流域=(5, 4.1), 江部川流域=(5, 3.8), 千曲川流域=(5, 42.1)
飯山市		桑名川流域=3.6, 出川流域=3.2, 広井川流域=4.2, 日光川流域=3.2, 樽川流域=13.2	樽川流域=(5, 12.8), 千曲川流域=(5, 47.5)	千曲川[立ヶ花]
山ノ内町		夜間瀬川流域=12.3, 伊沢川流域=5.6	—	—
木島平村		馬曲川流域=5.8, 樽川流域=12.1	樽川流域=(5, 12.1)	千曲川[立ヶ花]
野沢温泉村		千曲川流域=80, 池の沢川流域=4, 湯沢川流域=3.3, 赤滝川流域=3.8	千曲川流域=(5, 80), 池の沢川流域=(5, 3.2), 湯沢川流域=(5, 3.3)	千曲川[立ヶ花]
栄村		千曲川流域=89, 志久見川流域=13.7, 北野川流域=9.7, 小箕作川流域=3.6, 中津川流域=23.5	千曲川流域=(5, 89)	—
大北地域		大町市	犀川流域=51.9, 金熊川流域=4.6, 高瀬川流域=24.4, 農具川流域=6.7, 稲尾沢川流域=4, 鹿島川流域=10.6, 土尻川流域=5.8	犀川流域=(5, 51.9), 金熊川流域=(5, 4.6), 農具川流域=(5, 6.7), 稲尾沢川流域=(5, 3.2)
池田町	高瀬川流域=24.6	—	—	
松川村	高瀬川流域=24.4, 乳川流域=9.9, 芦間川流域=5.8	—	—	
白馬村	姫川流域=10.9, 楠川流域=6.4, 松川流域=11.5, 大樽川流域=4.1	姫川流域=(7, 10.9)	—	
小谷村	姫川流域=19.3, 中谷川流域=14.6	姫川流域=(6, 15.4)	—	
上田地域	上田市	浦野川流域=13.3, 室賀川流域=6.5, 阿鳥川流域=3.8, 産川流域=9.2, 湯川流域=5.5, 尾根川流域=3.2, 矢出沢川流域=6.3, 神川流域=15.2, 大沢川流域=4, 洗馬川流域=10.8, 傍陽川流域=5.6, 角間川流域=4.5, 瀬沢川流域=2.8, 依田川流域=24, 内村川流域=11, 武石川流域=11.6	室賀川流域=(5, 5.9), 産川流域=(5, 8.5), 湯川流域=(5, 4.4), 尾根川流域=(5, 2.6), 矢出沢川流域=(5, 6.3), 神川流域=(5, 12.2), 傍陽川流域=(5, 3.5), 依田川流域=(5, 19.2), 内村川流域=(5, 8.8), 千曲川流域=(5, 44.2)	千曲川[生田], 信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]
	東御市	金原川流域=2.4, 求女川流域=3.6, 所沢川流域=2.8, 鹿曲川流域=17.7, 小相沢川流域=3.9, 大石沢川流域=2.3, 西沢川流域=2.4, 成沢川流域=3.6, 西川流域=1.7	金原川流域=(5, 2.2), 所沢川流域=(5, 2.8), 鹿曲川流域=(5, 14.2), 大石沢川流域=(5, 1.8), 西沢川流域=(5, 2.4), 千曲川流域=(5, 42.7)	信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]
	青木村	浦野川流域=10.6, 阿鳥川流域=3.7	—	—
	長和町	依田川流域=16, 五十鈴川流域=3.3, 大門川流域=10.2, 追川流域=5.6	—	—
	上田地域	上田市	浦野川流域=13.3, 室賀川流域=6.5, 阿鳥川流域=3.8, 産川流域=9.2, 湯川流域=5.5, 尾根川流域=3.2, 矢出沢川流域=6.3, 神川流域=15.6, 大沢川流域=4, 洗馬川流域=10.8, 傍陽川流域=5.6, 角間川流域=4.5, 瀬沢川流域=2.8, 依田川流域=23.4, 内村川流域=10.5, 武石川流域=11.6	室賀川流域=(5, 5.9), 産川流域=(5, 8.5), 湯川流域=(5, 4.4), 尾根川流域=(5, 2.6), 矢出沢川流域=(5, 6.3), 大沢川流域=4, 洗馬川流域=10.8, 傍陽川流域=(5, 3.5), 瀬沢川流域=(5, 2.8), 依田川流域=23.4, 内村川流域=10.5, 武石川流域=11.6
東御市	金原川流域=2.4, 求女川流域=3.6, 所沢川流域=2.8, 鹿曲川流域=15.2, 小相沢川流域=3.9, 大石沢川流域=2.3, 西沢川流域=2.4, 西川流域=3.5	金原川流域=(5, 2.2), 所沢川流域=(5, 2.8), 大石沢川流域=(5, 1.8), 西沢川流域=(5, 2.4), 西川流域=(5, 3.1)	信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]	
青木村	浦野川流域=10.6, 阿鳥川流域=3.7	—	—	
長和町	依田川流域=16, 五十鈴川流域=3.3, 大門川流域=10.2, 追川流域=5.6	—	—	

別表4 洪水注意報基準（令和3年6月8日現在）

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
長野地域	長野市	犀川流域=52.3, 浅川流域=9.5, 岡田川流域=3.7, 聖川流域=6.3, 蛭川流域=8, 赤野田川流域=3.2, 保科川流域=6.4, 土尻川流域=13, 鳥居川流域=11.2, 楠川流域=7.1, 小川流域=8.3, 太田川流域=5.2, 当信川流域=4.4, 裾花川流域=15.2	犀川流域=(5, 50), 岡田川流域=(6, 3), 聖川流域=(5, 6.3), 蛭川流域=(6, 6.4), 鳥居川流域=(5, 11.2), 太田川流域=(6, 4.2), 当信川流域=(5, 4.4), 裾花川流域=(5, 12.2)	千曲川[杭瀬下・立ヶ花], 犀川[小市], 信濃川水系裾花川[岡田]
	須坂市	松川流域=13.3, 八木沢川流域=6.8, 鮎川流域=13.4, 百々川流域=10.6, 仙仁川流域=5.6	八木沢川流域=(5, 5.6), 千曲川流域=(5, 74)	千曲川[立ヶ花]
	千曲市	沢山川流域=6.4, 佐野川流域=5.3, 更級川流域=4.2, 女沢川流域=4.4	更級川流域=(5, 3.9), 千曲川流域=(5, 35.5)	千曲川[杭瀬下]
	坂城町	日名沢川流域=4.9, 谷川流域=4.3	—	千曲川[生田・杭瀬下]
	小布施町	松川流域=14.8, 八木沢川流域=6.8, 篠井川流域=6.9, 浅川流域=9.5	千曲川流域=(5, 45)	千曲川[立ヶ花]
	高山村	松川流域=13.2, 八木沢川流域=4	—	—
	信濃町	鳥居川流域=6.7, 古海川流域=4.7, 関川流域=21.2, 赤川流域=6	鳥居川流域=(6, 5.4)	—
	小川村	土尻川流域=10.8, 小川川流域=7.3	—	—
	飯綱町	鳥居川流域=9.8, 八蛇川流域=4.6, 斑尾川流域=4.9	鳥居川流域=(5, 9.8)	—
	中野飯山地域	中野市	夜間瀬川流域=14.1, 斑尾川流域=7.1, 斑川流域=4.3, 篠井川流域=4.1, 江部川流域=4.8	斑尾川流域=(5, 5.7), 篠井川流域=(5, 4), 江部川流域=(5, 3.8), 千曲川流域=(5, 41.9)
飯山市		桑名川流域=3.6, 出川流域=3.2, 広井川流域=4.2, 日光川流域=3.2, 樽川流域=13.2	千曲川流域=(5, 47.3)	千曲川[立ヶ花]
山ノ内町		夜間瀬川流域=12.3, 三沢川流域=5.6	—	—
木島平村		馬曲川流域=5.8, 樽川流域=12.1	樽川流域=(6, 9.7)	千曲川[立ヶ花]
野沢温泉村		千曲川流域=80, 池の沢川流域=4, 湯沢川流域=3.3, 赤滝川流域=3.8	千曲川流域=(5, 80), 池の沢川流域=(5, 3.2), 湯沢川流域=(5, 2.6)	千曲川[立ヶ花]
栄村		千曲川流域=80.3, 志久見川流域=13.7, 北野川流域=9.7, 小箕作川流域=3.6, 中津川流域=23.5	千曲川流域=(5, 80.3)	—
大北地域		大町市	犀川流域=51.9, 金熊川流域=4.6, 高瀬川流域=24.4, 農具川流域=6.7, 稲尾沢川流域=4, 鹿島川流域=10.6, 土尻川流域=5.8	犀川流域=(5, 51.9), 金熊川流域=(5, 4.6), 農具川流域=(5, 6.7), 稲尾沢川流域=(5, 3.2)
池田町	高瀬川流域=24.6	—	—	
松川村	高瀬川流域=24.4, 乳川流域=9.9, 芦間川流域=5.8	—	—	
白馬村	姫川流域=10.9, 楠川流域=6.4, 松川流域=11.5, 大樽川流域=4.1	姫川流域=(7, 10.9)	—	
小谷村	姫川流域=19.3, 中谷川流域=14.6	姫川流域=(6, 15.4)	—	
上田地域	上田市	浦野川流域=13.3, 室賀川流域=6.5, 阿鳥川流域=3.8, 産川流域=9.2, 湯川流域=5.5, 尾根川流域=3.2, 矢出沢川流域=6.3, 神川流域=15.6, 大沢川流域=4, 洗馬川流域=10.8, 傍陽川流域=5.6, 角間川流域=4.5, 瀬沢川流域=2.8, 依田川流域=23.4, 内村川流域=10.5, 武石川流域=11.6	室賀川流域=(5, 5.9), 産川流域=(5, 8.5), 湯川流域=(5, 4.4), 尾根川流域=(5, 2.6), 矢出沢川流域=(5, 6.3), 大沢川流域=4, 洗馬川流域=10.8, 傍陽川流域=(5, 3.5), 瀬沢川流域=(5, 2.8), 依田川流域=23.4, 内村川流域=10.5, 武石川流域=11.6	千曲川[生田], 信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]
	東御市	金原川流域=2.4, 求女川流域=3.6, 所沢川流域=2.8, 鹿曲川流域=15.2, 小相沢川流域=3.9, 大石沢川流域=2.3, 西沢川流域=2.4, 西川流域=3.5	金原川流域=(5, 2.2), 所沢川流域=(5, 2.8), 大石沢川流域=(5, 1.8), 西沢川流域=(5, 2.4), 西川流域=(5, 3.1)	信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]
	青木村	浦野川流域=10.6, 阿鳥川流域=3.7	—	—
	長和町	依田川流域=16, 五十鈴川流域=3.3, 大門川流域=10.2, 追川流域=5.6	—	—
	上田地域	上田市	浦野川流域=13.3, 室賀川流域=6.5, 阿鳥川流域=3.8, 産川流域=9.2, 湯川流域=5.5, 尾根川流域=3.2, 矢出沢川流域=6.3, 神川流域=15.6, 大沢川流域=4, 洗馬川流域=10.8, 傍陽川流域=5.6, 角間川流域=4.5, 瀬沢川流域=2.8, 依田川流域=23.4, 内村川流域=10.5, 武石川流域=11.6	室賀川流域=(5, 5.9), 産川流域=(5, 8.5), 湯川流域=(5, 4.4), 尾根川流域=(5, 2.6), 矢出沢川流域=(5, 6.3), 大沢川流域=4, 洗馬川流域=10.8, 傍陽川流域=(5, 3.5), 瀬沢川流域=(5, 2.8), 依田川流域=23.4, 内村川流域=10.5, 武石川流域=11.6
東御市	金原川流域=2.4, 求女川流域=3.6, 所沢川流域=2.8, 鹿曲川流域=15.2, 小相沢川流域=3.9, 大石沢川流域=2.3, 西沢川流域=2.4, 西川流域=3.5	金原川流域=(5, 2.2), 所沢川流域=(5, 2.8), 大石沢川流域=(5, 1.8), 西沢川流域=(5, 2.4), 西川流域=(5, 3.1)	信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]	
青木村	浦野川流域=10.6, 阿鳥川流域=3.7	—	—	
長和町	依田川流域=16, 五十鈴川流域=3.3, 大門川流域=10.2, 追川流域=5.6	—	—	

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準	
佐久地域	小諸市	深沢川流域=4, 中沢川流域=4.4, 蛇廻川流域=5.1, 線矢川流域=7.6, 湧玉川流域=3.6	深沢川流域=(5, 3.2), 中沢川流域=(5, 4.4), 千曲川流域=(5, 49.4)	信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]	
	佐久市	布施川流域=5.6, 濁川流域=5.1, 湯川流域=17.9, 中沢川流域=3.6, 片貝川流域=5.7, 滑津川流域=15.5, 志賀川流域=10.4, 雨川流域=7.8, 谷川流域=4.7, 鹿曲川流域=12, 細小路川流域=6.3, 八丁地川流域=8.8	布施川流域=(5, 5.5), 湯川流域=(5, 14.3), 中沢川流域=(5, 2.9), 片貝川流域=(5, 4.6), 滑津川流域=(5, 15.5), 志賀川流域=(5, 10.4), 雨川流域=(5, 7.8), 谷川流域=(5, 4.7), 鹿曲川流域=(5, 9.6), 細小路川流域=(5, 5), 千曲川流域=(5, 33.4)	信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]	
	小海町	千曲川流域=29.7, 本間川流域=5.9, 相木川流域=17.2, 大月川流域=6.3	千曲川流域=(5, 29.7), 相木川流域=(5, 17.2)	—	
	川上村	千曲川流域=18.8, 黒沢川流域=7.4, 金峰山川流域=10.4, 板橋川流域=8.3	—	—	
	南牧村	千曲川流域=23.1, 柚添川流域=4.5, 板橋川流域=4.2	—	—	
	南相木村	南相木川流域=11.1, 粟生川流域=6.4	南相木川流域=(5, 11.1)	—	
	北相木村	相木川流域=9	相木川流域=(5, 9)	—	
	佐久穂町	千曲川流域=35.6, 北沢川流域=3.7, 抜井川流域=12, 余地川流域=6.1, 大石川流域=9.7, 石堂川流域=5.6, 入堂川流域=4	千曲川流域=(5, 35.6), 北沢川流域=(7, 3.7), 抜井川流域=(6, 10.9)	—	
	軽井沢町	湯川流域=9.9, 茂沢川流域=4.5, 発地川流域=5.2, 泥川流域=9.7, 濁川流域=3.5	発地川流域=(7, 4.2)	—	
	御代田町	線矢川流域=5.6, 濁川流域=4.4, 湯川流域=17.1	湯川流域=(6, 17.1)	—	
	立科町	番屋川流域=6.5, 芦田川流域=5.3	番屋川流域=(5, 6.5), 芦田川流域=(5, 4.2)	—	
	松本地域	松本	会田川流域=10.9, 梓川流域=27.3, 大門沢川流域=3.8, 女鳥羽川流域=10, 田川流域=13.5, 薄川流域=8.9, 和泉川流域=4.2, 塩沢川流域=3.9, 鎮川流域=11.3, 牛伏川流域=5.2	大門沢川流域=(6, 3.8), 田川流域=(5, 13.5), 薄川流域=(6, 7.1), 和泉川流域=(5, 4.2), 鎮川流域=(5, 9), 奈良井川流域=(6, 22.1)	信濃川水系奈良井川[琵琶橋・新橋]
		塩尻	田川流域=9.1, 矢沢川流域=4.2, 小菅部川流域=5.2	矢沢川流域=(6, 4.2), 奈良井川流域=(5, 14.8)	信濃川水系奈良井川[琵琶橋・新橋]
安曇野市		犀川流域=36, 潮沢川流域=5.2, 会田川流域=11.7, 濁沢川流域=5, 高瀬川流域=24.7, 穂高川流域=21, 乳川流域=16.1, 天満沢川流域=4.8, 鳥川流域=12.5, 万水川流域=8.8, 黒沢川流域=4.6, 梓川流域=27.4	犀川流域=(5, 36), 潮沢川流域=(5, 5.2), 会田川流域=(5, 11.7), 鳥川流域=(6, 10), 万水川流域=(5, 8.8)	—	
麻績村		麻績川流域=9.9	麻績川流域=(5, 7.9)	—	
生坂村		犀川流域=50.3, 麻績川流域=15.2, 金熊川流域=9	犀川流域=(5, 40.2), 麻績川流域=(5, 15.2)	—	
山形村		三間沢川流域=4.4, 唐沢川流域=4.5	—	—	
朝日村		鎮川流域=9.6	—	—	
筑北村		麻績川流域=14.1, 別所川流域=6.2, 東条川流域=6.1, 安坂川流域=6.9	麻績川流域=(5, 11.3)	—	
乗鞍上高地		梓川流域=21.1, 鳥ヶ谷川流域=11.6, 奈川流域=9.7, 黒川流域=5.3	梓川流域=(7, 16.9)	—	

市町村等を まとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準	
佐久地域	小諸市	深沢川流域=4, 中沢川流域=4.4, 蛇廻川流域=5.1, 線矢川流域=7.6, 湧玉川流域=3.6	深沢川流域=(5, 3.2), 中沢川流域=(5, 4.4), 千曲川流域=(5, 43.4)	信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]	
	佐久市	布施川流域=5.6, 濁川流域=5.1, 湯川流域=17.9, 中沢川流域=3.6, 片貝川流域=5.7, 滑津川流域=14, 志賀川流域=9.5, 雨川流域=7.8, 谷川流域=4.7, 鹿曲川流域=12, 細小路川流域=6.3, 八丁地川流域=8.8	布施川流域=(5, 5.5), 湯川流域=(5, 14.3), 中沢川流域=(5, 2.9), 片貝川流域=(5, 4.6), 滑津川流域=(5, 14), 志賀川流域=(5, 9.5), 雨川流域=(5, 7.8), 谷川流域=(5, 3.8), 鹿曲川流域=(5, 9.6), 細小路川流域=(5, 5), 千曲川流域=(5, 33.4)	信濃川水系千曲川上流[下越・塩名田]	
	小海町	千曲川流域=29.7, 本間川流域=5.9, 相木川流域=16.8, 大月川流域=6.3	相木川流域=(5, 16.8)	—	
	川上村	千曲川流域=18.8, 黒沢川流域=7.4, 金峰山川流域=10.4, 西川流域=8.3	—	—	
	南牧村	千曲川流域=23.1, 柚添川流域=4.5, 板橋川流域=4.2	—	—	
	南相木村	南相木川流域=11.1, 粟生川流域=6.4	南相木川流域=(5, 11.1)	—	
	北相木村	相木川流域=9	相木川流域=(5, 9)	—	
	佐久穂町	千曲川流域=33.5, 北沢川流域=3.7, 抜井川流域=12, 余地川流域=6.1, 大石川流域=9.7, 石堂川流域=5.6, 入堂川流域=4	千曲川流域=(5, 33.5), 北沢川流域=(7, 3.7), 抜井川流域=(6, 9.6)	—	
	軽井沢町	湯川流域=9.9, 茂沢川流域=4.5, 発地川流域=4.9, 泥川流域=9.7, 濁川流域=3.5	—	—	
	御代田町	線矢川流域=5.6, 濁川流域=4.4, 湯川流域=17.1	湯川流域=(6, 17.1)	—	
	立科町	番屋川流域=6, 芦田川流域=5.2	—	—	
	松本地域	松本	会田川流域=10.9, 梓川流域=27.3, 大門沢川流域=3.8, 女鳥羽川流域=10, 田川流域=13.5, 薄川流域=8.9, 和泉川流域=4.2, 塩沢川流域=4, 鎮川流域=11.3, 牛伏川流域=5.2	大門沢川流域=(6, 3.8), 田川流域=(5, 13.5), 薄川流域=(6, 7.1), 和泉川流域=(5, 4.2), 鎮川流域=(5, 9), 奈良井川流域=(6, 22.1)	信濃川水系奈良井川[琵琶橋・新橋]
		塩尻	田川流域=9.1, 権現川流域=2.6, 矢沢川流域=4.2, 小菅部川流域=5.2	矢沢川流域=(6, 4.2), 奈良井川流域=(5, 14.8)	信濃川水系奈良井川[琵琶橋・新橋]
安曇野市		犀川流域=36, 潮沢川流域=5.2, 会田川流域=11.7, 濁沢川流域=5, 高瀬川流域=24.7, 穂高川流域=21, 乳川流域=16.1, 天満沢川流域=4.8, 鳥川流域=12.5, 万水川流域=8.8, 黒沢川流域=4.6, 梓川流域=27.4	犀川流域=(5, 36), 潮沢川流域=(5, 5.2), 会田川流域=(5, 11.7), 鳥川流域=(6, 10), 万水川流域=(5, 8.8)	—	
麻績村		麻績川流域=9.9	—	—	
生坂村		犀川流域=50.3, 麻績川流域=15.2, 金熊川流域=9	犀川流域=(5, 40.2), 麻績川流域=(5, 15.2)	—	
山形村		三間沢川流域=4.4, 唐沢川流域=4.5	—	—	
朝日村		鎮川流域=9.6	—	—	
筑北村		麻績川流域=14.1, 別所川流域=6.2, 東条川流域=6.1, 安坂川流域=6.9	麻績川流域=(5, 11.3)	—	
乗鞍上高地		梓川流域=21.1, 鳥ヶ谷川流域=11.6, 奈川流域=9.7, 黒川流域=5.3	梓川流域=(7, 16.9)	—	

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
諏訪地域	岡谷市	十四瀬川流域=4.4, 横河川流域=5.8, 塚間川流域=4.1, 天竜川流域=24.9	十四瀬川流域=(7, 2.4), 塚間川流域=(5, 3.3)	天竜川水系諏訪湖[釜口水門]
	諏訪市	新川流域=4.2, 宮川流域=12.2, 上川流域=16.8, 角間川流域=4.5, 沢川流域=4.6	新川流域=(5, 3.6), 角間川流域=(5, 4.1), 沢川流域=(5, 3.7)	天竜川水系諏訪湖[釜口水門]
	茅野市	上川流域=13.4, 柳川流域=9.2, 宮川流域=11.9, 洪川流域=7.6, 滝ノ湯川流域=6.5	—	—
	下諏訪町	承知川流域=3.6, 砥川流域=9.1, 十四瀬川流域=4.2	承知川流域=(7, 2.9), 十四瀬川流域=(5, 3.5)	天竜川水系諏訪湖[釜口水門]
	富士見町	宮川流域=4.3, 釜無川流域=17.7, 乙貝川流域=2.7, 立場川流域=8.2	—	—
	原村	弓振川流域=4, 小早川流域=2, 阿久川流域=4.2, 道祖神川流域=1.7	—	—
	伊那市	瀬沢川流域=3.6, 棚沢川流域=5.9, 戸谷川流域=3.4, 小沢川流域=7.1, 小黒川流域=5.4, 犬田切川流域=4.4, 猪ノ沢川流域=3, 大沢川流域=4, 三峰川流域=25.8, 新山川流域=4.4, 藤沢川流域=9.7, 松倉川流域=4.5, 山室川流域=6.9, 黒川流域=13.6, 大清水川流域=4, 粟沢川流域=3.7	戸谷川流域=(5, 2.7), 小黒川流域=(5, 4.3), 猪ノ沢川流域=(5, 2.4), 大沢川流域=(5, 3.2), 三峰川流域=(6, 20.6), 新山川流域=(6, 3.5), 藤沢川流域=(6, 7.8), 黒川流域=(6, 31.9)	天竜川上流[伊那富・沢渡]
駒ヶ根市	太田切川流域=12.1, 塩田川流域=2.8, 大曾倉川流域=4.1, 下間川流域=3.2, 田沢川流域=3.1, 上穂沢川流域=4.9, 中田切川流域=7.1	下間川流域=(6, 2.6)	天竜川上流[沢渡]	
辰野町	上野川流域=4.1, 横川流域=8.6, 小横川流域=5.4, 小野川流域=6.8, 沢底川流域=4.5	上野川流域=(5, 3.3), 横川流域=(5, 8.6), 小横川流域=(5, 5.4), 小野川流域=(5, 6.8), 天竜川流域=(5, 27.7)	天竜川上流[伊那富]	
箕輪町	桑沢川流域=3.5, 沢川流域=8.4, 深沢川流域=4.2, 帯無川流域=4.8	—	天竜川上流[伊那富]	
飯島町	中田切川流域=6.7, 郷沢川流域=4.9, 与田切川流域=9.7, 子生沢川流域=3.1	天竜川流域=(7, 43.2)	天竜川上流[沢渡]	
南箕輪村	大泉川流域=4.4, 大清水川流域=4.5	大清水川流域=(5, 4.5)	天竜川上流[伊那富]	
中川村	子生沢川流域=3.7, 前沢川流域=6.8, 小沢川流域=23.9	天竜川流域=(7, 44)	天竜川上流[沢渡]	
宮田村	大沢川流域=3.5, 太田切川流域=12.1	—	天竜川上流[沢渡]	
木曾地域	榎川	奈良井川流域=10.2	—	—
	上松町	木曾川流域=44.1, 滑川流域=7.5, 小川流域=12, 十王沢川流域=4.4	木曾川流域=(5, 44.1)	—
	南木曾町	木曾川流域=42.5, 坪川流域=7.6, 蘭川流域=14.9, 柿其川流域=10.2	—	—
	木祖村	木曾川流域=14, 菅川流域=4.2, 笹川流域=8.4	—	—
	王滝村	王滝川流域=18.3, 大又川流域=4.4, 溝口川流域=4.4, 鈴ヶ沢流域=5.7	—	—
	大桑村	木曾川流域=45.6, 殿小川流域=7.2, 伊那川流域=16.9	木曾川流域=(6, 36.5)	—
	木曾町	木曾川流域=22.5, 王滝川流域=35.5, 中沢川流域=4, 本洞川流域=5.8, 西野川流域=8.4, 白川流域=8, 湯川流域=6, 末川流域=8.8, 把之沢川流域=4.4, 髭沢川流域=4.5, 八沢川流域=5.5, 黒川流域=10.9, 西洞川流域=5.2, 正沢川流域=7.1	木曾川流域=(6, 22.5), 中沢川流域=(5, 4), 八沢川流域=(5, 5.1), 黒川流域=(5, 10.7), 西洞川流域=(6, 4.2)	—
	南木曾町	木曾川流域=42.5, 坪川流域=7.6, 蘭川流域=14.9, 柿其川流域=10.2	—	—
	木祖村	木曾川流域=14, 菅川流域=4.2, 笹川流域=8.4	—	—

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
諏訪地域	岡谷市	十四瀬川流域=4.4, 横河川流域=5.8, 塚間川流域=4.1, 天竜川流域=24.9	十四瀬川流域=(7, 2.4), 塚間川流域=(5, 3.3)	天竜川水系諏訪湖[釜口水門]
	諏訪市	新川流域=4.2, 宮川流域=12.2, 上川流域=16.8, 角間川流域=4.5, 沢川流域=4.6	新川流域=(5, 3.6), 角間川流域=(5, 4.1), 沢川流域=(5, 3.7)	天竜川水系諏訪湖[釜口水門]
	茅野市	上川流域=13.4, 柳川流域=9.2, 宮川流域=11.9, 洪川流域=7.6, 滝ノ湯川流域=6.5	—	—
	下諏訪町	承知川流域=3.6, 砥川流域=9.1, 十四瀬川流域=4.2	承知川流域=(7, 2.9), 十四瀬川流域=(5, 3.5)	天竜川水系諏訪湖[釜口水門]
	富士見町	宮川流域=4.3, 釜無川流域=17.7, 乙貝川流域=2.7, 立場川流域=8.2	—	—
	原村	弓振川流域=4, 小早川流域=2, 阿久川流域=4.2, 道祖神川流域=1.7	—	—
	伊那市	瀬沢川流域=3.6, 棚沢川流域=5.9, 戸谷川流域=3.4, 小沢川流域=7.1, 小黒川流域=5.4, 犬田切川流域=4.4, 猪ノ沢川流域=3, 大沢川流域=4, 三峰川流域=25.8, 新山川流域=4.4, 藤沢川流域=9.7, 松倉川流域=4.5, 山室川流域=6.9, 黒川流域=13.6, 大清水川流域=4, 粟沢川流域=3.7	戸谷川流域=(5, 2.7), 小黒川流域=(5, 4.3), 猪ノ沢川流域=(5, 2.4), 大沢川流域=(5, 3.2), 三峰川流域=(6, 20.6), 新山川流域=(6, 3.5), 藤沢川流域=(6, 7.8), 黒川流域=(6, 31.9)	天竜川上流[伊那富・沢渡]
駒ヶ根市	太田切川流域=12.1, 塩田川流域=2.8, 大曾倉川流域=4.1, 下間川流域=3.2, 田沢川流域=3.1, 上穂沢川流域=4.9, 中田切川流域=7.1	下間川流域=(6, 2.6)	天竜川上流[沢渡]	
辰野町	上野川流域=4.1, 横川流域=8.6, 小横川流域=5.4, 小野川流域=6.8, 沢底川流域=4.5	上野川流域=(5, 3.3), 横川流域=(5, 8.6), 小横川流域=(5, 5.4), 小野川流域=(5, 6.8), 天竜川流域=(5, 27.7)	天竜川上流[伊那富]	
箕輪町	桑沢川流域=3.5, 沢川流域=8.4, 深沢川流域=4.2, 帯無川流域=4.8	—	天竜川上流[伊那富]	
飯島町	中田切川流域=6.7, 郷沢川流域=4.9, 与田切川流域=9.7, 子生沢川流域=3.1	天竜川流域=(7, 43.2)	天竜川上流[沢渡]	
南箕輪村	大泉川流域=4.4, 大清水川流域=4.5	大清水川流域=(5, 4.5)	天竜川上流[伊那富]	
中川村	子生沢川流域=3.7, 日向沢川流域=6.8, 小沢川流域=23.9	天竜川流域=(7, 44)	天竜川上流[沢渡]	
宮田村	大沢川流域=3.5, 太田切川流域=12.1	—	天竜川上流[沢渡]	
木曾地域	榎川	奈良井川流域=10.2	—	—
	上松町	木曾川流域=44.1, 滑川流域=7.5, 小川流域=12, 十王沢川流域=4.4	木曾川流域=(5, 44.1)	—
	南木曾町	木曾川流域=42.5, 坪川流域=7.6, 蘭川流域=14.9, 柿其川流域=10.2	—	—
	木祖村	木曾川流域=14, 菅川流域=4.2, 笹川流域=8.4	—	—
	王滝村	王滝川流域=18.3, 大又川流域=4.4, 溝口川流域=4.4, 鈴ヶ沢流域=5.7	—	—
	大桑村	木曾川流域=45.6, 殿小川流域=7.2, 伊那川流域=16.9	木曾川流域=(6, 36.5)	—
	木曾町	木曾川流域=22.5, 王滝川流域=35.5, 中沢川流域=4, 本洞川流域=5.8, 西野川流域=8.4, 白川流域=8, 湯川流域=6, 末川流域=8.8, 把之沢川流域=4.4, 髭沢川流域=4.5, 八沢川流域=5.5, 黒川流域=10.9, 西洞川流域=5.2, 正沢川流域=7.1	木曾川流域=(6, 22.5), 中沢川流域=(5, 4), 八沢川流域=(5, 5.1), 黒川流域=(5, 10.7), 西洞川流域=(6, 4.2)	—
	南木曾町	木曾川流域=42.5, 坪川流域=7.6, 蘭川流域=14.9, 柿其川流域=10.2	—	—
	木祖村	木曾川流域=14, 菅川流域=4.2, 笹川流域=8.4	—	—

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
下伊那地域	飯田市	土曾川流域=3.3, 松川流域=16, 野底川流域=6.2, 富田沢川流域=3.7, 新川流域=3.8, 弟川流域=3.8, 遠山川流域=3.1, 上村川流域=12.1	弟川流域=(5, 3.8)	天竜川上流〔市田・天竜峡〕
	松川町	福沢川流域=3.2	—	天竜川上流〔沢渡・市田〕
	高森町	田沢川流域=3.3, 胡麻目川流域=4.4, 大島川流域=5.4, 江戸ヶ沢川流域=2.8	—	天竜川上流〔市田〕
	阿南町	門原川流域=6.8, 和知野川流域=24.8, 売木川流域=16, 早木戸川流域=7.3, 天竜川流域=59.2	門原川流域=(7, 5.4), 売木川流域=(7, 12.8), 早木戸川流域=(5, 7.3)	—
	阿智村	阿智川流域=20.8, 河内川流域=5.8, 大沢川流域=9.2, 本谷川流域=13.3, 清内路川流域=6.7, 和知野川流域=12	阿智川流域=(7, 16.6), 河内川流域=(7, 4.6), 本谷川流域=(7, 10.6)	—
	平谷村	上村川流域=10.6, 平谷川流域=15.2	平谷川流域=(5, 15.2)	—
	根羽村	矢作川流域=19.9, 小川川流域=9.6	小川川流域=(5, 9.6)	—
	下條村	白又川流域=5.5, 牛ヶ爪川流域=5.2, 天竜川流域=58.6	牛ヶ爪川流域=(5, 4.7)	—
	売木村	売木川流域=6.1, 軒川流域=7.4	売木川流域=(7, 6.1)	—
	天龍村	天竜川流域=69.3, 遠山川流域=32.5, 早木戸川流域=11.6	—	—
	泰阜村	矢管川流域=4, 左京川流域=3.8, 天竜川流域=59.2	—	—
	喬木村	壬生沢川流域=3.1, 加々須川流域=6.5, 小川川流域=8.9	加々須川流域=(5, 5.2), 小川川流域=(5, 7.1)	天竜川上流〔市田〕
	豊丘村	寺沢川流域=3.2, 虻川流域=7.7, 壬生沢川流域=3.2	—	天竜川上流〔市田〕
	大鹿村	小渋川流域=22.1, 鹿塩川流域=12.4, 塩川流域=8.4	—	—

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

(略)

2 水防法に基づくもの

(1)洪水予報

(略)

種類	情報名	概要
(中略)		
洪水警報	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているとき、 <u>または水位が急激に上昇し3時間以内に氾濫する可能性のある水位に到達する見通しとなったとき</u> に発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(略)

4 その他の情報

(1)大雨警報・洪水警報の危険度分布(キキクル)等

警報の危険度分布(キキクル)等の概要

種類	概要
大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの <u>予測</u> を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更

市町村等をまとめた地域	市町村等	流域雨量指数基準	複合基準*1	指定河川洪水予報による基準
下伊那地域	飯田市	土曾川流域=3.3, 松川流域=16, 野底川流域=6.2, 富田沢川流域=3.7, 新川流域=3.8, 弟川流域=3.8, 遠山川流域=3.1, 上村川流域=12.1	弟川流域=(5, 3.8)	天竜川上流〔市田・天竜峡〕
	松川町	福沢川流域=3.2	—	天竜川上流〔沢渡・市田〕
	高森町	田沢川流域=3.3, 胡麻目川流域=4.4, 大島川流域=5.4, 江戸ヶ沢川流域=2.8	—	天竜川上流〔市田〕
	阿南町	門原川流域=6.8, 和知野川流域=24.8, 売木川流域=16, 早木戸川流域=7.3, 天竜川流域=59.2	門原川流域=(7, 5.4), 売木川流域=(7, 12.8), 早木戸川流域=(5, 7.3)	—
	阿智村	阿智川流域=20.8, 河内川流域=5.8, 大沢川流域=9.2, 本谷川流域=13.3, 清内路川流域=6.7, 和知野川流域=12	阿智川流域=(7, 16.6), 河内川流域=(7, 4.6), 本谷川流域=(7, 10.6)	—
	平谷村	上村川流域=10.6, 平谷川流域=15.2	平谷川流域=(5, 15.2)	—
	根羽村	矢作川流域=19.9, 小川川流域=9.6	小川川流域=(5, 9.6)	—
	下條村	白又川流域=5.5, 牛ヶ爪川流域=5.2, 天竜川流域=58.6	牛ヶ爪川流域=(5, 4.7)	—
	売木村	売木川流域=6.1, 軒川流域=7.4	売木川流域=(7, 6.1)	—
	天龍村	天竜川流域=69.3, 遠山川流域=32.5, 早木戸川流域=11.6	—	—
	泰阜村	矢管川流域=4, 左京川流域=3.8, 天竜川流域=59.2	—	—
	喬木村	壬生沢川流域=3.1, 加々須川流域=6.5, 小川川流域=8.9	加々須川流域=(5, 5.2), 小川川流域=(5, 7.1)	天竜川上流〔市田・天竜峡〕
	豊丘村	寺沢川流域=3.2, 虻川流域=7.7, 壬生沢川流域=3.2	—	天竜川上流〔市田〕
	大鹿村	小渋川流域=22.1, 鹿塩川流域=12.4, 塩川流域=8.4	—	—

*1 (表面雨量指数, 流域雨量指数)の組み合わせによる基準値を表しています。

(略)

2 水防法に基づくもの

(1)洪水予報

(略)

種類	情報名	概要
(中略)		
洪水警報	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状況が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難情報の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(略)

4 その他の情報

(1)大雨警報・洪水警報の危険度分布(キキクル)等

警報の危険度分布(キキクル)等の概要

種類	概要
大雨警報(土砂災害)の危険度分布(土砂キキクル)	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新して

	<p>新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）により、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。</p>		<p>おり、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂キキクル）により、どこで危険度が高まっているかを把握することができる。</p>	
(中略)		(中略)		
<p>流域雨量指数の予測値</p>	<p>水位周知河川及びその他河川の上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分毎に更新している。</p>	<p>流域雨量指数の予測値</p>	<p>水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分毎に更新している。</p>	
<p>(2) 早期注意情報（警報級の可能性）</p> <p><u>5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長野県北部・中部・南部）で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</u></p> <p>(3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報</p> <p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予測、防災上の注意を解説する場合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているときには、<u>「線状降水帯」というキーワードを使って解説する</u>「顕著な大雨に関する長野県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 記録的短時間大雨情報</p> <p>大雨警報発表中の市町村において、危険度分布（キキクル）の「<u>危険</u>」（紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。長野県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を危険度分布（キキクル）で確認する必要がある。</p>		<p>(2) 早期注意情報（警報級の可能性）</p> <p><u>警報級の現象の可能性にかけて、今日から明日にかけては時間を区切って、明後日から5日先にかけては日単位で、長野県北部・中部・南部など、地域ごとに細分した単位に発表される。可能性が高いことを表す[高]、可能性が高くないが一定程度認められることを表す[中]の2段階の確度がある。</u></p> <p>(3) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、長野県気象情報</p> <p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予測、防災上の注意を解説する場合等に発表される。雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後速やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する長野県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続けているとき（<u>線状降水帯</u>）には、「顕著な大雨に関する長野県気象情報」、「顕著な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「顕著な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。</p> <p>(略)</p> <p>(5) 記録的短時間大雨情報</p> <p>大雨警報発表中の市町村において、危険度分布（キキクル）の「<u>非常に危険</u>」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。長野県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析されたときである。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所を危険度分布（キキクル）で確認する必要がある。</p>		

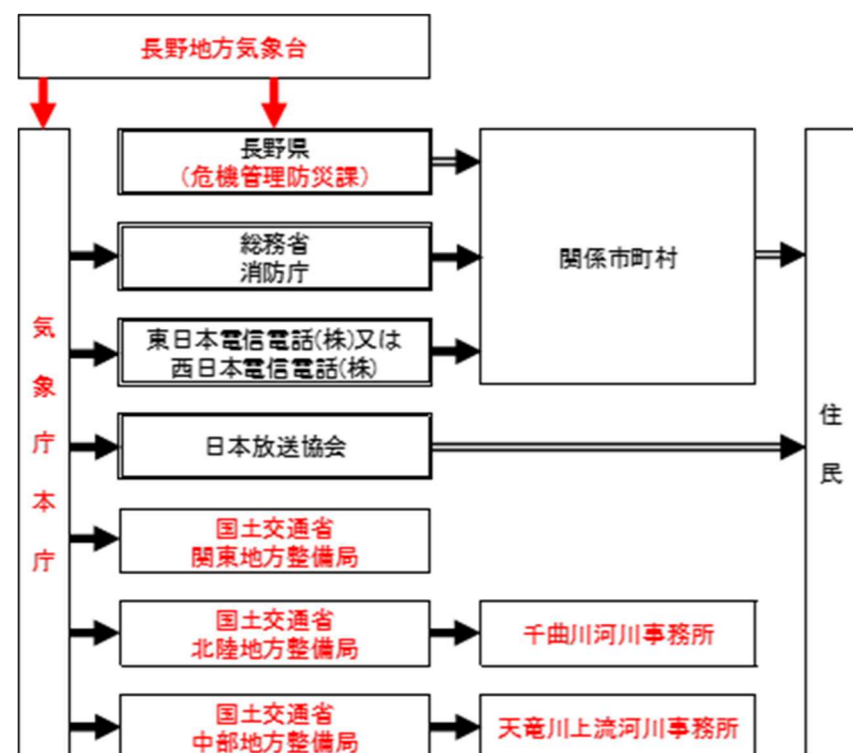
(6) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（長野県北部・中部・南部）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、天気予報の対象地域と同じ発表単位で発表される。この情報の有効期間は発表から概ね1時間である。

警報等伝達系統図

1 注意報・警報および情報

(1) 系統図



- 注1 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1項の規定に基づく法定伝達先。
 注2 二重線の経路は、気象業務法第15条の二第2項、第4項及び第5項によって、特別警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。
 注3 火山現象特別警報及び火山現象警報においては、気象庁本庁から警察庁にも伝達を行い、また気象庁本庁から長野地方気象台を通じて長野県にも伝達する。

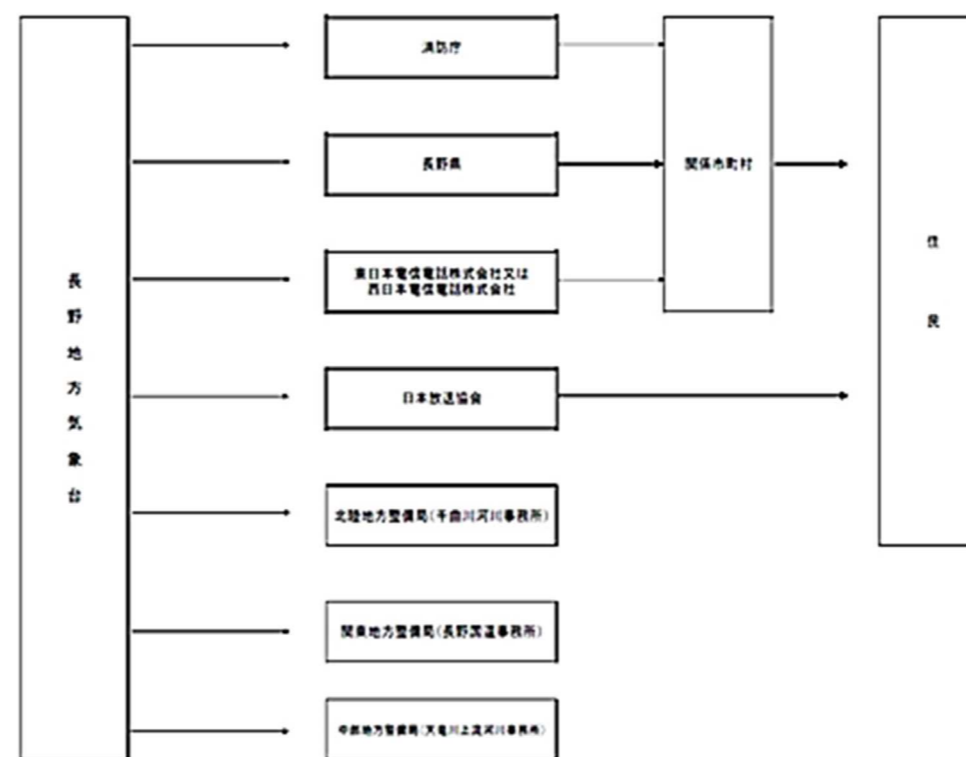
(6) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、県内の「北部・中部・南部」単位で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。この情報の有効期間は発表から概ね1時間である。

警報等伝達系統図

1 注意報・警報および情報

(1) 系統図



- 注1 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号の規定に基づく法定伝達先。
 注2 二重線の経路は、気象業務法第15条及び第15条の2によって、警報の通知又は周知の措置が義務づけられている伝達経路。
 注3 火山現象警報においては、気象庁本庁から警察庁にも伝達を行い、また気象庁本庁から長野地方気象台を通じて長野県にも伝達する。

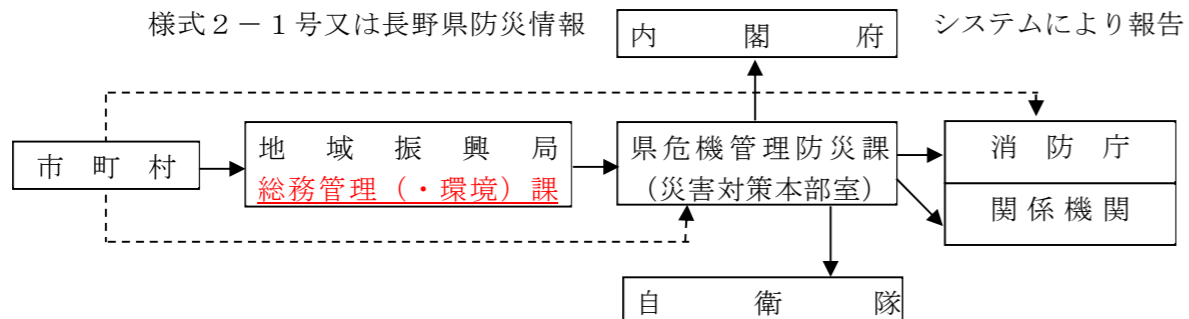
新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第2節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>2 被害状況等の調査と調査責任機関</p> <p>被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。</p> <p>市町村は、被害が甚大である等、市町村において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。</p> <p>地域振興局長は、被災地における被害の状況から情報の収集・連絡体制の強化が必要であると認められる場合は、県危機管理防災課（総括調整班）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求めるものとする。この場合、県危機管理防災課（総括調整班）は必要な職員を速やかに派遣するものとする。</p> <p>職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</p> <p>また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</p> <p>また、県・市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。</p> <p>市町村は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域内で行方不明となった者について、県警察本部の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。<u>また、要救助者の迅速な把握のため、安否不明者についても、関係機関の協力を得て、積極的に情報収集を行うものとする。</u></p> <p>(略)</p> <p>4 災害情報の収集・連絡系統</p> <p>(3) 関係機関における実施事項の概要</p> <p>関係機関における被害状況等の収集、報告、通報等の実施事項の概要は次のとおりである。</p> <p>ア 被害報告等</p> <p>(ア) 県（本庁）の実施事項</p> <p><u>e 危機管理防災課（災害対策本部室）は、要救助者の迅速な把握による救助活動の効率化・円滑化のために必要と認めるときは、市町村等と連携の上、安否不</u></p>	<p style="text-align: center;">第2節 災害情報の収集・連絡活動</p> <p>第2 活動の内容</p> <p>2 被害状況等の調査と調査責任機関</p> <p>被害状況の調査は、次表に掲げる機関が関係の機関及び団体の協力を得て実施する。調査に当たっては、関係機関は相互に連絡を密にし、正確な情報の把握に努めるものとする。</p> <p>市町村は、被害が甚大である等、市町村において被害調査が実施できないときは、次表の協力機関に定める県現地機関等に応援を求めるものとし、県現地機関等は速やかに必要な応援を行い、被害情報等の把握に努める。</p> <p>地域振興局長は、被災地における被害の状況から情報の収集・連絡体制の強化が必要であると認められる場合は、県危機管理防災課（総括調整班）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求めるものとする。この場合、県危機管理防災課（総括調整班）は必要な職員を速やかに派遣するものとする。</p> <p>職員を派遣する際は、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。</p> <p>また、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用など、応援職員等の執務スペースの適切な空間の確保に配慮するものとする。</p> <p>また、県・市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害が発生したときは、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速に当該情報の報告に努めるものとする。</p> <p>市町村は、特に行方不明者の数については捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、当該市町村の区域内で行方不明となった者について、県警察本部の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p> <p>(略)</p> <p>4 災害情報の収集・連絡系統</p> <p>(3) 関係機関における実施事項の概要</p> <p>関係機関における被害状況等の収集、報告、通報等の実施事項の概要は次のとおりである。</p> <p>ア 被害報告等</p> <p>(ア) 県（本庁）の実施事項</p> <p style="text-align: center;"><u>(新設)</u></p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

<p><u>明者等の氏名等を公表し、その安否情報を収集・精査することにより、速やかな安否不明者等の絞り込みに努める。</u></p> <p>f 危機管理防災課（災害対策本部室）は、掌握した被害状況を必要に応じ自衛隊の連絡班に連絡する。</p> <p>g 危機管理防災課（総括調整班）は、地域振興局長から情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求められたときは、危機管理部長（災害対策本部室長）の指示により派遣の要否を決定する。</p> <p>h 危機管理防災課（災害対策本部室）は、県等が実施する応急対策等について、長野県防災情報システム等により、地域振興局、被災市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関へ連絡する。</p> <p>i 危機管理防災課（災害対策本部室）は、市町村において通信手段の途絶等が発生し、災害情報の報告が十分なされていないと判断するときは、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして災害情報等の把握に努める。</p> <p>j <u>国が開催する連絡会議及び調整会議において、自らの対応状況や被災市町村等を通じて把握した被災地の状況等を関係省庁等に共有し、必要な調整を行うよう努める。</u></p> <p>(イ) 県現地機関等の実施事項</p> <p>b 掌握した被害状況等を長野県防災情報システム等により、地域振興局<u>総務管理（・環境）課</u>及び県（本庁）の主管課に報告又は連絡する。</p> <p>c 地域振興局長は、被害規模が甚大である場合等で市町村及び関係現地機関における情報収集の円滑な実施が困難であると認められる場合は、県危機管理防災課（総括調整班）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>5 通信手段の確保</p> <p>(1)【県が実施する事項】</p> <p>カ <u>県消防防災ヘリコプター又は県警ヘリコプター</u>によるテレビ画像情報の送信を行う。<u>（危機管理部、警察本部）</u></p> <p>(略)</p>	<p>e 危機管理防災課（災害対策本部室）は、掌握した被害状況を必要に応じ自衛隊の連絡班に連絡する。</p> <p>f 危機管理防災課（総括調整班）は、地域振興局長から情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣を求められたときは、危機管理部長（災害対策本部室長）の指示により派遣の要否を決定する。</p> <p>g 危機管理防災課（災害対策本部室）は、県等が実施する応急対策等について、長野県防災情報システム等により、地域振興局、被災市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関へ連絡する。</p> <p>h 危機管理防災課（災害対策本部室）は、市町村において通信手段の途絶等が発生し、災害情報の報告が十分なされていないと判断するときは、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等により、あらゆる手段を尽くして災害情報等の把握に努める。</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>(イ) 県現地機関等の実施事項</p> <p>c 掌握した被害状況等を長野県防災情報システム等により、地域振興局<u>総務管理課</u>及び県（本庁）の主管課に報告又は連絡する。</p> <p>d 地域振興局長は、被害規模が甚大である場合等で市町村及び関係現地機関における情報収集の円滑な実施が困難であると認められる場合は、県危機管理防災課（総括調整班）に情報連絡員（県本部リエゾン）等の応援派遣の派遣を求めるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>5 通信手段の確保</p> <p>(1)【県が実施する事項】</p> <p>カ <u>県（警察）有ヘリコプター</u>によるテレビ画像情報の送信を行う。（警察本部）</p> <p>(略)</p>	<p>誤字の修正及び組織改正に伴う修正</p> <p>文言及び担当部署の修正</p>
---	--	--

別記 災害情報収集連絡系統

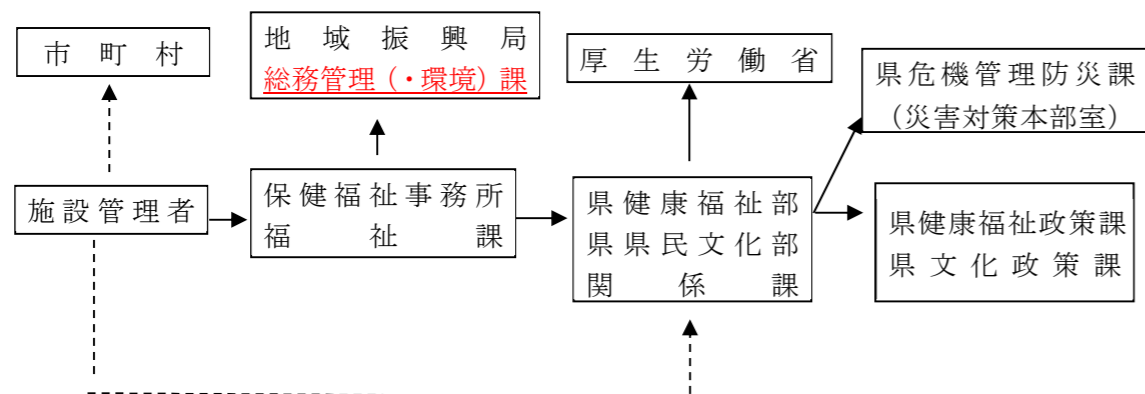
(2) 人的及び住家の被害状況報告 様式2号又は消防庁第4号様式(その2)
(表21の3))

高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等避難状況報告
様式2-1号又は長野県防災情報



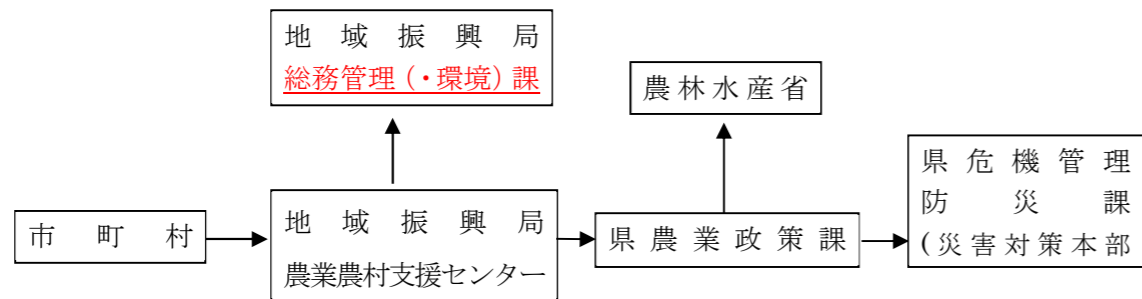
行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接または必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は県危機管理防災課（災害対策本部）に連絡するものとする。

(3) 社会福祉施設の被害状況報告 様式3号



(4) 農業関係被害状況報告 様式5号

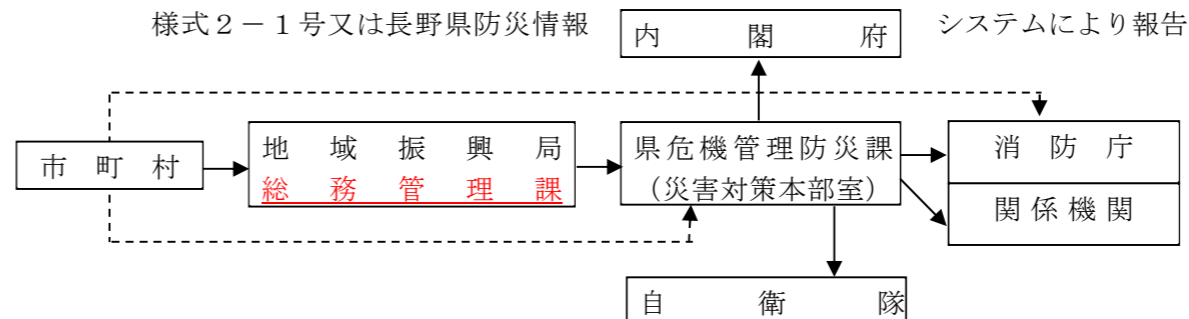
ア 農・畜・養蚕・水産業被害状況報告



別記 災害情報収集連絡系統

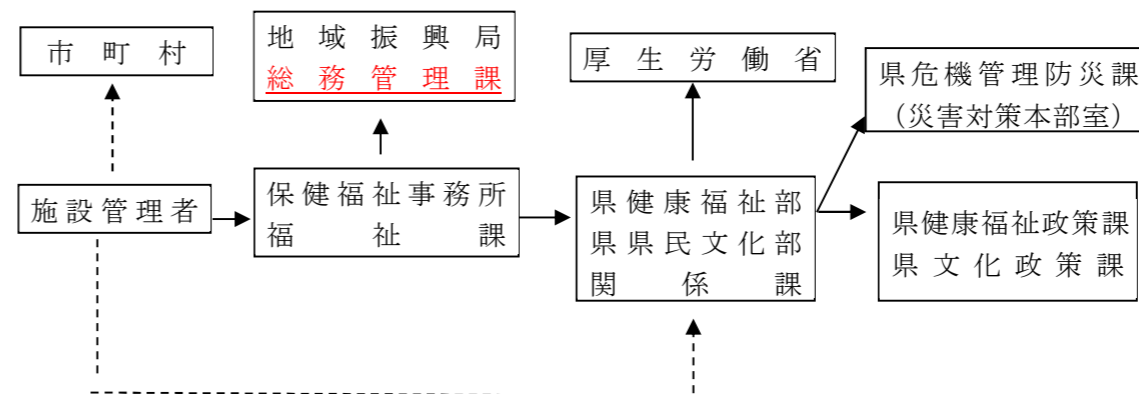
(2) 人的及び住家の被害状況報告 様式2号又は消防庁第4号様式(その2)
(表21の3))

高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保等避難状況報告
様式2-1号又は長野県防災情報



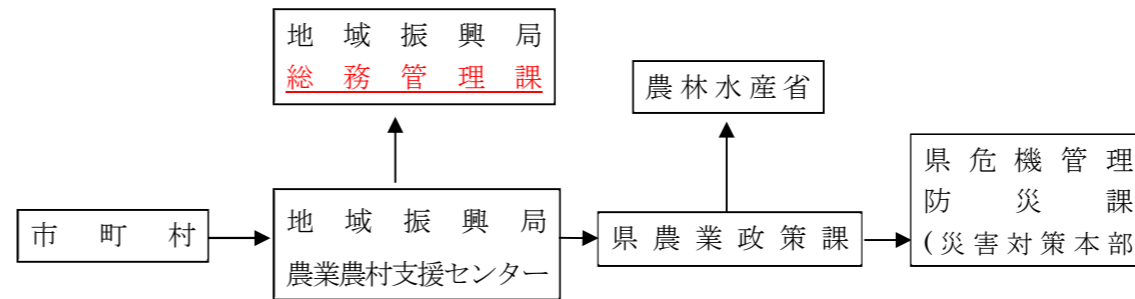
行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接または必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）又は県危機管理防災課（災害対策本部）に連絡するものとする。

(3) 社会福祉施設の被害状況報告 様式3号

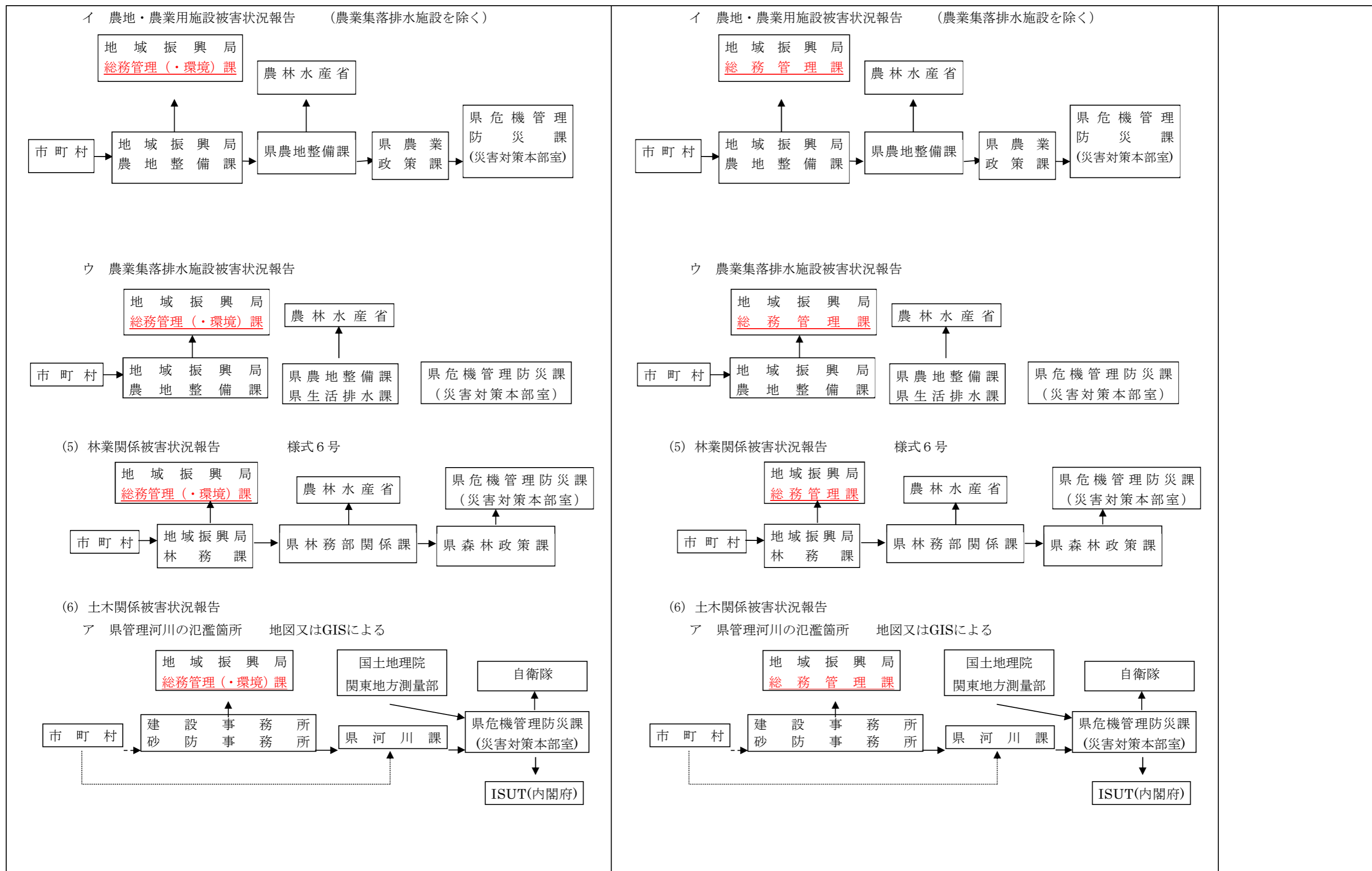


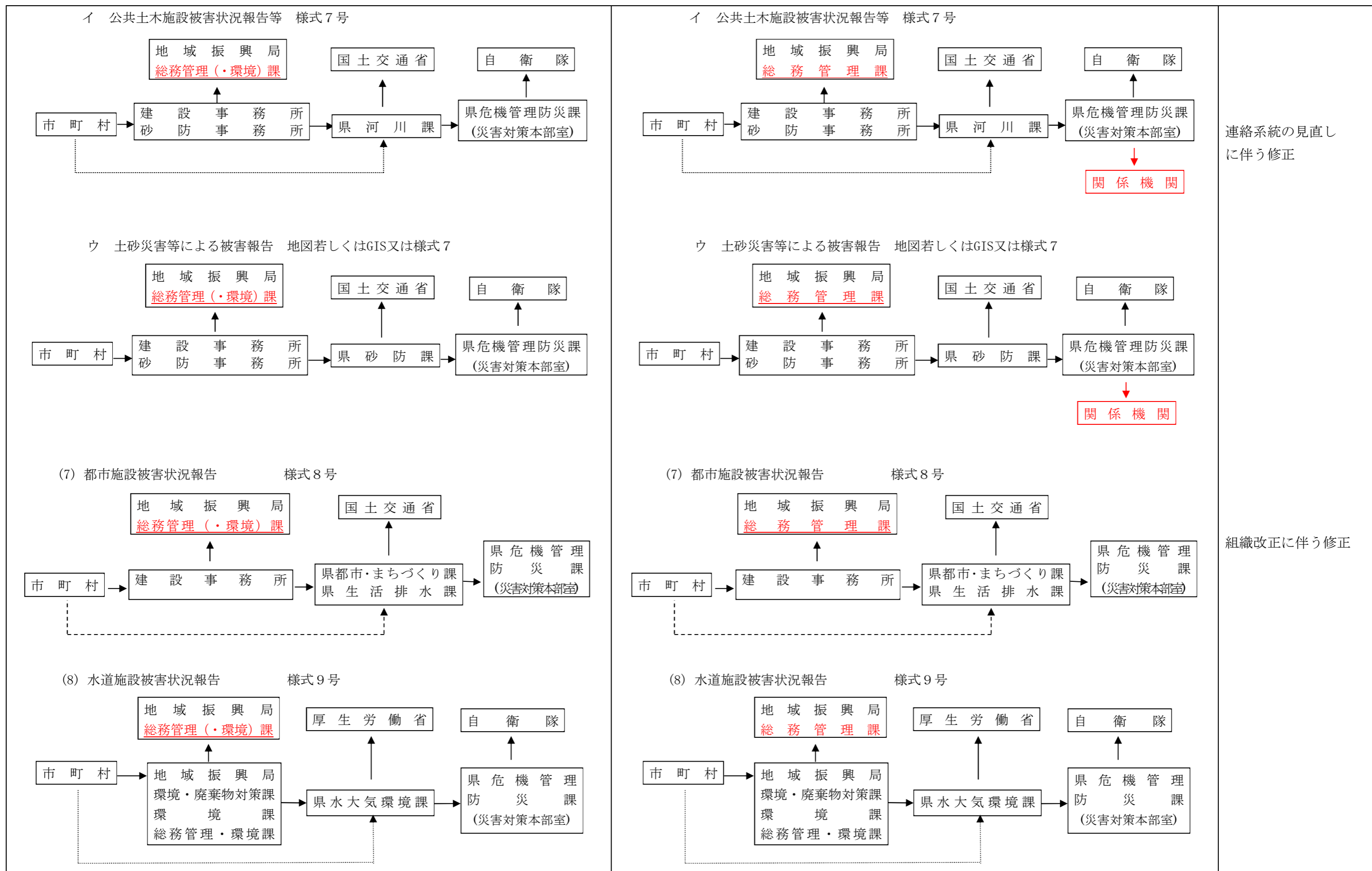
(4) 農業関係被害状況報告 様式5号

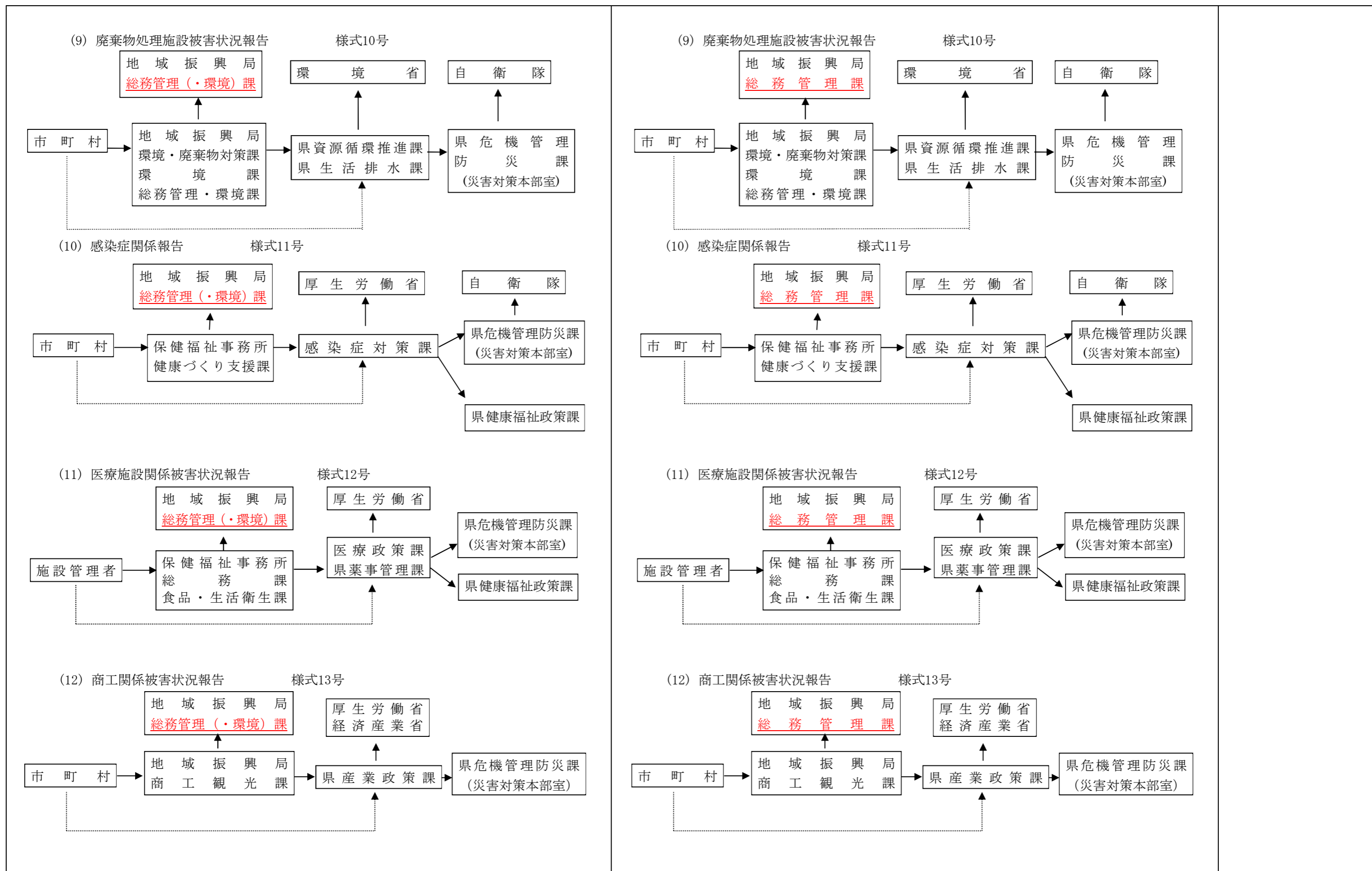
ア 農・畜・養蚕・水産業被害状況報告

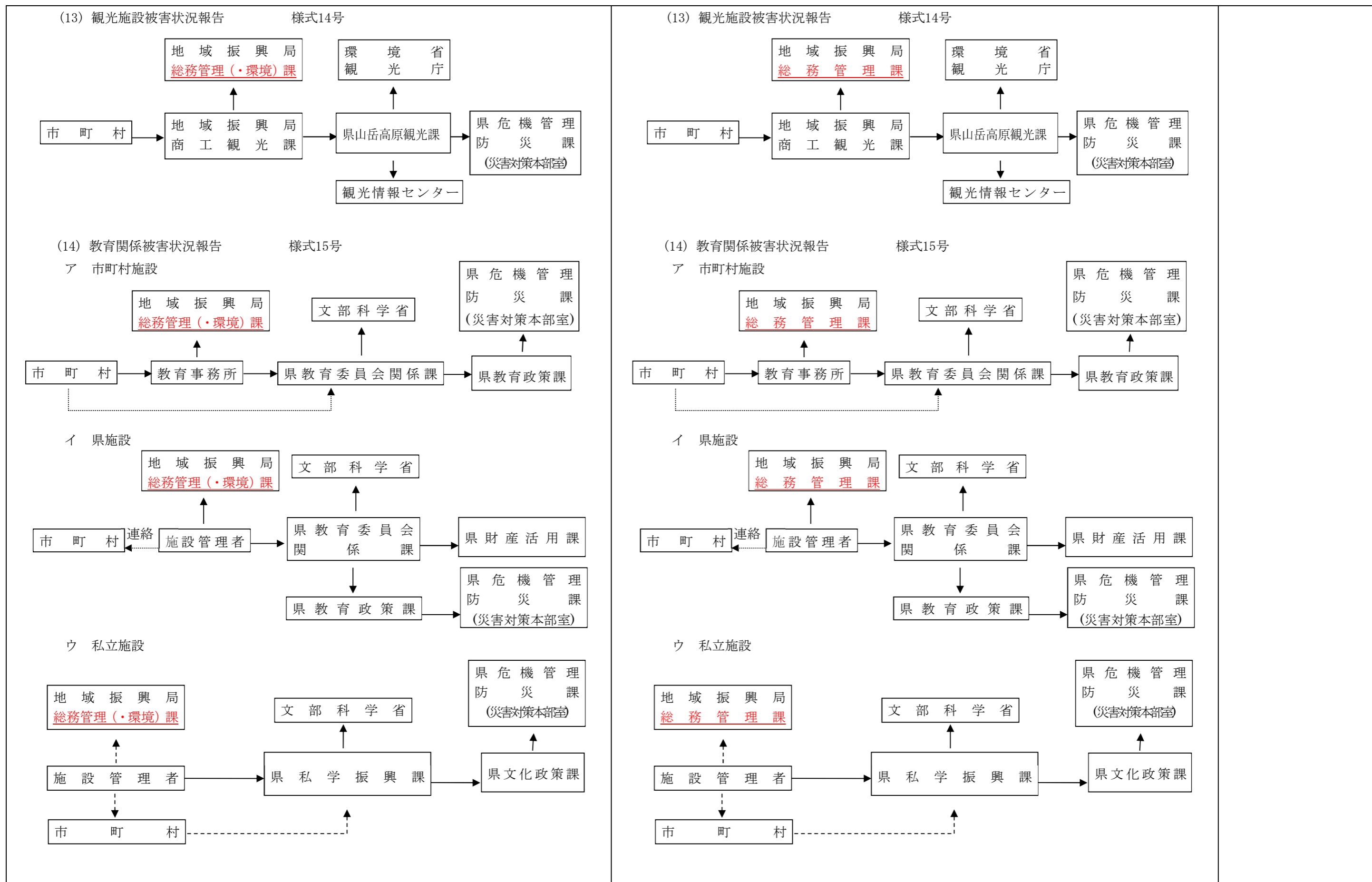


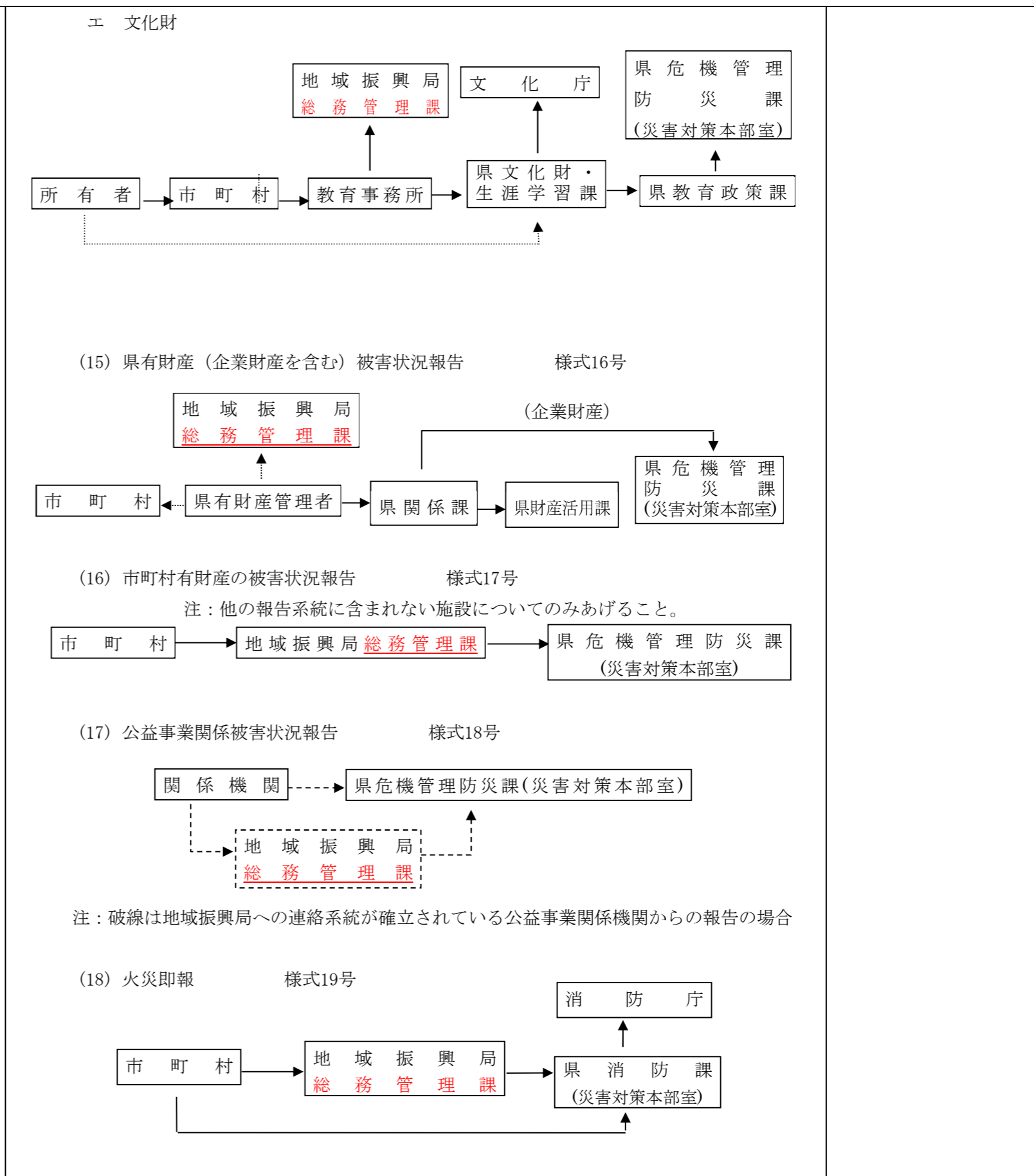
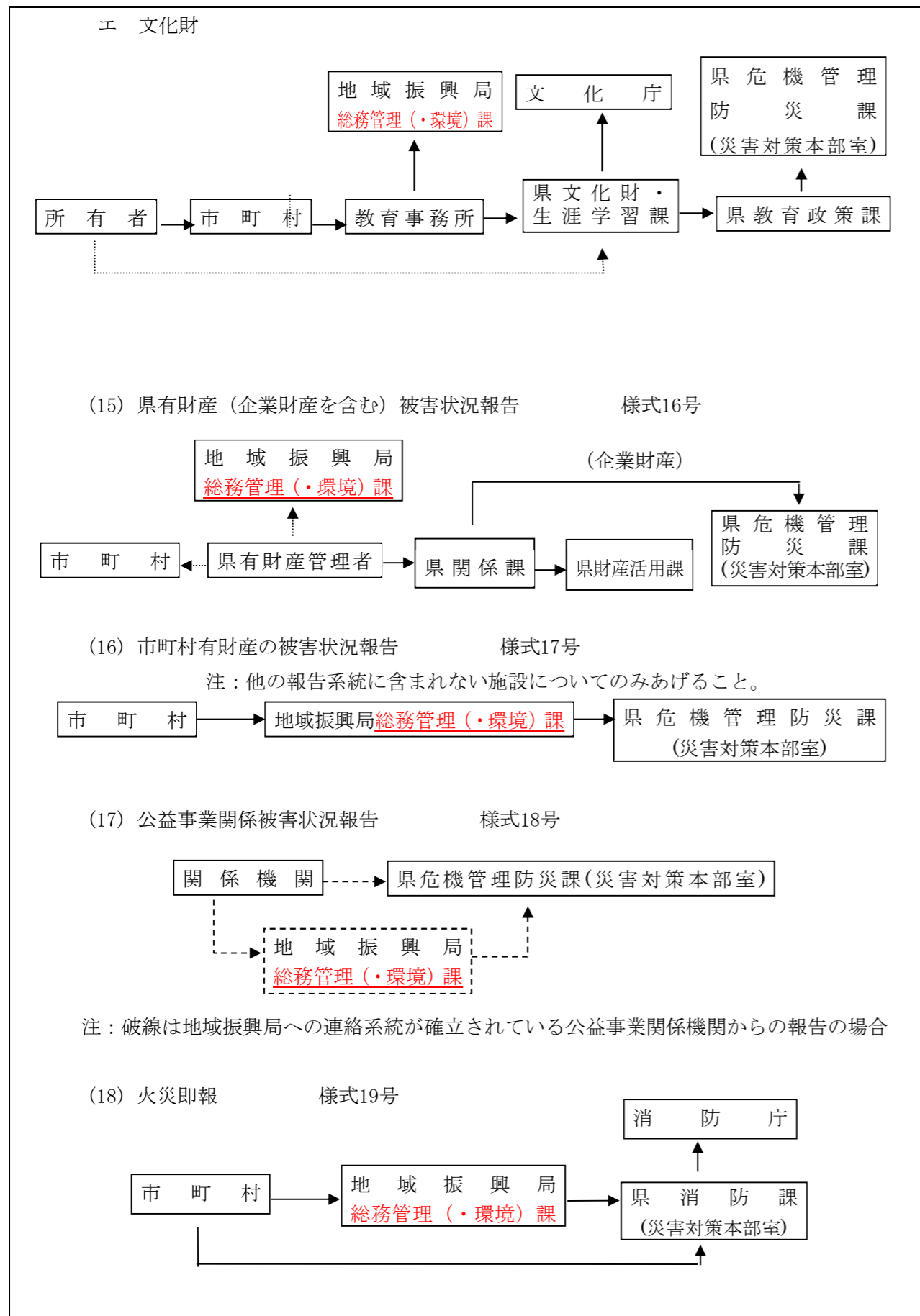
組織改正に伴う修正





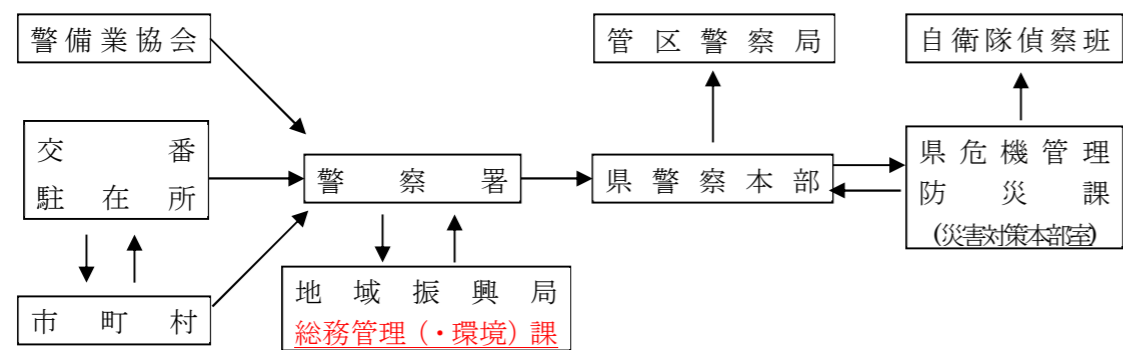






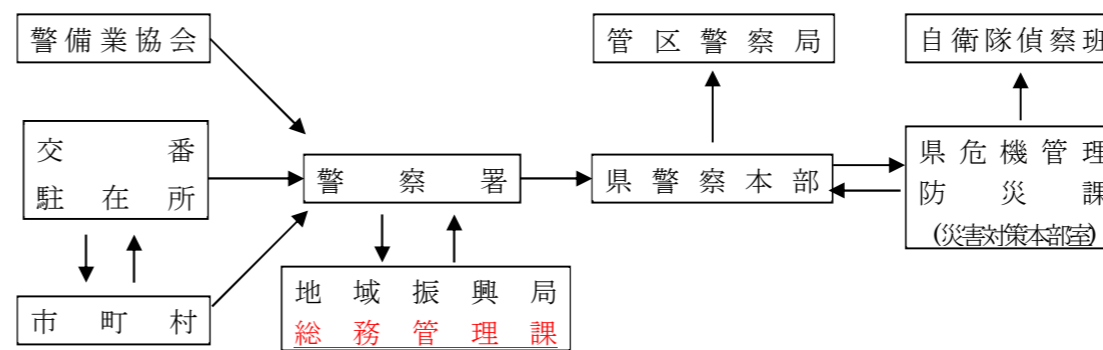
(略)

(20) 警察調査被害状況報告 様式20号



(略)

(20) 警察調査被害状況報告 様式20号



新				旧				修正理由・備考
第3節 非常参集職員の活動				第3節 非常参集職員の活動				
<p>第3 活動の内容</p> <p>1【県が実施する対策】(全部局)</p> <p>(2) 災害対策本部等の危機管理初動体制</p> <p>ア 災害応急対策に対処するため、状況に応じ以下の活動体制とする。</p>				<p>第3 活動の内容</p> <p>1【県が実施する対策】(全部局)</p> <p>(2) 災害対策本部等の危機管理初動体制</p> <p>ア 災害応急対策に対処するため、状況に応じ以下の活動体制とする。</p>				
活動体制 (職員参集)	役割	本部員等	設置及び参集基準 (いずれかを満たした場合)◎は自動参集	活動体制 (職員参集)	役割	本部員等	設置及び参集基準 (いずれかを満たした場合)◎は自動参集	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	危機管理初動体制の見直しに伴う修正
警戒連絡会議(第二次参集)	避難者や軽微な被害の発生が想定される中、情報収集・共有を行う。	危機管理部長、当該災害を主に対応する課の課長及び部局防災担当者をもちて構成	◎県内震度4又は5弱の地震発生時 ◎噴火警戒レベル2(火口周辺規制)発表時<レベル未導入の火山は火口周辺警報(火口周辺危険)発表時> ◎柏崎刈羽原発、浜岡原発で「警戒事態※」が発生した場合(危機管理部は全員) ◎県内で警戒レベル4避難指示発令時で危機管理部長が必要と認めた場合 ◎林野火災における空中消火実施時で危機管理部長が必要と認めた場合 ◎住家被害が想定される災害が発生した場合等で危機管理部長が各部の連携が必要と認めた場合 <u>◎市町村が災害対策本部を設置した場合</u>	警戒連絡会議(第二次参集)	避難者や軽微な被害の発生が想定される中、情報収集・共有を行う。	危機管理部長、当該災害を主に対応する課の課長及び部局防災担当者をもちて構成	◎県内震度4又は5弱の地震発生時 ◎噴火警戒レベル2(火口周辺規制)発表時<レベル未導入の火山は火口周辺警報(火口周辺危険)発表時> ◎柏崎刈羽原発、浜岡原発で「警戒事態※」が発生した場合(危機管理部は全員) ◎県内で警戒レベル4避難指示発令時で危機管理部長が必要と認めた場合 ◎林野火災における空中消火実施時で危機管理部長が必要と認めた場合 ◎住家被害が想定される災害が発生した場合等で危機管理部長が各部の連携が必要と認めた場合 <u>(新設)</u>	
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	噴火警戒レベルのキーワード変更に伴う修正
災害対策本部(第四次(緊急)参集又は全員参集)	災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、災害対策に特化した組織を編成し、情報収集、災害対策方針の作成、方針に沿った災害予防及び災害応急対策を行う。	本部長：知事(対応出来ない場合は①危機管理部を所管する副知事、②その他の副知事③危機管理監) 副本部長：副知事 本部員：危機管理監、全部局長、公営企業管理者、教育長、県警本部長	【第四次(緊急)参集】 ◎県内震度6弱の地震発生時 ◎南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時 ◎噴火警戒レベル4(高齢者等避難)発表時 ◎柏崎刈羽原発、浜岡原発で「全面緊急事態※」が発生した場合 ◎特別警報(大雨、暴風、暴風雪、大雪)の発表時 ◎県内で警戒レベル5緊急安全確保災害発生情報発令時 ◎複数の住家被害及び死者が想定される大規模な災害が発生した場合等で、全部局での対応が必要と知事が認めた場合 【全員参集】 ◎県内震度6強又は7の地震発生時 ◎噴火警戒レベル5(避難)発表時<レベル未導入の火山は噴火警報(居住地域嚴重警戒)発表時> ◎県内において、原子力緊急事態に伴う屋内退避又は避難が必要となった場合 ◎複数地域振興局管内で、複数の住家被害及び死者が想定される大規模な災害が発生した場合等で、全庁的な対応が必要と知事が認めた場合	災害対策本部(第四次(緊急)参集又は全員参集)	災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に、災害対策に特化した組織を編成し、情報収集、災害対策方針の作成、方針に沿った災害予防及び災害応急対策を行う。	本部長：知事(対応出来ない場合は①危機管理部を所管する副知事、②その他の副知事③危機管理監) 副本部長：副知事 本部員：危機管理監、全部局長、公営企業管理者、教育長、県警本部長	【第四次(緊急)参集】 ◎県内震度6弱の地震発生時 ◎南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)発表時 ◎噴火警戒レベル4(避難準備)発表時 ◎柏崎刈羽原発、浜岡原発で「全面緊急事態※」が発生した場合 ◎特別警報(大雨、暴風、暴風雪、大雪)の発表時 ◎県内で警戒レベル5緊急安全確保災害発生情報発令時 ◎複数の住家被害及び死者が想定される大規模な災害が発生した場合等で、全部局での対応が必要と知事が認めた場合 【全員参集】 ◎県内震度6強又は7の地震発生時 ◎噴火警戒レベル5(避難)発表時<レベル未導入の火山は噴火警報(居住地域嚴重警戒)発表時> ◎県内において、原子力緊急事態に伴う屋内退避又は避難が必要となった場合 ◎複数地域振興局管内で、複数の住家被害及び死者が想定される大規模な災害が発生した場合等で、全庁的な対応が必要と知事が認めた場合	

長野県災害対策本部組織及び事務掌握			長野県災害対策本部組織及び事務掌握		
健康福祉部 〔部長 健康福祉部長〕	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事	健康福祉部 〔部長 健康福祉部長〕	○連絡調整員	① 部内の情報収集及び対策本部室との調整に関する事 ② 対策本部室からの指示事項の伝達、調整に関する事
	健康福祉政策班 (健康福祉政策課長)	① 部内の全体調整及び進行管理に関する事。 ② 部に係る災害情報の収集及び被害状況の報告に関する事。 ③ 所管する現地機関及び県立病院機構の応急対策等に関する事。 ④ 災害時健康危機管理支援チーム (DHEAT) の派遣に関する事。	健康福祉政策班 (健康福祉政策課長)	健康福祉政策班 (健康福祉政策課長)	① 部内の全体調整及び進行管理に関する事。 ② 部に係る災害情報の収集及び被害状況の報告に関する事。 ③ 所管する現地機関及び県立病院機構の応急対策等に関する事。 ④ 災害時健康危機管理支援チーム (DHEAT) の派遣に関する事。
	医療政策班 (医療政策課長)	① 災害医療本部の設置及び運営に関する事。 ② 医療救護の広域応援の調整に関する事。 ③ 医療機関の被災状況調査に関する事。 ④ 受入れ可能医療機関の把握に関する事。 ⑤ 医療救護所の設置に関する事。 ⑥ 医療救護班・DMATの派遣に関する事。 ⑦ 人工透析患者等の医療の供給に関する事。 ⑧ 医療機関からの要請に対する傷病者の緊急搬送に関する事。 ⑨ ドクターヘリの運航に関する事。 ⑩ 遺体の検案及びこれに係る必要な措置に関する事。 ⑪ 県立病院機構の応急対策等に関する事。	医療政策班 (医療政策課長)	医療政策班 (医療政策課長)	① 災害医療本部の設置及び運営に関する事。 ② 医療救護の広域応援の調整に関する事。 ③ 医療機関の被災状況調査に関する事。 ④ 受入れ可能医療機関の把握に関する事。 ⑤ 医療救護所の設置に関する事。 ⑥ 医療救護班・DMATの派遣に関する事。 ⑦ 人工透析患者等の医療の供給に関する事。 ⑧ 医療機関からの要請に対する傷病者の緊急搬送に関する事。 ⑨ ドクターヘリの運航に関する事。 ⑩ 遺体の検案及びこれに係る必要な措置に関する事。 ⑪ 県立病院機構の応急対策等に関する事。
	医師・看護人材確保班 (医師・看護人材確保対策課長)	① 保健師等の派遣に関する事。 ② 所管する現地機関の応急対策等に関する事。 ③ 部内等の応援に関する事。	医師・看護人材確保班 (医師・看護人材確保対策課長)	医師・看護人材確保班 (医師・看護人材確保対策課長)	① 保健師等の派遣に関する事。 ② 所管する現地機関の応急対策等に関する事。 ③ 部内等の応援に関する事。
	地域福祉班 (地域福祉課長)	① 要配慮者の対応 (災害時住民支え合いマップ) に関する事。 ② ボランティアの受入等に関する事。 ③ (福)長野県社会福祉協議会との調整に関する事。 ④ 所管する現地機関及び社会福祉総合センター並びに所管する社会福祉施設(救護施設、授産施設)の応急対策に関する事。	地域福祉班 (地域福祉課長)	地域福祉班 (地域福祉課長)	① 要配慮者の対応 (災害時住民支え合いマップ) に関する事。 ② ボランティアの受入等に関する事。 ③ (福)長野県社会福祉協議会との調整に関する事。 ④ 所管する現地機関及び社会福祉総合センター並びに所管する社会福祉施設(救護施設、授産施設)の応急対策に関する事。
	健康増進班 (健康増進課長)	① 管理栄養士の派遣に関する事。 ② 歯科医師及び歯科衛生士の派遣に関する事。 ③ 被災給食施設の栄養管理に関する事。 ④ 所管する現地機関の応急対策に関する事。	健康増進班 (健康増進課長)	健康増進班 (健康増進課長)	① 管理栄養士の派遣に関する事。 (新設) (新設) (新設)
	保健・疾病対策班 (保健・疾病対策課長)	(削除) ① 心のケア対策に関する事。 ② 要配慮者 (難病患者、精神障がい者) に係る市町村等への助言に関する事。 ③ 所管する現地機関の応急対策に関する事。	保健・疾病対策班 (保健・疾病対策課長)	保健・疾病対策班 (保健・疾病対策課長)	① 歯科医師の派遣に関する事。 ② 心のケア対策に関する事。 ③ 要配慮者 (難病患者、精神障がい者) に係る市町村等への助言に関する事。 ④ 所管する現地機関の応急対策に関する事。
	感染症対策班 (感染症対策課長)	① 感染症の発生防止及びまん延防止に関する事。	感染症対策班 (感染症対策課長)	感染症対策班 (感染症対策課長)	① 感染症の発生防止及びまん延防止に関する事。
	介護支援班 (介護支援課長)	① 介護職員等の派遣に関する事。 ② 所管する高齢者福祉施設の応急対応等に関する事。	介護支援班 (介護支援課長)	介護支援班 (介護支援課長)	① 介護職員等の派遣に関する事。 ② 所管する高齢者福祉施設の応急対応等に関する事。
	障がい者支援班 (障がい者支援課長)	① 手話通訳者の派遣に関する事。 ② 要配慮者 (障がい者) に係る市町村等への助言に関する事。 ③ 所管する現地機関及び障がい者福祉施設の応急対策等に関する事。	障がい者支援班 (障がい者支援課長)	障がい者支援班 (障がい者支援課長)	① 手話通訳者の派遣に関する事。 ② 要配慮者 (障がい者) に係る市町村等への助言に関する事。 ③ 所管する現地機関及び障がい者福祉施設の応急対策等に関する事。
	食品・生活衛生班 (食品・生活衛生課長)	① 食品衛生に関する事。 ② 被災食品営業施設に関する事。 ③ 広域火葬の応援・協力の要請に関する事。 ④ 遺体の搬送協力の調整に関する事。 ⑤ 棺、ドライアイス等の手配要請に係る支援に関する事。 ⑥ 特定動物の管理に関する事。 ⑦ 逃走動物の捕獲・収容に関する事。 ⑧ 被災動物の救援に関する事。 ⑨ 所管する現地機関の応急対策等に関する事。	食品・生活衛生班 (食品・生活衛生課長)	食品・生活衛生班 (食品・生活衛生課長)	① 食品衛生に関する事。 ② 被災食品営業施設に関する事。 ③ 広域火葬の応援・協力の要請に関する事。 ④ 遺体の搬送協力の調整に関する事。 ⑤ 棺、ドライアイス等の手配要請に係る支援に関する事。 ⑥ 特定動物の管理に関する事。 ⑦ 逃走動物の捕獲・収容に関する事。 ⑧ 被災動物の救援に関する事。 ⑨ 所管する現地機関の応急対策等に関する事。
	薬事管理班 (薬事管理課長)	① 備蓄医薬品・衛生材料の供給に関する事。 ② 医療ガスの供給に関する事	薬事管理班 (薬事管理課長)	薬事管理班 (薬事管理課長)	① 備蓄医薬品・衛生材料の供給に関する事。 ② 医療ガスの供給に関する事

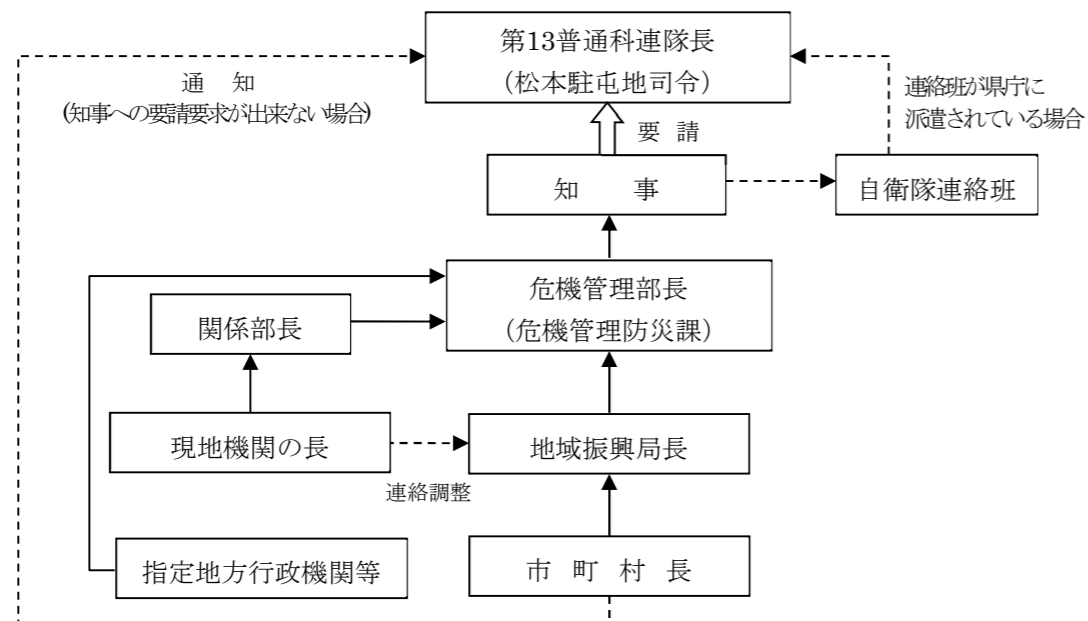
事務所管変えに伴う修正

		③ 毒物劇物の情報提供に関する事。				③ 毒物劇物の情報提供に関する事。		
		④ 薬剂师班の派遣に関する事。				④ 薬剂师班の派遣に関する事。		
	災害医療班 〔災害医療本部〕 (健康福祉部長)	① 本部組織の健康福祉部の分掌事務のうち、「第6(7)節、救助救急・医療活動」及び「第16(17)節、保健衛生、感染症予防活動」の実施に係る事。			災害医療班 〔災害医療本部〕 (健康福祉部長)	① 本部組織の健康福祉部の分掌事務のうち、「第6(7)節、救助救急・医療活動」及び「第16(17)節、保健衛生、感染症予防活動」の実施に係る事。		

新	旧	修正理由・備考																																																		
<p style="text-align: center;">第5節 ヘリコプターの運用計画</p> <p>(別記) ヘリコプター要請手続要領</p> <p>2 県警ヘリコプター</p> <p>災害応急対策を実施するに当たり、消防防災ヘリコプターが使用できない場合又は対応できない場合には、県警ヘリコプターの出動を要請するものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 危機管理部 (消防課・危機管理防災課) </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">→</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 警察本部 <u>(警備第二課)</u> </td> </tr> </table> </div> <p>(略)</p> <p>3 広域航空消防応援等ヘリコプター</p> <p>(2) 緊急消防援助隊航空小隊の出動計画</p> <p>ア 大規模災害または特殊災害が起きた場合に、原則として第1次的に応援出動する航空小隊を第一次出動航空小隊とし、長野県に災害発生した場合の第一次出動航空小隊は以下のとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <tr> <td style="text-align: center;">東京消防庁</td> <td style="text-align: center;">埼玉県</td> <td style="text-align: center;">山梨県</td> <td style="text-align: center;"><u>群馬県</u></td> <td style="text-align: center;">新潟県</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">富山県</td> <td style="text-align: center;">岐阜県</td> <td style="text-align: center;">静岡市</td> <td style="text-align: center;">浜松市</td> <td style="text-align: center;">名古屋市</td> </tr> </table> <p>イ 第一次出動航空小隊のほか、大規模災害または特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う航空小隊を出動準備航空小隊とし、長野県に発生した場合の出動準備航空小隊は以下のとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <tr> <td style="text-align: center;"><u>茨城県</u></td> <td style="text-align: center;"><u>栃木県</u></td> <td style="text-align: center;">千葉市</td> <td style="text-align: center;"><u>横浜市</u></td> <td style="text-align: center;"><u>川崎市</u></td> <td style="text-align: center;"><u>石川県</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>福井県</u></td> <td style="text-align: center;"><u>静岡県</u></td> <td style="text-align: center;">三重県</td> <td style="text-align: center;">滋賀県</td> <td style="text-align: center;">京都市</td> <td style="text-align: center;">大阪市</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	危機管理部 (消防課・危機管理防災課)	→	警察本部 <u>(警備第二課)</u>	東京消防庁	埼玉県	山梨県	<u>群馬県</u>	新潟県	富山県	岐阜県	静岡市	浜松市	名古屋市	<u>茨城県</u>	<u>栃木県</u>	千葉市	<u>横浜市</u>	<u>川崎市</u>	<u>石川県</u>	<u>福井県</u>	<u>静岡県</u>	三重県	滋賀県	京都市	大阪市	<p style="text-align: center;">第5節 ヘリコプターの運用計画</p> <p>(別記) ヘリコプター要請手続要領</p> <p>2 県警ヘリコプター</p> <p>災害応急対策を実施するに当たり、消防防災ヘリコプターが使用できない場合又は対応できない場合には、県警ヘリコプターの出動を要請するものとする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 危機管理部 (消防課・危機管理防災課) </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">→</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 警察本部 (警備第二課) → <u>(地域課)</u> </td> </tr> </table> </div> <p>(略)</p> <p>3 広域航空消防応援等ヘリコプター</p> <p>(2) 緊急消防援助隊航空小隊の出動計画</p> <p>ア 大規模災害または特殊災害が起きた場合に、原則として第1次的に応援出動する航空小隊を第一次出動航空小隊とし、長野県に災害発生した場合の第一次出動航空小隊は以下のとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <tr> <td style="text-align: center;">東京消防庁</td> <td style="text-align: center;">埼玉県</td> <td style="text-align: center;">山梨県</td> <td style="text-align: center;"><u>横浜市</u></td> <td style="text-align: center;">新潟県</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">富山県</td> <td style="text-align: center;">岐阜県</td> <td style="text-align: center;">静岡市</td> <td style="text-align: center;">浜松市</td> <td style="text-align: center;">名古屋市</td> </tr> </table> <p>イ 第一次出動航空小隊のほか、大規模災害または特殊災害が発生したとの情報を得た場合に速やかに応援出動の準備を行う航空小隊を出動準備航空小隊とし、長野県に発生した場合の出動準備航空小隊は以下のとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <tr> <td style="text-align: center;"><u>栃木県</u></td> <td style="text-align: center;"><u>茨城県</u></td> <td style="text-align: center;">千葉市</td> <td style="text-align: center;"><u>川崎市</u></td> <td style="text-align: center;"><u>石川県</u></td> <td style="text-align: center;"><u>福井県</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>静岡県</u></td> <td style="text-align: center;"><u>愛知県</u></td> <td style="text-align: center;">三重県</td> <td style="text-align: center;">滋賀県</td> <td style="text-align: center;">京都市</td> <td style="text-align: center;">大阪市</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	危機管理部 (消防課・危機管理防災課)	→	警察本部 (警備第二課) → <u>(地域課)</u>	東京消防庁	埼玉県	山梨県	<u>横浜市</u>	新潟県	富山県	岐阜県	静岡市	浜松市	名古屋市	<u>栃木県</u>	<u>茨城県</u>	千葉市	<u>川崎市</u>	<u>石川県</u>	<u>福井県</u>	<u>静岡県</u>	<u>愛知県</u>	三重県	滋賀県	京都市	大阪市	<p>警察本部による修正</p> <p>国の「緊急消防援助隊の応援等の要請等に関する要綱」の改正に伴う修正</p>
危機管理部 (消防課・危機管理防災課)	→	警察本部 <u>(警備第二課)</u>																																																		
東京消防庁	埼玉県	山梨県	<u>群馬県</u>	新潟県																																																
富山県	岐阜県	静岡市	浜松市	名古屋市																																																
<u>茨城県</u>	<u>栃木県</u>	千葉市	<u>横浜市</u>	<u>川崎市</u>	<u>石川県</u>																																															
<u>福井県</u>	<u>静岡県</u>	三重県	滋賀県	京都市	大阪市																																															
危機管理部 (消防課・危機管理防災課)	→	警察本部 (警備第二課) → <u>(地域課)</u>																																																		
東京消防庁	埼玉県	山梨県	<u>横浜市</u>	新潟県																																																
富山県	岐阜県	静岡市	浜松市	名古屋市																																																
<u>栃木県</u>	<u>茨城県</u>	千葉市	<u>川崎市</u>	<u>石川県</u>	<u>福井県</u>																																															
<u>静岡県</u>	<u>愛知県</u>	三重県	滋賀県	京都市	大阪市																																															

4 自衛隊ヘリコプター

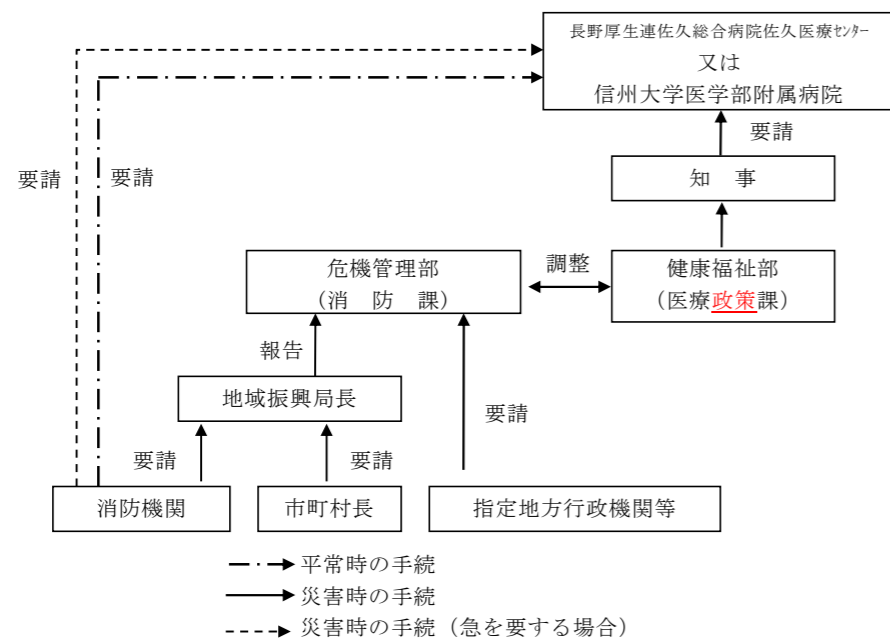
要請については、本章第6節「自衛隊の災害派遣」による。



(略)

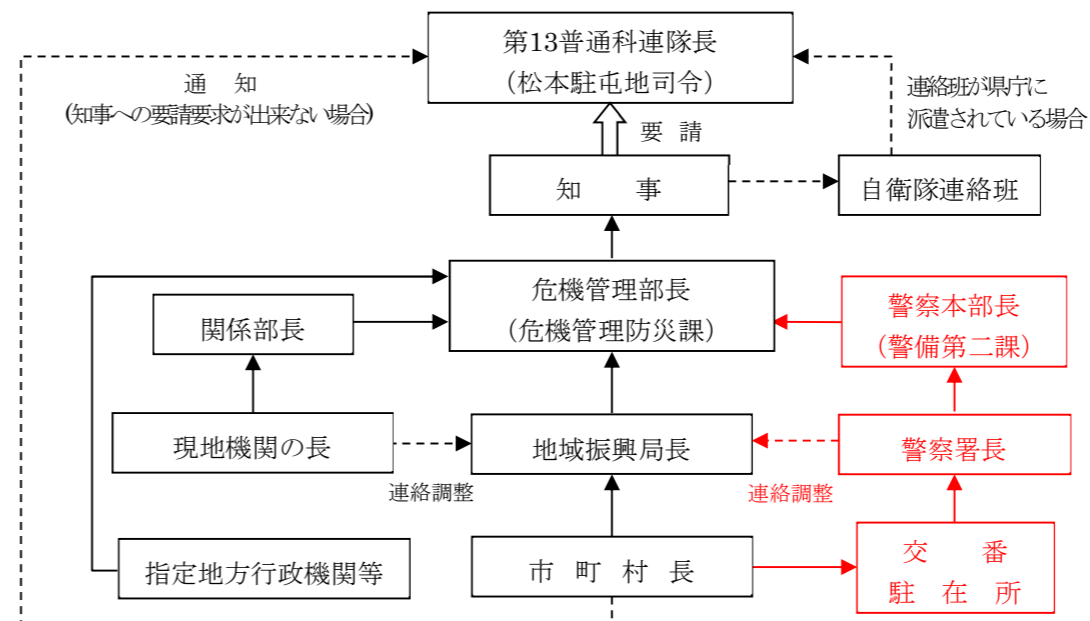
6 ドクターヘリ

重度救急患者の搬送が必要な場合は、危機管理部と健康福祉部が調整の上、長野厚生連佐久総合病院又は信州大学医学部附属病院へドクターヘリの出動を要請する。



4 自衛隊ヘリコプター

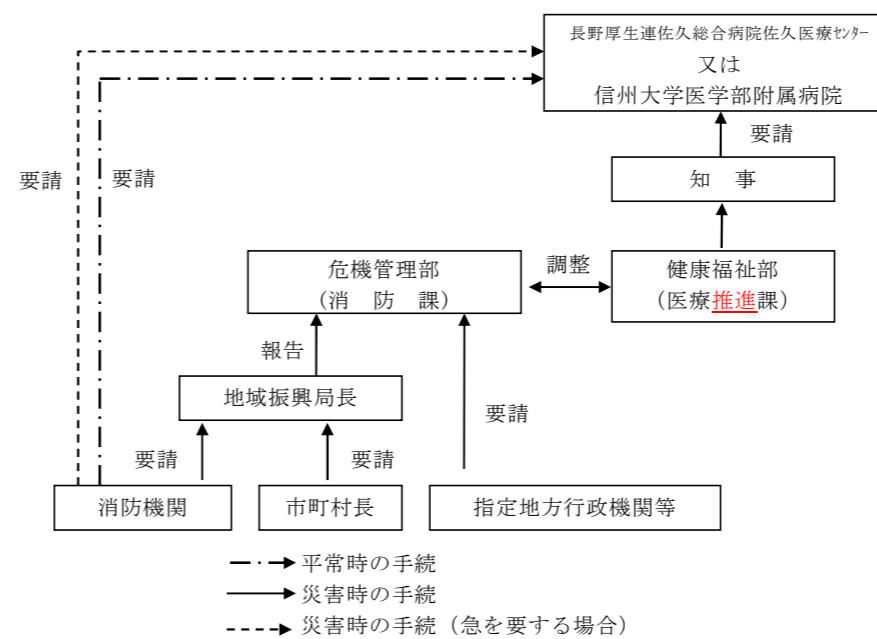
要請については、本章第6節「自衛隊の災害派遣」による。



(略)

6 ドクターヘリ

重度救急患者の搬送が必要な場合は、危機管理部と健康福祉部が調整の上、長野厚生連佐久総合病院又は信州大学医学部附属病院へドクターヘリの出動を要請する。



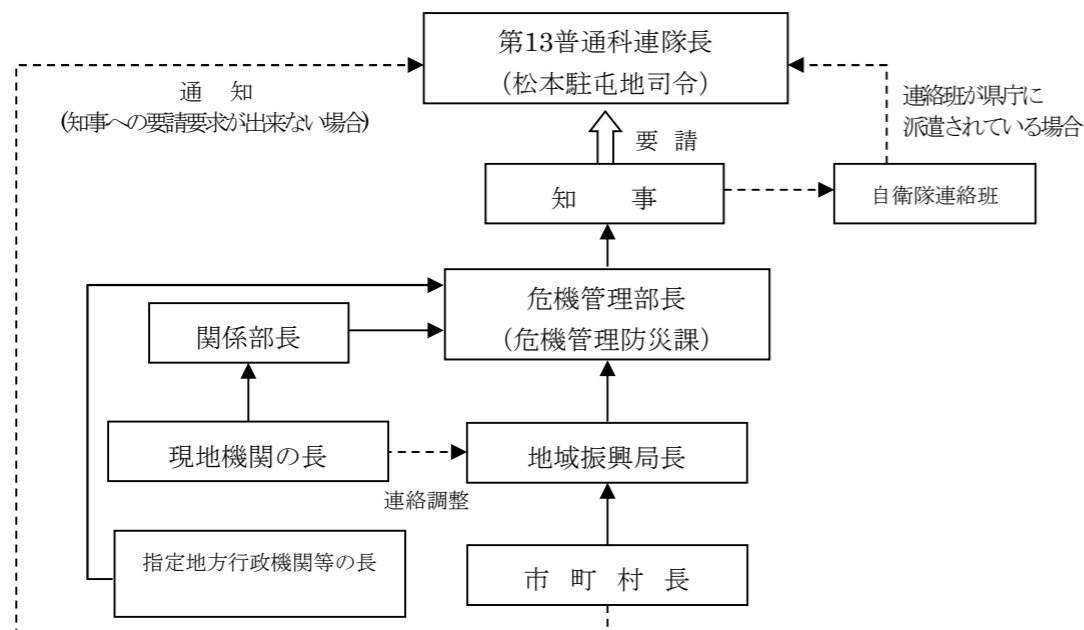
警察を削除

組織名の修正

新	旧	修正理由・備考																																																				
第6節 自衛隊の災害派遣 第3 活動の内容 1 派遣要請 (2)実施計画 ア【県が実施する対策】（全部局） (ア) 派遣の要請 b 救援活動の内容 自衛隊の救援活動の具体的内容（災害派遣を要請できる範囲）は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等により異なるが、おおむね次による。	第6節 自衛隊の災害派遣 第3 活動の内容 1 派遣要請 (2)実施計画 ア【県が実施する対策】（全部局） (ア) 派遣の要請 b 救援活動の内容 自衛隊の救援活動の具体的内容（災害派遣を要請できる範囲）は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況等のほか、要請内容、現地における部隊等の人員、装備等により異なるが、おおむね次による。																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">救 助 活 動</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害状況の把握</td> <td>車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動</td> </tr> <tr> <td>避難の援助</td> <td>避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合 で必要がある場合、避難者の誘導及び輸送等による避難の 援助</td> </tr> <tr> <td>遭難者等の搜索救助</td> <td>行方不明者、負傷者等の搜索救助</td> </tr> <tr> <td>水防活動</td> <td>堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等の 水防活動</td> </tr> <tr> <td>消防活動</td> <td>利用可能な消防車、その他の防災用具(空中消火が必要な場 合は航空機)による消防機関への協力</td> </tr> <tr> <td>道路又は水路の啓開</td> <td>道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、そ れらの啓開又は除去</td> </tr> <tr> <td>応急医療、救護及び防疫</td> <td>被災者に対する応急医療、救護及び防疫</td> </tr> <tr> <td>人員及び物資の緊急輸送</td> <td>緊急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物 資の緊急輸送</td> </tr> <tr> <td><u>給食及び給水、入浴支援</u></td> <td><u>被災者</u>に対する<u>給食</u>及び給水、<u>入浴支援</u></td> </tr> <tr> <td>物資の無償貸与又は譲与</td> <td>「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する 省令」(昭和3年1月10日総理府令第1号)に基く、被災者に 対する生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与</td> </tr> <tr> <td>危険物の保安及び除去</td> <td>能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保 安措置及び除去</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの について所要の措置</td> </tr> </tbody> </table>	救 助 活 動	内 容	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動	避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合 で必要がある場合、避難者の誘導及び輸送等による避難の 援助	遭難者等の搜索救助	行方不明者、負傷者等の搜索救助	水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等の 水防活動	消防活動	利用可能な消防車、その他の防災用具(空中消火が必要な場 合は航空機)による消防機関への協力	道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、そ れらの啓開又は除去	応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫	人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物 資の緊急輸送	<u>給食及び給水、入浴支援</u>	<u>被災者</u> に対する <u>給食</u> 及び給水、 <u>入浴支援</u>	物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する 省令」(昭和3年1月10日総理府令第1号)に基く、被災者に 対する生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与	危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保 安措置及び除去	その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの について所要の措置	<table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">救 助 活 動</th> <th style="text-align: center;">内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>被害状況の把握</td> <td>車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動</td> </tr> <tr> <td>避難の援助</td> <td>避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合 で必要がある場合、避難者の誘導及び輸送等による避難の 援助</td> </tr> <tr> <td>遭難者等の搜索救助</td> <td>行方不明者、負傷者等の搜索救助</td> </tr> <tr> <td>水防活動</td> <td>堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等の 水防活動</td> </tr> <tr> <td>消防活動</td> <td>利用可能な消防車、その他の防災用具(空中消火が必要な場 合は航空機)による消防機関への協力</td> </tr> <tr> <td>道路又は水路の啓開</td> <td>道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、そ れらの啓開又は除去</td> </tr> <tr> <td>応急医療、救護及び防疫</td> <td>被災者に対する応急医療、救護及び防疫</td> </tr> <tr> <td>人員及び物資の緊急輸送</td> <td>緊急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物 資の緊急輸送</td> </tr> <tr> <td><u>炊飯</u>及び給水</td> <td><u>被者</u>に対する<u>炊飯</u>及び給水</td> </tr> <tr> <td>物資の無償貸与又は譲与</td> <td>「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する 省令」(昭和3年1月10日総理府令第1号)に基く、被災者に 対する生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与</td> </tr> <tr> <td>危険物の保安及び除去</td> <td>能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保 安措置及び除去</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの について所要の措置</td> </tr> </tbody> </table>	救 助 活 動	内 容	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動	避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合 で必要がある場合、避難者の誘導及び輸送等による避難の 援助	遭難者等の搜索救助	行方不明者、負傷者等の搜索救助	水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等の 水防活動	消防活動	利用可能な消防車、その他の防災用具(空中消火が必要な場 合は航空機)による消防機関への協力	道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、そ れらの啓開又は除去	応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫	人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物 資の緊急輸送	<u>炊飯</u> 及び給水	<u>被者</u> に対する <u>炊飯</u> 及び給水	物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する 省令」(昭和3年1月10日総理府令第1号)に基く、被災者に 対する生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与	危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保 安措置及び除去	その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの について所要の措置	国の防災基本計画 に合わせて修正 脱字の修正
救 助 活 動	内 容																																																					
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動																																																					
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合 で必要がある場合、避難者の誘導及び輸送等による避難の 援助																																																					
遭難者等の搜索救助	行方不明者、負傷者等の搜索救助																																																					
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等の 水防活動																																																					
消防活動	利用可能な消防車、その他の防災用具(空中消火が必要な場 合は航空機)による消防機関への協力																																																					
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、そ れらの啓開又は除去																																																					
応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫																																																					
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物 資の緊急輸送																																																					
<u>給食及び給水、入浴支援</u>	<u>被災者</u> に対する <u>給食</u> 及び給水、 <u>入浴支援</u>																																																					
物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する 省令」(昭和3年1月10日総理府令第1号)に基く、被災者に 対する生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与																																																					
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保 安措置及び除去																																																					
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの について所要の措置																																																					
救 助 活 動	内 容																																																					
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動																																																					
避難の援助	避難の命令等が発令され、避難、立退き等が行われる場合 で必要がある場合、避難者の誘導及び輸送等による避難の 援助																																																					
遭難者等の搜索救助	行方不明者、負傷者等の搜索救助																																																					
水防活動	堤防、護岸等の決壊に対し、土のう作成、運搬、積込み等の 水防活動																																																					
消防活動	利用可能な消防車、その他の防災用具(空中消火が必要な場 合は航空機)による消防機関への協力																																																					
道路又は水路の啓開	道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、そ れらの啓開又は除去																																																					
応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫																																																					
人員及び物資の緊急輸送	緊急患者、医師、その他救援活動に必要な人員及び救援物 資の緊急輸送																																																					
<u>炊飯</u> 及び給水	<u>被者</u> に対する <u>炊飯</u> 及び給水																																																					
物資の無償貸与又は譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する 省令」(昭和3年1月10日総理府令第1号)に基く、被災者に 対する生活必需品等の無償貸与又は救じゅつ品の譲与																																																					
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保 安措置及び除去																																																					
その他	その他臨機の必要に対し、自衛隊の能力で対処可能なもの について所要の措置																																																					
(略)	(略)																																																					

(ウ) 派遣要請系統

自衛隊災害派遣要請の系統系統は、次表のとおりである。



(エ) 派遣要請手続

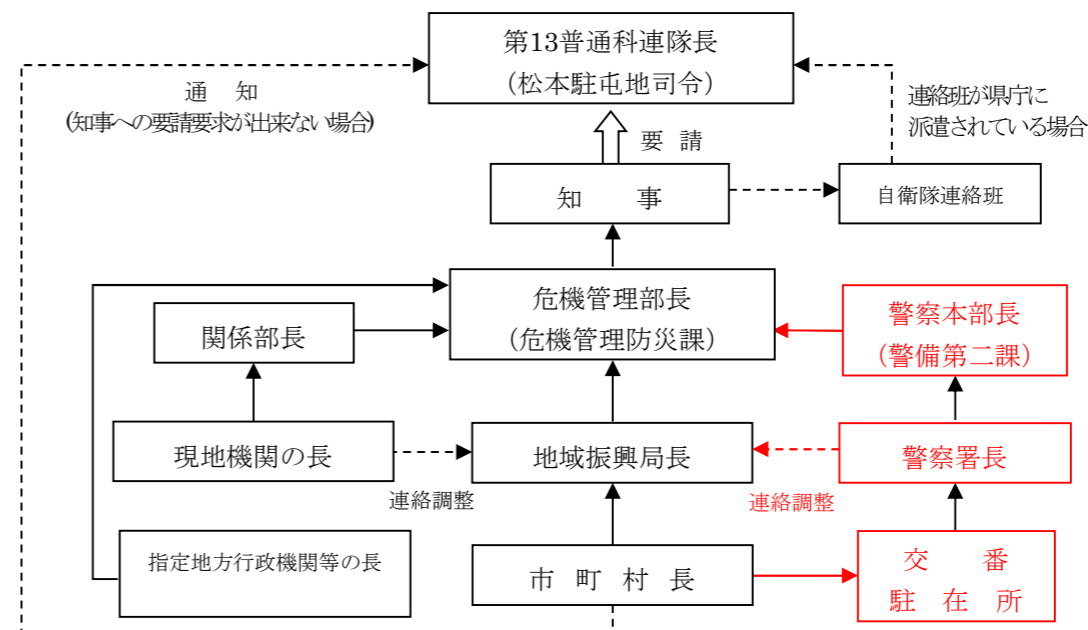
(削除)

b 本庁における措置

- (a) 関係部局長は、上記 a により報告を受けたときは、直ちに危機管理部長に文書又は口頭をもって連絡する。
- (b) 危機管理部長は、地域振興局長からの報告及び要求を受けたときは、その災害の規模等について状況を確認の上、知事にその旨を報告し、その指示を受けて、第13普通科連隊長に対し、文書又は口頭をもって災害派遣の要請を行う。

(ウ) 派遣要請系統

自衛隊災害派遣要請の系統系統は、次表のとおりである。



(エ) 派遣要請手続

b 警察署における措置

- (a) 警察署長は、市町村長から派遣要請をするよう求められたときは、直ちに地域振興局長と連絡調整を行い警察本部長 (警備第二課) に文書又は口頭をもって報告する。
- (b) 警察署長は、災害の状況から緊急を要すると認められるときは、市町村長の要求を待たないで(a)の例により報告する。
- (c) 警察署長は、上記により口頭をもって報告したときは、事後において速やかに文書により報告する。


c 本庁 (警察本部を含む) における措置

- (a) 関係部局長、警察本部長は、上記 a 及び b により報告を受けたときは、直ちに危機管理部長に文書又は口頭をもって連絡する。
- (b) 危機管理部長は、地域振興局長からの報告及び要求 もしくは(a)の連絡を受けたときは、その災害の規模等について状況を確認の上、知事にその旨を報告し、その指示を受けて、第13普通科連隊長に対し、文書又は口頭をもって災害派遣の要請を行う。

警察の削除

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第7節 救助・救急・医療活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 医療活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(危機管理部、健康福祉部、警察本部)</p> <p>(ク) 災害対策本部は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機及び無人航空機の運用に関し、災害医療本部や現地対策本部と連携して必要な調整を行う。</p> <p>(ケ) 災害対策本部は、警察、消防、自衛隊、DMAT都道府県調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、航空機の配備や活動内容の調整などを行うものとする。</p> <p><u>(コ) 災害応急対策に従事する航空機の安全確保を図るため、必要に応じて、国土交通省に対して緊急用務空域の指定を依頼するものとする。また、同空域が指定された際には、指定公共機関、報道機関等からの無人航空機の飛行許可申請に係る調整を行うものとする。</u></p> <p><u>(サ)</u> 市町村からの医薬品等供給要請があった場合、「災害時における医薬品等の供給に関する協定」及び「災害時における衛生材料等の供給に関する協定」に基づき、長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会に対し、備蓄医薬品及び衛生材料の緊急配分を要請する。また、「災害時における医療ガス等の供給に関する協定」に基づき、(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部に対し、医療ガスの供給を要請する。さらに、県内では十分な量の医薬品等が確保できない場合は、国、他都道府県、関係団体等に供給を要請する。</p> <p><u>(シ)</u> 「災害救助法による医療及び助産の実施委託協定」に基づき、日本赤十字社長野県支部に救護班等の派遣を要請するとともに、必要に応じて、(一社)長野県医師会、(一社)長野県歯科医師会、(一社)長野県薬剤師会、(公社)長野県看護協会に救護班等の派遣を要請し、各機関の連絡調整を行う。</p> <p><u>(ス)</u> 「災害時等における応援に関する協定」に基づき、(公社)長野県柔道整復師会に避難所等における傷病者の応急救護(柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定された業務の範囲)を要請する。</p> <p><u>(セ)</u> 災害派遣医療チーム(DMAT)による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム(DMAT)活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用するも</p>	<p style="text-align: center;">第7節 救助・救急・医療活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 医療活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】(危機管理部、健康福祉部、警察本部)</p> <p>(ク) 災害対策本部は、航空機を最も有効適切に活用するため、情報収集、救助・救急、消火、医療等の各種活動のための航空機の運用に関し、災害医療本部や現地対策本部と連携して必要な調整を行う。</p> <p>(ケ) 災害対策本部は、警察、消防、自衛隊、DMAT都道府県調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、航空機の配備や活動内容の調整などを行うものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(コ)</u> 市町村からの医薬品等供給要請があった場合、「災害時における医薬品等の供給に関する協定」及び「災害時における衛生材料等の供給に関する協定」に基づき、長野県医薬品卸協同組合及び長野県医療機器販売業協会に対し、備蓄医薬品及び衛生材料の緊急配分を要請する。また、「災害時における医療ガス等の供給に関する協定」に基づき、(一社)日本産業・医療ガス協会関東地域本部長野県支部に対し、医療ガスの供給を要請する。さらに、県内では十分な量の医薬品等が確保できない場合は、国、他都道府県、関係団体等に供給を要請する。</p> <p><u>(サ)</u> 「災害救助法による医療及び助産の実施委託協定」に基づき、日本赤十字社長野県支部に救護班等の派遣を要請するとともに、必要に応じて、(一社)長野県医師会、(一社)長野県歯科医師会、(一社)長野県薬剤師会、(公社)長野県看護協会に救護班等の派遣を要請し、各機関の連絡調整を行う。</p> <p><u>(シ)</u> 「災害時等における応援に関する協定」に基づき、(公社)長野県柔道整復師会に避難所等における傷病者の応急救護(柔道整復師法(昭和45年法律第19号)に規定された業務の範囲)を要請する。</p> <p><u>(ス)</u> 災害派遣医療チーム(DMAT)による活動と並行して、また、災害派遣医療チーム(DMAT)活動の終了以降、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、日本赤十字社、独立行政法人国立病院機構、国立大学病院、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会、民間医療機関等からの医療チーム派遣等の協力を得て、避難所、救護所も含め、被災地における医療提供体制の確保・継続を図るものとし、その調整に当たっては災害医療コーディネーターを活用するも</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

<p>のとする。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努める。</p> <p><u>(ソ)</u> 必要に応じ、関係機関に災害派遣精神医療チーム（D P A T）の派遣を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>ウ【関係機関が実施する対策】</p> <p>(エ) 日本赤十字社長野県支部長は、県内<u>2</u>箇所の赤十字血液センターにおいて輸血用血液の確保を行い、各医療機関等の要請に基づき緊急輸送するものとする。</p> <p>また、当該血液が不足する場合には、報道機関に協力を要請し、移動採血車等により採血するとともに、日本赤十字社の各基幹血液センター等の応援を要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>(セ)</u> <u>（一社）長野県理学療法士会は、県との協定に基づく要請があった場合は、避難所等において、傷病者、被災者に対し応急処置活動等を行うものとする。</u></p>	<p>のとする。その際、医療チーム等の交代により医療情報が断絶することのないよう、被災地における診療情報の引継ぎが適切に実施されるよう、努める。</p> <p><u>(セ)</u> 必要に応じ、関係機関に災害派遣精神医療チーム（D P A T）の派遣を要請する。</p> <p>(略)</p> <p>ウ【関係機関が実施する対策】</p> <p>(エ) 日本赤十字社長野県支部長は、県内<u>3</u>箇所の赤十字血液センターにおいて輸血用血液の確保を行い、各医療機関等の要請に基づき緊急輸送するものとする。</p> <p>また、当該血液が不足する場合には、報道機関に協力を要請し、移動採血車等により採血するとともに、日本赤十字社の各基幹血液センター等の応援を要請するものとする。</p> <p>(略)</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>施設の統合に伴う修正</p> <p>新たに連携協定を締結したため追加</p>
--	--	---

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第12節 避難受入及び情報提供活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</p> <p>(1)基本方針</p> <p>風水害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対し状況に応じて避難指示等を発令し伝達する。</p> <p>避難指示等を発令する者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難指示等を発令した場合は、速やかにその内容を住民に周知するものとする。</p> <p>その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。</p> <p>また、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。</p> <p><u>(図を削除)</u></p> <p>(2)実施計画</p> <p>ア 実施機関</p> <p>(ウ) 県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。また、県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。<u>さらに、市町村は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等も活用し、適切に判断を行うものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p style="text-align: center;">第12節 避難受入及び情報提供活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保</p> <p>(1)基本方針</p> <p>風水害からの人命、身体の保護又は災害の拡大防止のため、特に必要と認められる場合には、住民に対し状況に応じて避難指示等を発令し伝達する。</p> <p>避難指示等を発令する者は、関係機関相互に緊密な連携を図りながら、地域住民の積極的な協力を得て、災害情報の迅速かつ的確な収集に努めるとともに、避難指示等を発令した場合は、速やかにその内容を住民に周知するものとする。</p> <p>その際、要配慮者の情報収集手段に配慮し、危険が近づいたことなどが誰にでも理解できる内容で伝えることを心がける。</p> <p>また、避難指示等の発令基準に活用する防災気象情報を、警戒レベルとの関係が明確になるよう、5段階の警戒レベル相当情報として区分し、住民の自発的な避難判断等を促す。</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p>(2)実施計画</p> <p>ア 実施機関</p> <p>(ウ) 県、指定行政機関及び指定地方行政機関は、市町村から求めがあった場合には、その所掌事務に関し、避難指示等の対象地域、発令及び解除の判断時期等について助言するものとする。<u>また、都道府県は、時機を失することなく避難指示等が発令されるよう、市町村に積極的に助言するものとする。</u></p> <p>(略)</p>	<p>修正理由・備考</p> <p>図が古いため削除</p> <p>誤字の修正 国の防災基本計画に合わせて修正</p>

<p>ウ 避難指示、高齢者等避難及び報告、通知等</p> <p>(ア) 市町村長の行う措置</p> <p>a 避難指示</p> <p>(a) 長野地方気象台から大雨、暴風、暴風雪、大雪に関する特別警報が発表され、避難を要すると判断される<u>地域</u></p> <p>(略)</p> <p>(d) <u>国又は長野県と</u>長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域</p> <p>(略)</p> <p>(エ) 警察官の行う措置</p> <p>a 指示</p> <p>(c) 市町村長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市町村長から要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の<u>必要と認める</u>居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退き <u>又は緊急安全確保措置</u>を指示する。</p> <p>この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。</p> <p>(略)</p> <p>4 避難所の開設・運営</p> <p>(2)実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(カ) 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が得られるように努めるものとする。</p> <p>a 避難者</p> <p>b 住民</p> <p>c 自主防災組織</p> <p>d 他の地方公共団体</p> <p>e ボランティア</p> <p>f 避難所運営について専門性を有した<u>NPO等の</u>外部支援者</p> <p>(略)</p> <p>(サ) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、<u>受付時の確認</u>、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p> <p><u>また、自宅療養者等が指定避難所に避難した場合には、避難所の専用スペース等での受け入れを適切に行うものとする。</u></p>	<p>ウ 避難指示、高齢者等避難及び報告、通知等</p> <p>(ア) 市町村長の行う措置</p> <p>a 避難指示</p> <p>(a) 長野地方気象台から大雨、暴風、暴風雪、大雪に関する特別警報が発表され、避難を要すると判断される<u>た場合</u></p> <p>(略)</p> <p>(d) 長野県・長野地方気象台から共同で洪水予報（氾濫警戒情報、氾濫危険情報、氾濫発生情報）が発表され、避難を要すると判断される地域</p> <p>(略)</p> <p>(エ) 警察官の行う措置</p> <p>a 指示</p> <p>(c) 市町村長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市町村長から要求のあったときは、警察官は災害対策基本法第61条により、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立ち退きを指示する。</p> <p>この避難指示に従わない者に対する直接強制は認められない。</p> <p>(略)</p> <p>4 避難所の開設・運営</p> <p>(2)実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(カ) 指定避難所における正確な情報の伝達、食料、水、清掃等について以下の者の協力が得られるように努めるものとする。</p> <p>a 避難者</p> <p>b 住民</p> <p>c 自主防災組織</p> <p>d 他の地方公共団体</p> <p>e ボランティア</p> <p>f 避難所運営について専門性を有した外部支援者</p> <p>(略)</p> <p>(サ) 指定避難所における新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置を講じるよう努めるものとする。</p>	<p>文言の修正</p> <p>長野地方気象台による修正</p> <p>災害対策基本法の記載に合わせて修正</p> <p>国の防災基本計画に合わせて修正</p> <p>避難所における新型コロナウイルス感染症対策について追記</p>
---	--	---

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第14節 食料品等の調達供給活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 食料品等の調達</p> <p>(2)実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p><u>(シ) 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</u></p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p><u>(ア) 計画等で定めた非常用食料の必要量を超えるような供給が必要となった場合は、物資調達・輸送調整等支援システムを用いて県災害対策本部室に対して食料の供給について種類及び数量を、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、明示して要請を行うものとする。</u></p> <p><u>(イ) 避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメントの実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努めるものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第14節 食料品等の調達供給活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 食料品等の調達</p> <p>(2)実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>計画等で定めた非常用食料の必要量を超えるような供給が必要となった場合は、物資調達・輸送調整等支援システムを用いて県災害対策本部室に対して食料の供給について種類及び数量を、管理栄養士等行政栄養関係者の関与の下、明示して要請を行うものとする。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第16節 生活必需品の調達供給活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 生活必需品の供給</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】（危機管理部、県民文化部、産業労働部、農政部） 市町村の要請に基づき、迅速に供給する。 <u>また、被災市町村が複数にまたがる場合には、必要に応じ、被災市町村への燃料の優先供給に係る調整に努める。</u> 輸送の方法については、本章第10節「緊急輸送活動」によるものとする。</p>	<p style="text-align: center;">第16節 生活必需品の調達供給活動</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 生活必需品の供給</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>ア【県が実施する対策】（危機管理部、県民文化部、産業労働部、農政部） 市町村の要請に基づき、迅速に供給する。 輸送の方法については、本章第10節「緊急輸送活動」によるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画 に合わせて修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第17節 保健衛生、感染症予防活動</p> <p>第2 主な活動</p> <p>1 保健師による被災者の健康相談等を行うとともに、避難所における健康意識の向上に努める。また、被災者の食料確保状況を把握し、管理栄養士による栄養指導を行うとともに食品衛生上の危害防止のための措置をとる。</p> <p style="color: red;"><u>さらに、歯科衛生士による口腔衛生指導を行うとともに口腔衛生の維持に努める。</u></p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 保健衛生活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>災害発生直後より、被災地及び避難所等に保健師、管理栄養士及び<u>歯科衛生士</u>を派遣し、被災者の救護及び健康管理のための保健活動を行う。</p> <p>また、被災世帯及び避難所等における健康管理を継続して行い、環境の整備に取り組むとともに、心のケアのため必要に応じ精神科医師等の派遣を行う。</p> <p>このほか、市町村を通じて被災者の食料確保の状況を把握し、関係機関と連携の上、栄養改善及び食品衛生管理に必要な措置をとる。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ウ) 県と連携し、要医療者及び<u>慢性疾患患者</u>等に、医療・保健情報を提供するとともに、受診状況の確認等を行い継続ケアに努める。</p>	<p style="text-align: center;">第17節 保健衛生、感染症予防活動</p> <p>第2 主な活動</p> <p>1 保健師による被災者の健康相談等を行うとともに、避難所における健康意識の向上に努める。また、被災者の食料確保状況を把握し、管理栄養士による栄養指導を行うとともに食品衛生上の危害防止のための措置をとる。</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>1 保健衛生活動</p> <p>(1) 基本方針</p> <p>災害発生直後より、被災地及び避難所等に保健師、管理栄養士を派遣し、被災者の救護及び健康管理のための保健活動を行う。</p> <p>また、被災世帯及び避難所等における健康管理を継続して行い、環境の整備に取り組むとともに、心のケアのため必要に応じ精神科医師等の派遣を行う。</p> <p>このほか、市町村を通じて被災者の食料確保の状況を把握し、関係機関と連携の上、栄養改善及び食品衛生管理に必要な措置をとる。</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>イ【市町村が実施する対策】</p> <p>(ウ) 県と連携し、要医療者及び<u>慢性疾患患者</u>等に、医療・保健情報を提供するとともに、受診状況の確認等を行い継続ケアに努める。</p>	<p>長野県歯科口腔保健推進条例の改正に伴う修正</p> <p>長野県歯科口腔保健推進条例の改正に伴う修正</p> <p>脱字の修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第18節 遺体の捜索及び対策等の活動</p> <p>第3 活動の内容 遺体の捜索及び対応</p> <p>2 実施計画</p> <p>(1) 【県が実施する対策】(危機管理部、健康福祉部、警察本部)</p> <p>ク 身元確認・遺体の引渡しについては以下のとおりとする。</p> <p>(イ) <u>身元を明らかにすることができない遺体は、当該遺体を引き渡したとしてもその後の犯罪捜査に支障を及ぼすおそれがないと認められる場合において</u>、死体取扱規則第5条に基づき、遅滞なく市町村長にその所持品等とともに引き渡す。この場合においては、死亡報告書に死体見分調書(多数死体見分調書)を添えて行い、遺体及び所持金品引取書を徴しておく。</p>	<p style="text-align: center;">第18節 遺体の捜索及び対策等の活動</p> <p>第3 活動の内容 遺体の捜索及び対応</p> <p>2 実施計画</p> <p>(1) 【県が実施する対策】(危機管理部、健康福祉部、警察本部)</p> <p>ク 身元確認・遺体の引渡しについては以下のとおりとする。</p> <p>(イ) <u>本籍地の不明な遺体は</u>、死体取扱規則第9条に基づき、遅滞なく市町村長にその所持品等とともに引き渡す。この場合においては、死亡報告書に死体見分調書(多数死体見分調書)を添えて行い、遺体及び所持金品引取書を徴しておく。</p>	<p>警察本部による修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第26節 通信・放送施設応急活動</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 電気通信施設の応急活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)、<u>楽天モバイル(株)</u>が実施する対策】</p> <p>(略)</p> <p>5 警察通信施設の応急活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【警察本部が実施する対策】</p> <p>通信施設が被災した場合、被災状況や警察活動の状況により、次の応急対策を実施する。</p> <p>ア 災害警備本部の開設</p> <p>イ 臨時中継所の開設</p> <p>ウ 臨時基地局の開設</p> <p>エ 衛星通信回線の開設</p> <p>オ 衛星通信車<u>及び応急通信対策車</u>の支援要請</p> <p><u>カ 応急用資機材の支援要請</u></p> <p><u>キ 有線応急架設による応急回線の開設</u></p> <p><u>ク 本部代替施設の開設</u></p>	<p style="text-align: center;">第26節 通信・放送施設応急活動</p> <p>第3 計画の内容</p> <p>3 電気通信施設の応急活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【東日本電信電話(株)、(株)NTTドコモ、KDDI(株)、ソフトバンク(株)が実施する対策】</p> <p>(略)</p> <p>5 警察通信施設の応急活動</p> <p>(2) 実施計画</p> <p>【警察本部が実施する対策】</p> <p>通信施設が被災した場合、被災状況や警察活動の状況により、次の応急対策を実施する。</p> <p>ア 災害警備本部の開設</p> <p>イ 臨時中継所の開設</p> <p>ウ 臨時基地局の開設</p> <p>エ 衛星通信回線の開設</p> <p>オ 衛星通信車<u>および応急用通信機器</u>の支援要請</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>カ 有線応急架設による応急回線の開設</u></p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>事業者の追加</p> <p>警察本部による修正</p>

新	旧	修正理由・備考
<p style="text-align: center;">第1節 復旧・復興の基本方針の決定</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 支援体制</p> <p>(2)実施計画</p> <p>【県・市町村が実施する対策】</p> <p>県、市町村は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の県、他の市町村等に対し職員の派遣、その他の協力を求めるものとする。<u>特に、他の地方公共団体に対し、技術職員の派遣を求める場合においては、復旧・復興支援技術職員派遣制度を活用するものとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">第1節 復旧・復興の基本方針の決定</p> <p>第3 活動の内容</p> <p>2 支援体制</p> <p>(2)実施計画</p> <p>【県・市町村が実施する対策】</p> <p>県、市町村は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ国、他の県、他の市町村等に対し職員の派遣、その他の協力を求めるものとする。</p>	<p>国の防災基本計画に合わせて修正</p>